

**尾張旭市
第6期障がい者計画
第6期障がい福祉計画
第2期障がい児福祉計画**

＜2021（令和3）～2023（令和5）年度＞

～ 誰もが自分らしくいきいきと暮らす福祉の街をめざして ～

**ともに生きよう！みんなで支えあう
住みよいまち“尾張旭”**



**2021（令和3）年3月
尾張旭市**

尾張旭市

第6期障がい者計画

第6期障がい福祉計画

第2期障がい児福祉計画

2021（令和3）年3月

みんなが輝く共生社会の実現をめざして

このたび、障がいのある人を生涯にわたって支援するための指針として「尾張旭市第6期障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」を策定しました。



策定にあたり、アンケート調査等にご協力いただきました市民の皆さまをはじめ、関係団体や事業所の皆さま、そして熱心にご審議いただきました策定会議の皆さまには、心から厚く御礼申し上げます。

本計画は、障がいの有無や性別、年齢、国籍などにかかわらず多様性を認め合い、すべての市民の人権が尊重され、誰も孤立することなく安心して暮らせる地域共生社会の実現をめざしています。

特に今回の計画では、障がいのある人の地域での生活支援や、障がいのある子ども等の可能性を伸ばすため、前計画から引き続いて「切れ目のない支援に関する取組」を、重要な施策の柱としています。

また、近年は、文化芸術活動の推進や、医療的ケア児に対する支援の充実などが求められています。このため、障がいのある人の地域生活の支援や、就労支援のほか、保健、医療、福祉、子育て、教育、文化芸術活動など、幅広い分野にわたって、総合的・計画的に障がい福祉施策を推進していくこととしています。

市民の皆さまには、この計画の趣旨と重要性をご理解いただき、「ともに生きよう！みんなが支え合う住みよいまち“尾張旭”」の実現に向け、一層のご協力をお願いいたします。

2021（令和3）年3月

尾張旭市長 森 和 実

目 次

第 1 章 計画の策定にあたって

1	計画策定の趣旨等	2
(1)	計画策定の趣旨	2
(2)	障がい者施策の動向と計画	3
(3)	計画策定の方針	4
(4)	第 6 期障がい福祉計画及び第 2 期障がい児福祉計画に係る基本方針	4
2	計画の性格	6
(1)	計画の位置づけ	6
(2)	計画の対象	7
3	計画の期間	7

第 2 章 障がいのある人を取り巻く現状

1	人口構造	10
(1)	人口の推移	10
(2)	人口ピラミッド	11
2	障がいのある人の状況	12
(1)	身体障がいのある人	12
(2)	知的障がいのある人	14
(3)	精神障がいのある人	16
(4)	発達障がいのある人	18
(5)	難病の人	18
(6)	障害福祉サービス及び障害児通所サービスの利用者	19
(7)	サポート保育利用者	19
(8)	特別支援教育	19
3	アンケート調査からわかる障がいのある人の現状	20
(1)	アンケート調査の概要	20
(2)	アンケート調査の結果概要	21
4	ヒアリング調査からわかる障がいのある人の現状	35
(1)	ヒアリング調査の概要	35

(2) ヒアリング調査結果の概要	36
5 「第5期障がい者計画」の進捗状況	39
(1) 施策の進捗状況	39
(2) 数値目標の進捗状況総合評価	44
6 「第5期障がい福祉計画」の進捗状況	45
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	45
(2) 福祉施設から一般就労への移行等	46
(3) 訪問系サービスの利用実績	47
(4) 日中活動系サービスの利用実績	48
(5) 居住系サービスの利用実績	49
(6) 相談支援の利用実績	49
(7) 地域生活支援事業の実績	49
7 「第1期障がい児福祉計画」の進捗状況	52
(1) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	52
(2) 障害児通所支援の利用実績	52
(3) 障害児相談支援の利用実績	53
(4) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター	53
(5) 子ども・子育て支援	53

第3章 計画の基本理念及び基本目標

1 尾張旭市第五次総合計画における基本的な考え方	56
2 基本理念	56
3 基本的な視点	57
4 基本目標	58
5 施策の体系	59
6 重点的な取り組み	60

第4章 第6期障がい者計画

目標1 わかり合うために

施策1 差別解消に向けた取り組みの推進	62
---------------------	----

施策2	地域共生をめざす交流の促進	68
目標2	安心して暮らしていくために	
施策1	包括的な相談支援の充実	71
施策2	権利擁護の推進	74
施策3	福祉サービス等の利用促進と情報提供の充実	77
施策4	障がい福祉にかかる人材確保の促進	82
目標3	誰もが安全で快適に暮らせるために	
施策1	地域生活支援の充実	84
施策2	外出したくなるまちづくりの推進	87
施策3	防災・感染症対策の推進	91
目標4	子どもの可能性を伸ばすために	
施策1	発達が気になる子どもへの支援の充実	97
施策2	地域でともに学び育つ機会の充実	102
施策3	インクルーシブ教育の充実	105
目標5	誰もがいきいきと活動するために	
施策1	雇用・就労支援の促進	110
施策2	文化芸術・スポーツ・レクリエーションの推進	114
目標6	健やかに生きるために	
施策1	障がいの早期発見と疾病の予防の充実	118
施策2	医療と保健・福祉との連携促進	122

第5章 第6期障がい福祉計画

1	障害者総合支援法に基づくサービスの概要	128
2	障がい福祉計画の目標	129
(1)	国の基本指針に定める目標	129
(2)	第6期計画の目標	131
3	障害福祉サービスの見込量と確保策	135
(1)	訪問系サービス	135
(2)	日中活動系サービス	137
(3)	居住系サービス	140
(4)	相談支援	142

4 地域生活支援事業の見込量と確保策	143
(1) 必須事業	143
(2) 任意事業	149

第6章 第2期障がい児福祉計画

1 障がいのある児童に対する支援施策の動向	152
2 障がい児福祉計画の目標	153
(1) 国の基本指針に定める障がい児支援の提供体制の整備等に関する目標	153
(2) 第2期計画の目標値	154
3 障がいのある児童等に対するサービスの見込量と確保策	155
(1) 障害児通所支援	155
(2) 障害児相談支援	156
(3) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター	157
(4) 発達障がい児等に対する支援	157
4 子ども・子育て支援	158
(1) 保育所における障がい児等の受け入れ	158
(2) 放課後児童健全育成事業（児童クラブ・学童クラブ）における障がい児等の受け入れ	158
(3) ピンポンパン教室の利用者数	159

第7章 計画の推進

1 計画の推進体制	162
(1) 庁内連携体制の整備	162
(2) 県及び広域的な連携	162
(3) 市民と行政の協働による推進	162
(4) 団体、事業者等との連携	162
(5) 人材の確保と育成	164
(6) 災害・感染症対策に係る体制整備	164
2 計画の進捗状況の点検・評価	164

資 料 編

1	用語解説	166
2	策定会議	171
	(1) 要綱	171
	(2) 構成員名簿	172
3	計画の策定経緯	173

第1章

計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨等

(1) 計画策定の趣旨

本市では、1998（平成10）年度に「尾張旭市障害者計画」（計画期間：1999（平成11）～2008（平成20）年度）を策定し、各種障がい者施策を推進してきました。また、2006（平成18）年4月から「障害者自立支援法」が施行となり、同法に基づく「尾張旭市障害福祉計画」を策定しました。さらに、2008（平成20）年度には両計画を一体として「尾張旭市第2期障害者計画・障害福祉計画」（計画期間：2009（平成21）～2011（23）年度）を策定し、障害福祉サービスをはじめとする障がい者関連サービスの充実と福祉のまちづくりに努めてきました。その後、2011（平成23）年度の見直しを経て、2014（平成26）年度に「尾張旭市第4期障がい者計画・障がい福祉計画」（計画期間：2015（平成27）～2017（29）年度／以下、「第4期計画」といいます。）を策定しました。第4期計画では、「尾張旭市第五次総合計画」に示されている“めざす姿”「障がい者が安心して生活し、社会参加できています」の実現と、国が障害者権利条約の締結に向けて整備してきた国内法の考え方を踏まえ、「誰もが自分らしくいきいきと暮らす福祉の街をめざして ともに生きよう！みんなで支えあう住みよいまち“尾張旭”」を基本理念として各種施策を推進してきました。しかし、支援者の高齢化や障がいの重度化への対応、医療的な支援や不足しているサービスの確保、障がい児への切れ目のない支援など、新たな課題も生じてきました。また、2016（平成28）年度の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」といいます。）及び児童福祉法の改正により、障害児福祉計画の策定が義務づけられました。こうした背景のもと、2016（平成28）・2017（平成29）年度にわたり、第4期計画の基本理念を継承するとともに、新たな課題について把握・検討し、「尾張旭市第5期障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」（以下、「第5期計画」といいます。）を策定しました。

今回、第5期計画が2020（令和2）年度に計画年度を終えることから、2019（令和元）・2020（令和2）年度にわたり、現計画の評価と課題の把握を行うとともに、新たな課題について把握・検討し、「尾張旭市第6期障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」（以下、「第6期計画」といいます。）を策定します。

(2) 障がい者施策の動向と計画

2004 (平16)	○障害者基本法の改正 ○発達障害者支援法の制定	尾張旭市障害者計画 (平11～20年度)	
2005 (平17)	○障害者自立支援法の制定 ○障害者雇用促進法の改正		
2006 (平18)	○バリアフリー新法の制定 ○学校教育法等の改正 ○教育基本法の改正 ★国連が障害者権利条約を採択		尾張旭市障害福祉計画 (平18～20年度)
2007 (平19)	★わが国が障害者権利条約に署名		
2008 (平20)	○障害者雇用促進法の改正		
2009 (平21)	◇民主党政権交代 ■障がい者制度改革推進本部（推進会議）の設置	尾張旭市第2期障害者計画・障害福祉計画 (平21～23年度)	
2010 (平22)	■障がい者制度改革推進会議総合福祉部会の設置（障害者総合福祉法の検討） ■推進会議が「障害者制度改革の推進のための基本的な方向（第一次意見）」を報告 ■推進会議が「障害者制度改革の推進のための第二次意見」を報告 ○「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」の制定（障害者自立支援法・児童福祉法等の改正、グループホーム等の家賃助成、同行援護の創設、相談支援の充実、障害児支援の強化等）		
2011 (平23)	■推進会議が「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」を報告 ○障害者虐待防止法の制定（2012（平成24）年10月施行） ○障害者基本法の改正		
2012 (平24)	○障害者総合支援法（障害者自立支援法の改正、2013（平成25）年4月施行、難病の追加等） ○障害者優先調達推進法の制定（2013（平成25）年4月施行） ■障害者政策委員会の設置、障害者差別部会の設置 ■差別禁止部会が「『障害を理由とする差別の禁止に関する法制』についての差別禁止部会の意見」を報告 ◇自民党政権交代	尾張旭市第3期障がい者計画・障がい福祉計画 (平24～26年度)	
2013 (平25)	○障害者法定雇用率の引き上げ ○障害者差別解消法の制定 ○難病等が障害者総合支援法の対象となる ■障害者基本計画（第3次）の策定		
2014 (平26)	★障害者権利条約批准 ○難病医療法の制定及び児童福祉法の改正		
2015 (平27)	○障害者総合支援法の対象疾病の拡大 ■社会保障審議会障害者部会「障害者総合支援法施行3年後の見直しについて」	尾張旭市第4期障がい者計画・障がい福祉計画 (平27～29年度)	
2016 (平28)	○障害者差別解消法の施行 ○成年後見制度利用促進法の制定 ○障害者総合支援法及び児童福祉法の改正（自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援等の創設、医療的ケアを要する障害児に対する支援、障害児福祉計画の策定等）		
2017 (平29)	■ユニバーサルデザイン2020 行動計画 ■成年後見制度利用促進基本計画閣議決定		
2018 (平30)	■障害者基本計画（第4次）閣議決定 ○精神障害者が雇用義務の対象に追加 ○障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の制定	尾張旭市第5期障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画 (平30～令2年度)	
2019 (令和元)	■障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画の決定（文部科学省・厚生労働省） ○障害者雇用促進法の改正（障害者活躍推進計画の作成）		

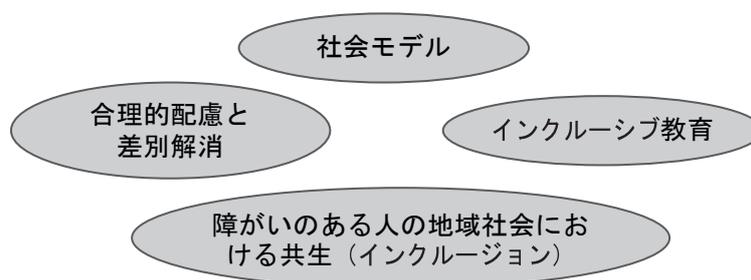
★ = 国際的な動向 ○ = 法整備の動向 ■ = 国の動向 ◇ = 政局の動向

(3) 計画策定の方針

障害者権利条約と、その署名以降に進められた締結のための制度改革の基本にある新しい考え方については、既に第5期計画の中に盛り込まれていますが、今回策定する第6期計画にあたっては、引き続き広報・啓発、教育を進めていくことが重要であり、具体的施策とその取り組みの更なる推進が求められることとなります。

国の第4次障害者基本計画、県計画の動向、第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る基本指針等を踏まえ、計画の見直しを行います。

<第6期計画策定のポイント>



- 「インクルージョン^{*}」「合理的配慮」「社会モデル^{**}」など、障害者権利条約や障害者基本法に盛り込まれた新しい考え方を、より反映する
- 難病など障がいの範囲を明確にして、難病患者への支援の充実を図る
- インクルーシブ教育^{**}については、国や県の動向を把握しながら、これまで以上に合理的配慮等を考慮する必要がある
- 障害者虐待防止法の趣旨を踏まえ、サービス事業者、企業等への啓発広報活動と、早期発見・対応のシステムの確立を図っていく必要がある
- 障害者差別解消法の施行を踏まえ、広報啓発と体制づくりを進める必要がある
- 障害者優先調達推進法の施行を踏まえ、制度の周知や実効性を確保する必要がある
- 高齢障害者への対応として、介護保険事業計画との整合を図る必要がある（共生型サービスの普及等）
- 成年後見制度利用促進法の制定を踏まえ、体制の充実を図る必要がある

^{*}インクルージョン：誰もが社会の中で孤立したり、排除されることなく、その構成員として存在価値と役割を持てる社会をめざすという考え方です。

^{**}社会モデル：「障がい」は個人の心身機能の障がいと社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務である、という考え方です。

^{**}インクルーシブ教育：障がいのある子どもをはじめ、すべての子どもに対して、一人ひとりの教育的ニーズにあった適切な教育的支援を、地域の通常の学級において行う教育のことをいいます。

(4) 第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画に係る基本指針

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は国の基本指針に則して作成する必要があります。第6期計画の策定に向けた基本指針の見直しが行われ、2020（令和2）年5月に告示されました。

<基本指針のポイント>

① 地域における生活の維持及び継続の推進

- ・日中サービス支援型指定共同生活援助など常時の支援体制を踏まえた地域移行の推進（令和元年度末の施設入所者数の6%以上移行、1.6%以上削減）

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を一層推進するため、精神障害者の精神病床から退院後の地域における定着に関する成果目標を追加（1年以内の地域における平均生活日数316日以上）
- ・アルコール、薬物及びギャンブル等の依存症対策（地域の連携協力体制の構築や依存症の理解促進等）

③ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行（令和元年度実績の1.27倍以上）
- ・就労移行支援の目標を明確化（令和元年度実績の1.30倍以上）
- ・就労継続支援A型及びB型についても事業目的を踏まえた上で成果目標を追加（令和元年度実績のA型は1.26倍以上、B型は1.23倍以上）
- ・就労定着支援事業の利用促進を図るため成果目標を追加（就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち7割が利用を基本とし、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上）
- ・地域共生社会の実現に向け「農福連携」の更なる推進
- ・多様なニーズに対応した就労支援として、大学在学中の学生や高齢者に対する就労支援

④ 「地域共生社会」の実現に向けた取り組み

- ・地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保
- ・地域の実態等を踏まえた包括的な支援体制の構築

⑤ 発達障害者等支援の一層の充実

- ・発達障害者等に対して適切な対応を行うため、ペアレントプログラムやペアレントトレーニングなど発達障害者の家族等に対する支援体制の充実
- ・発達障害の診断等を専門に行うことができる医療機関等の確保

⑥ 障害児通所支援等の地域支援体制の整備

- ・児童発達支援センターにおける地域支援機能の強化（1か所以上）
- ・難聴障害児の支援体制の確保（県）
- ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保（市又は圏域に少なくとも1か所以上）
- ・医療的ケア児支援の連携を図るための協議の場の設置・コーディネーターの配置

⑦ 相談支援体制の充実・強化等

- ・相談支援体制に関して、検証・評価を行い、各種機能の更なる強化・充実に向けた取り組みの実施体制を確保

⑧ 障害者の社会参加を支える取り組み

- ・障害者による文化芸術活動を支援するセンターの設置（県）
- ・読書バリアフリー法を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備を計画的に推進

⑨ 障害福祉サービス等の質の向上

- ・サービスの質の向上を図るための取り組み（研修体制の充実、適正なサービス提供に係る情報収集など）に係る体制を構築

⑩ 障害福祉人材の確保

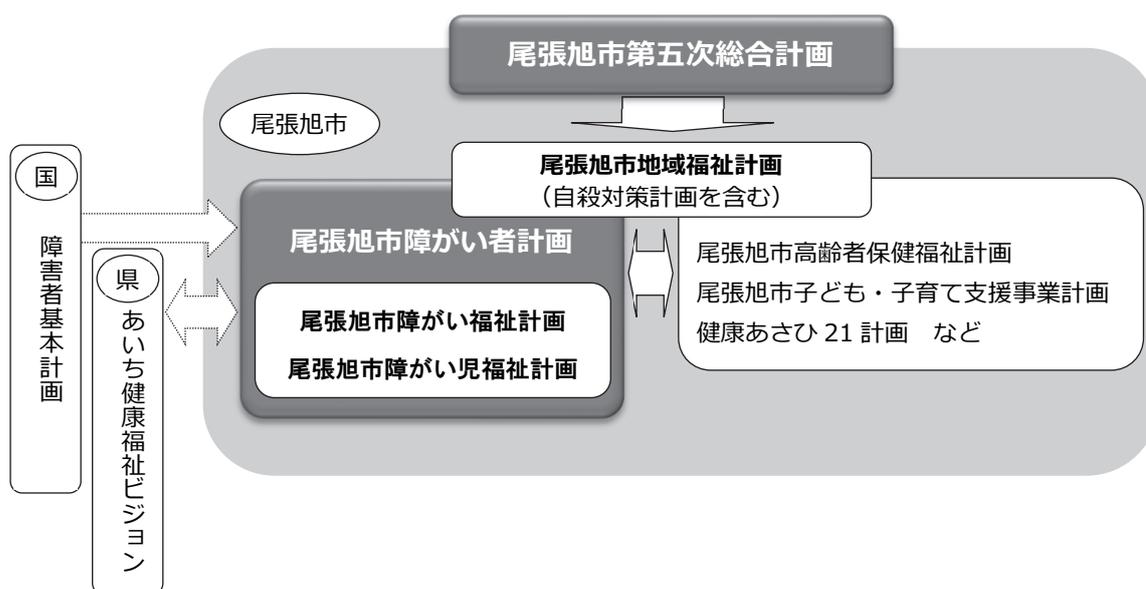
- ・研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等、関係者が協力した取り組み

2 計画の性格

(1) 計画の位置づけ

- 「障がい者計画」は、障害者基本法第11条に規定する市町村障害者計画であり、国の「障害者基本計画」及び愛知県の「あいち健康福祉ビジョン」の基本的な考え方を反映させながら、「尾張旭市第五次総合計画」における障がい者福祉分野の推進を図るための計画として位置づけられます。
- 「障がい福祉計画」は、障害者総合支援法第88条に規定する市町村障害福祉計画であり、本市における障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の拡充と提供体制の確保に関する計画です。
- 「障がい児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20に規定する市町村障害児福祉計画であり、障害児通所支援や障害児相談支援の拡充と提供体制の確保に関する計画です。
- 策定にあたっては、「尾張旭市地域福祉計画」「尾張旭市高齢者保健福祉計画」「尾張旭市子ども・子育て支援事業計画」「健康あさひ21計画」などの関連計画と整合を図りながら策定します。なお、2017（平成29）年に公布された「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」による社会福祉法の改正により、地域福祉計画は、高齢者、障がいのある人、児童等の福祉の各分野における共通的な事項を横断的に記載する、いわゆる「上位計画」として位置づけられました。

■計画の位置付け



(2) 計画の対象

- 本計画の対象は、身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人（発達障がいのある人を含む）及び難病患者その他の心身機能の障がいがある人であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人です。
- 本計画の対象地域は尾張旭市ですが、愛知県が設定している障害保健福祉圏域（尾張東部圏域）に属する市町（瀬戸市、豊明市、日進市、長久手市及び東郷町）とも連携をしながら推進します。

3 計画の期間

障がい者計画は、法的に計画期間が定められていませんが、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は3年ごとに策定しなければなりません。本市においては、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の期間に合わせて、3計画を一体的なものとして3年ごとに見直しを行います。

ただし、定期的な進捗管理を行う中で、計画期間中に、内容の変更等の必要が生じた場合は、適宜、見直しを行います。

■計画の期間

区 分	2018 (平30) 年	2019 (令元) 年	2020 (令2) 年	2021 (令3) 年	2022 (令4) 年	2023 (令5) 年	2024 (令6) 年	2025 (令7) 年	2026 (令8) 年
障がい者計画・障がい福祉計画	← 第5期計画 →		← 第6期計画 →			← …… 第7期計画 …… →			
障がい児福祉計画	← 第1期計画 →		← 第2期計画 →			← …… 第3期計画 …… →			

第2章

障がいのある人を取り巻く現状

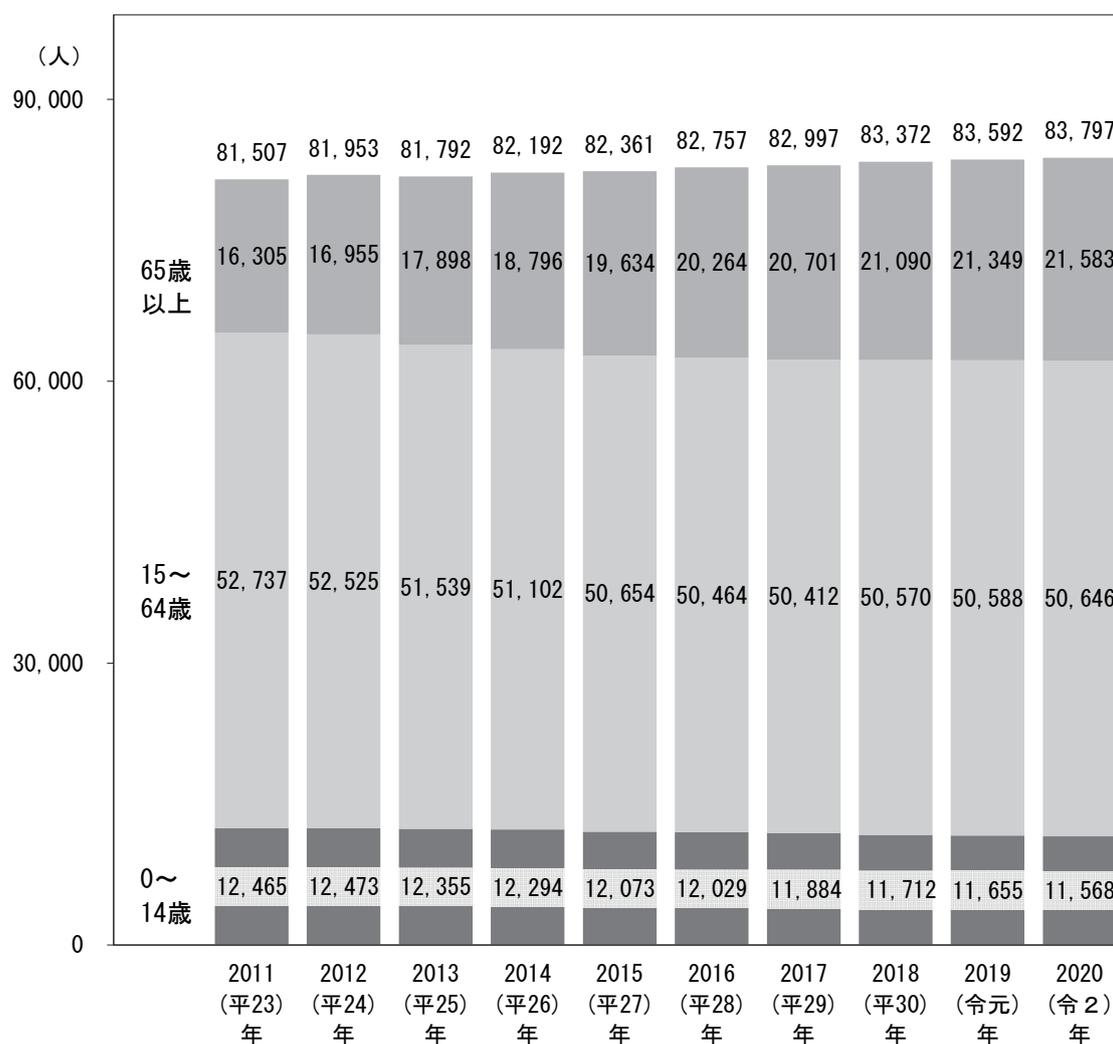
1 人口構造

(1) 人口の推移

本市の総人口は、2020（令和2）年3月31日現在、83,797人であり、2011（平成23）年以降の推移をみると増加傾向にあります。

年齢区分別に推移をみると、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）はほぼ横ばいに推移していますが、高齢者人口（65歳以上）は年々増加しており、2011（平成23）年から2020（令和2）年の9年間に5,278人増加し、1.32倍となっています。同期間の総人口の増加が1.03倍なので、いかに高齢者人口が増加しているのかがわかります。

図表2-1 人口の推移



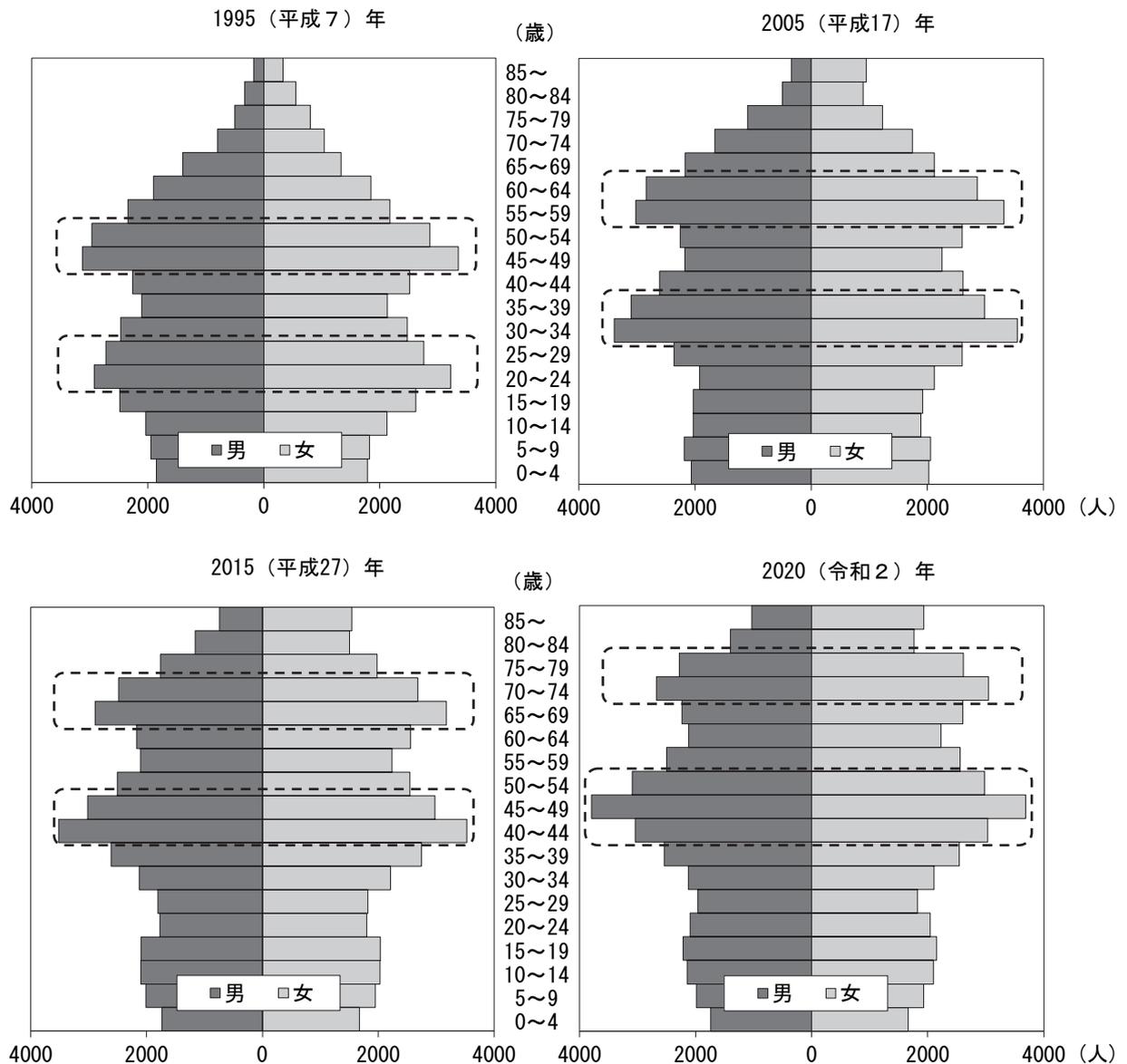
資料：各年3月31日現在の住民基本台帳人口

(2) 人口ピラミッド

図表2-2は、国勢調査と住民基本台帳から、本市の男女別5歳年齢階級別人口（人口ピラミッド）の推移をみたものです。

人口の増加に伴い、ピラミッド全体が大きくなっていますが、団塊世代及びその子ども世代を含む年齢層の膨らみが上部に移動するとともに長寿化の進展により、底部に対し頭部が大きな不安定な形状に変わってきています。

図表2-2 人口ピラミッド



資料：2015（平成27）年までは国勢調査、2020（令和2）年は住民基本台帳

2 障がいのある人の状況

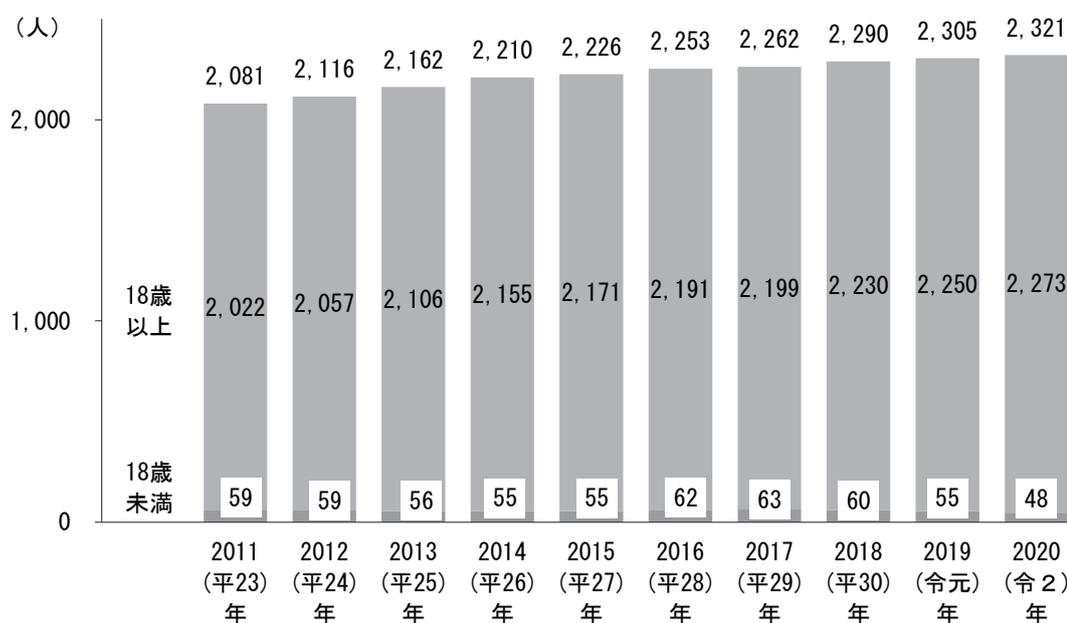
(1) 身体障がいのある人

① 身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数の推移をみると、2019（令和元）年には2,300人を超えており、2011（平成23）年から2020（令和2）年の間に240人増加しました（図表2-3）。

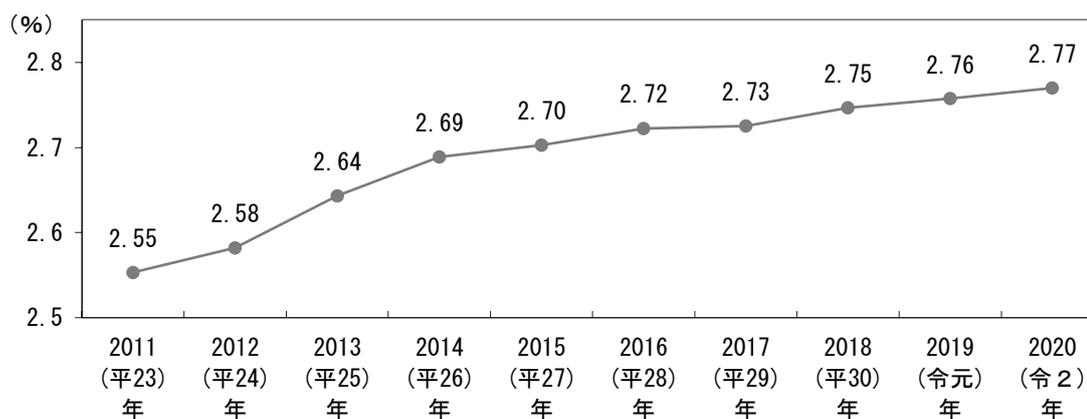
本市の総人口に占める身体障害者手帳所持者の率の推移をみると、2020（令和2）年3月31日現在、2.77%です（図表2-4）。

図表2-3 身体障害者手帳所持者数の推移



資料：尾張旭市福祉課（各年3月31日現在）

図表2-4 身体障害者手帳所持者数の率の推移



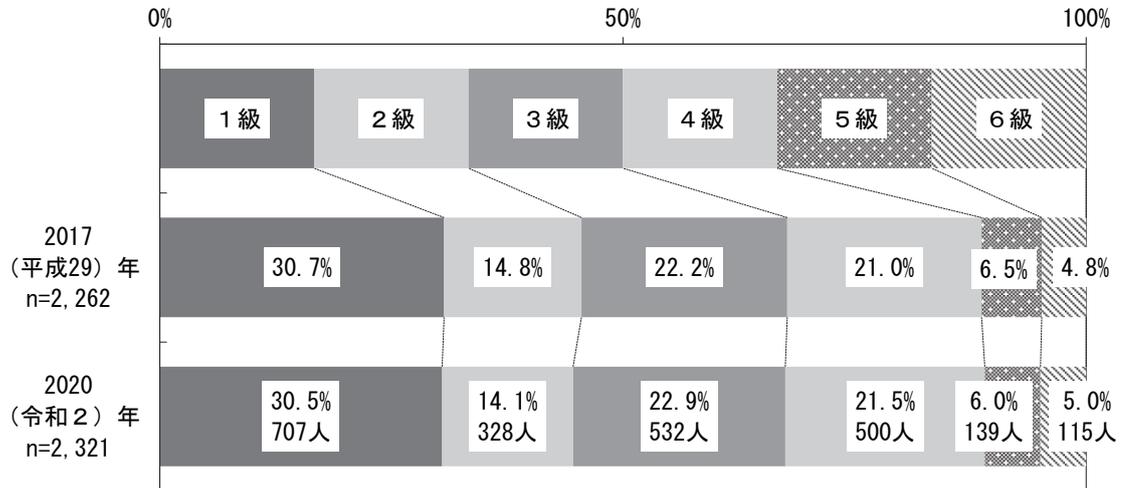
(注) 手帳所持者数÷人口

資料：尾張旭市福祉課（各年3月31日現在）

② 障がいの等級別にみた身体障害者手帳所持者

2020（令和2）年3月31日現在の身体障害者手帳所持者を障がいの等級別にみると、1・2級の重度の人が44.6%を占めています。

図表2-5 障がい等級別構成比

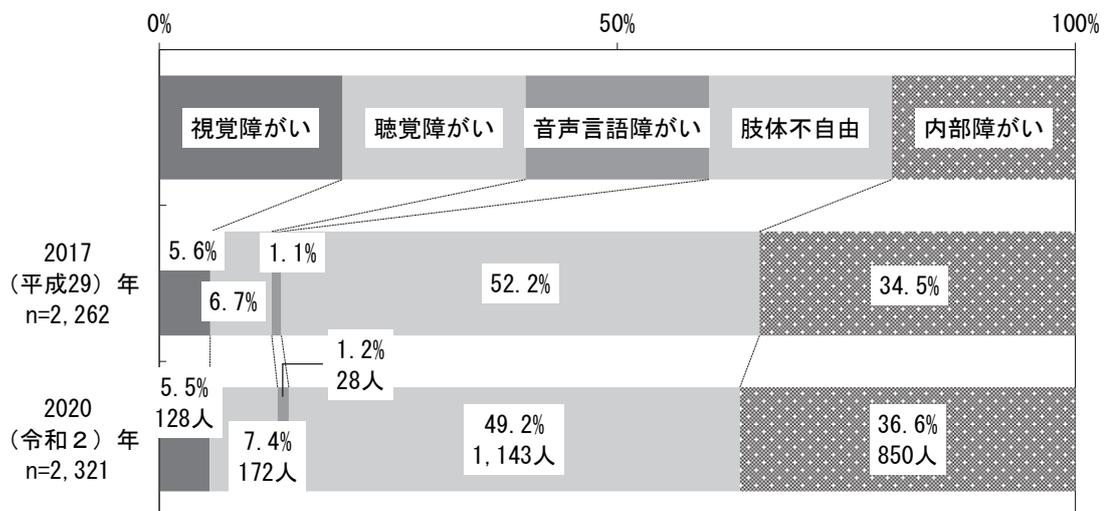


資料：尾張旭市福祉課（各年3月31日現在）

③ 障がいの種類別にみた身体障害者手帳所持者

2020（令和2）年3月31日現在の身体障害者手帳所持者を身体障がいの種類別にみると、下肢、上肢、体幹障がいなどの肢体不自由が1,143人と最も多く、49.2%を占めています。次いで、内部障がいが高くなり、2017（平成29）年との比較では2ポイント以上高くなっています。

図表2-6 障がいの種類別構成比



資料：尾張旭市福祉課（各年3月31日現在）

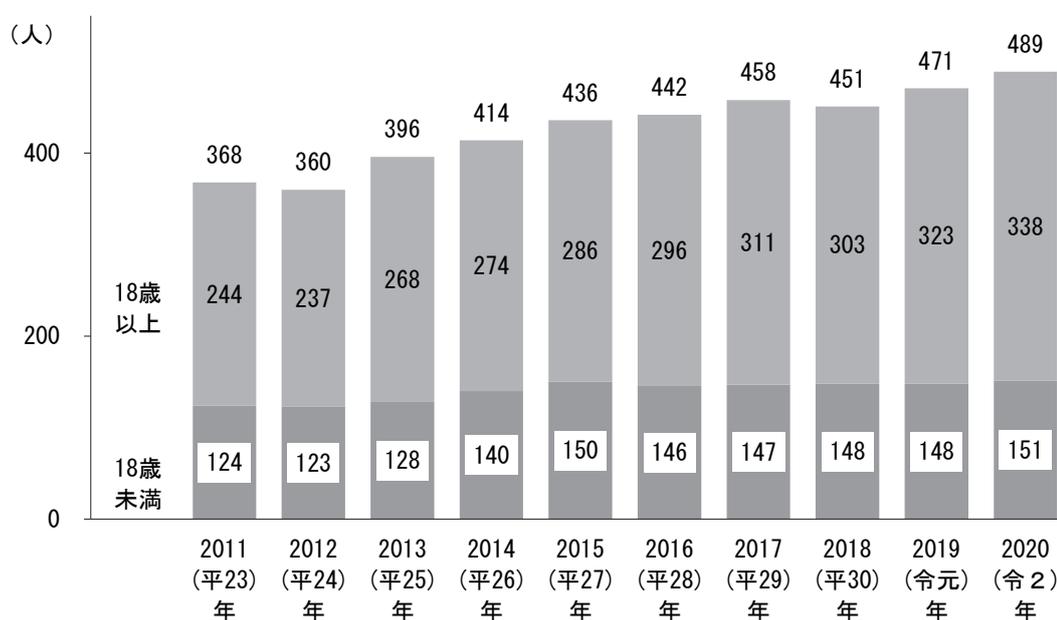
(2) 知的障がいのある人

① 療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数の推移をみると、2012（平成24）年以降、年々増加しており、2011（平成23）年から2020（令和2）年の9年間に120人以上増加しています。年齢別にみると、18歳以上に増加の傾向がみられます（図表2-7）。

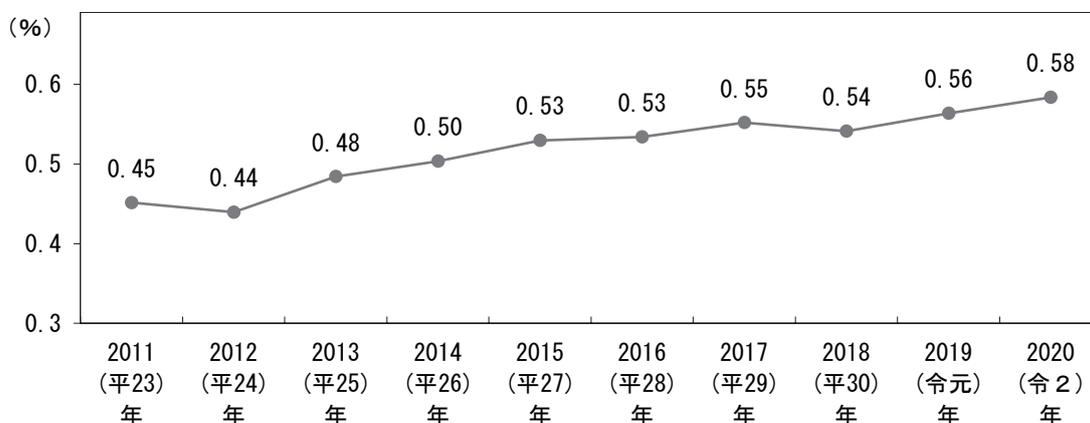
本市の総人口に占める療育手帳所持者の割合の推移をみると、上昇傾向にあり、2020（令和2）年3月31日現在、0.58%です（図表2-8）。

図表2-7 療育手帳所持者数の推移



資料：尾張旭市福祉課（各年3月31日現在）

図表2-8 療育手帳所持者数の率の推移



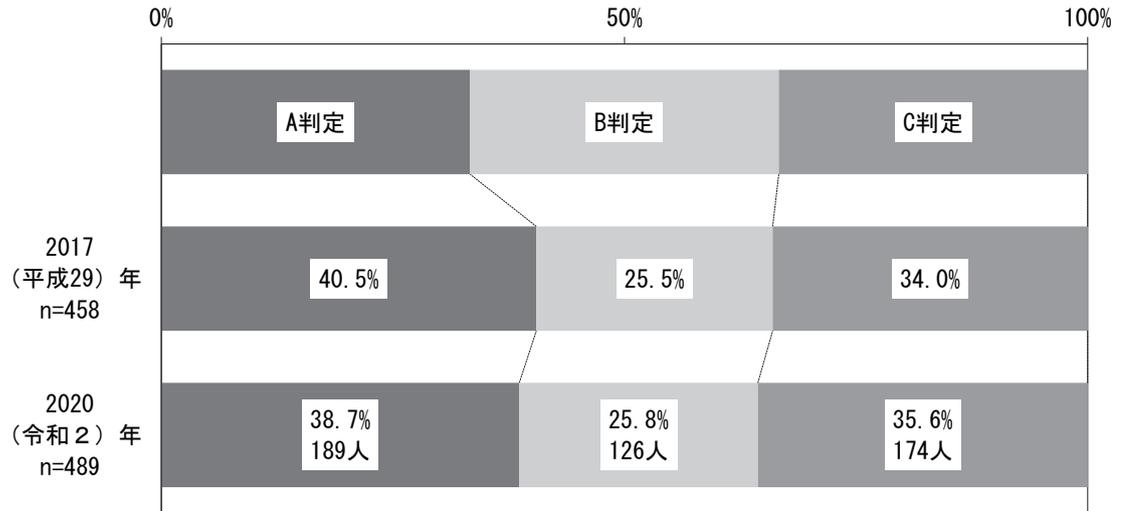
(注) 手帳所持者数÷人口

資料：尾張旭市福祉課（各年3月31日現在）

② 障がいの等級別にみた療育手帳所持者

療育手帳は、愛知県ではA判定、B判定、C判定の3段階に区分されています。2020（令和2）年3月31日現在の療育手帳所持者を障がいの等級別にみると、重度のA判定が最も高く38.7%、次いで軽度のC判定の人が35.6%、中度のB判定の人が25.8%となっています。

図表2-9 障がい等級別構成比



資料：尾張旭市福祉課（各年3月31日現在）

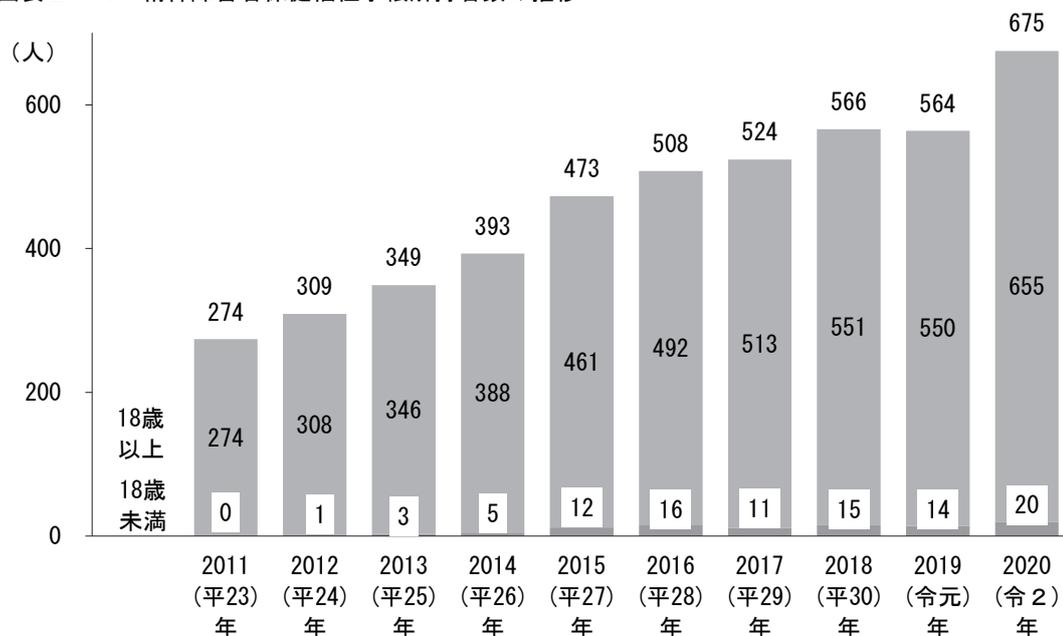
(3) 精神障がいのある人

① 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳制度は 1995（平成 7）年に導入されました。2010（平成 22）年以降の精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、年々増加傾向にあり、2011（平成 23）年から 2020（令和 2）年の 9 年間に 400 人以上増加しています。年齢別にみると、18 歳以上に増加が著しいものの、18 歳未満も徐々に増加しています（図表 2 - 10）。

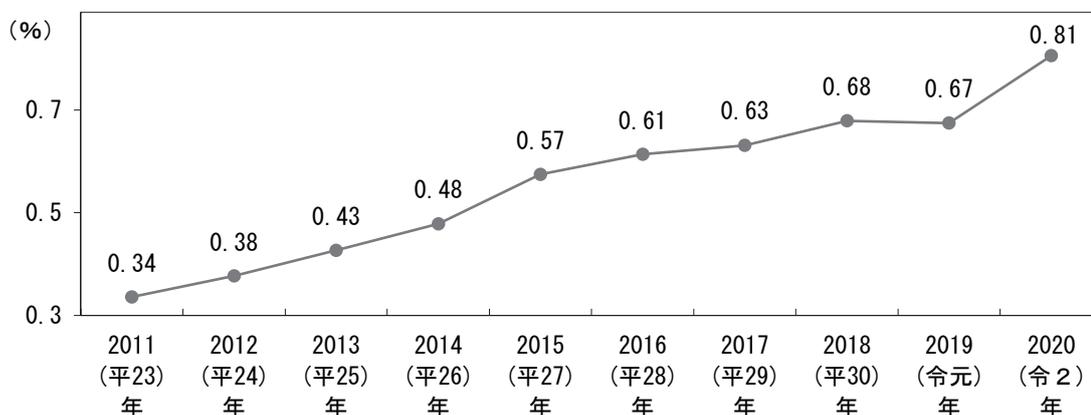
本市の総人口に占める精神障害者保健福祉手帳所持者の割合の推移をみると、2019（令和元）年から 2020（令和 2）年にかけて大幅に上昇しており、2020（令和 2）年 3 月 31 日現在、0.81%となっています（図表 2 - 11）。

図表 2 - 10 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



資料：尾張旭市福祉課（各年 3 月 31 日現在）

図表 2 - 11 精神障害者保健福祉手帳所持者数の率の推移



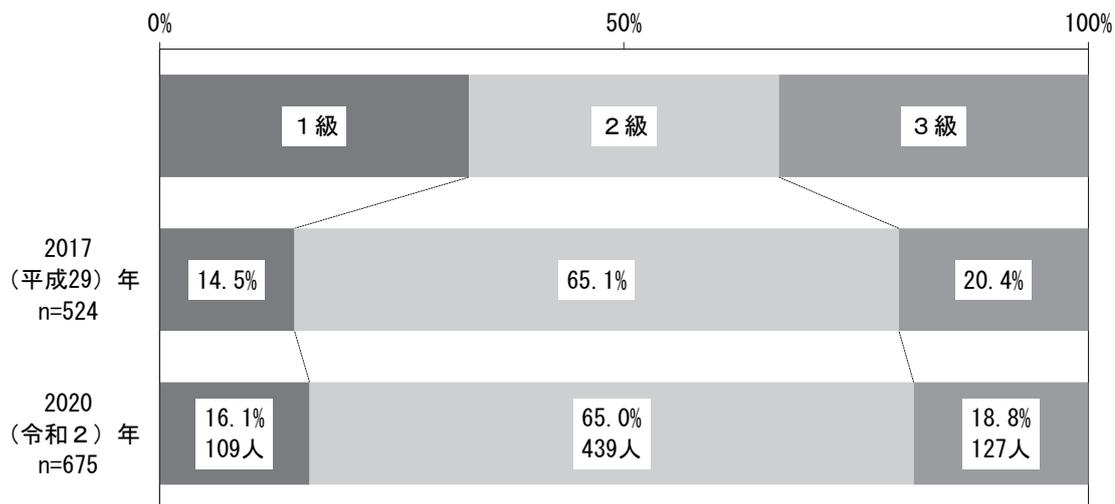
(注) 手帳所持者数 ÷ 人口

資料：尾張旭市福祉課（各年 3 月 31 日現在）

② 障がいの等級別にみた精神障害者保健福祉手帳所持者

精神障害者保健福祉手帳所持者の障がい等級は重い方から1級、2級、3級となっています。2020（令和2）年3月31日現在の精神障害者保健福祉手帳所持者を障がいの等級別にみると、2級の人が65.0%を占めています。

図表 2-12 障がい等級別構成比



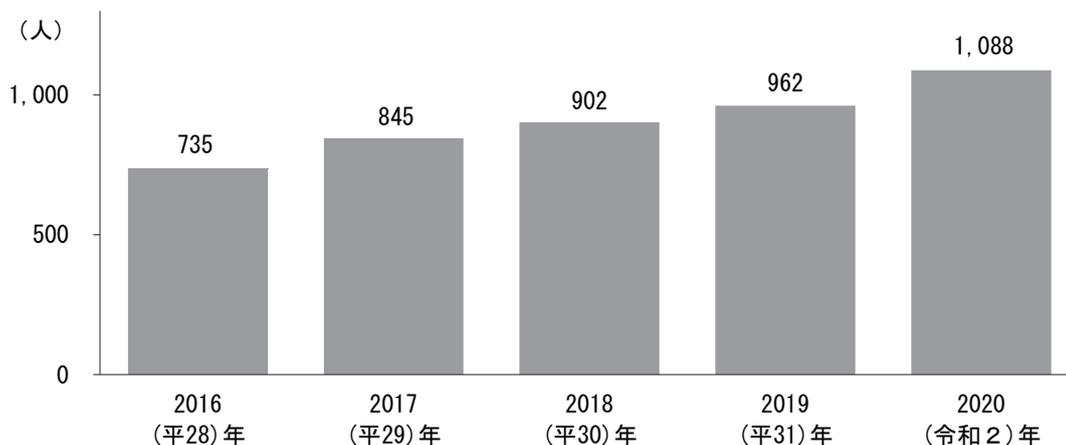
資料：尾張旭市福祉課（各年3月31日現在）

③ 自立支援医療（精神通院）受給者

2006（平成18）年4月1日から、統合失調症やうつ病などの精神疾患患者が、通院による継続した治療を受ける場合に、医療費の自己負担額を軽減する自立支援医療（精神通院）制度が創設されました。精神障害者保健福祉手帳を所持していなくても、自立支援医療（精神通院）を受けている人もあります。

2019（令和元）年度末現在の自立支援医療（精神通院）の受給者数は1,088人となっており、これを精神障がいのある人の数とみなすことができます。

図表 2-13 自立支援医療（精神通院）受給者数の推移



資料：尾張旭市福祉課（各年3月31日現在）

(4) 発達障がいのある人

発達障害者支援法（2004（平成16）年法律第167号）においては、発達障がいとは、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」とされています。

文部科学省の「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」（2012（平成24）年12月公表）によると、通常の学級において、知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の割合は6.5%と報告されています。

(5) 難病の人

2013（平成25）年4月から、障害者総合支援法に定める障害児・者の対象に、難病患者等が加わり、障害福祉サービス、相談支援等の対象となっています。障害者総合支援法における難病等の範囲は、2012（平成24）年度まで実施されていた「難病患者等居宅生活支援事業」の対象疾病（難治性疾患克服研究事業（臨床調査研究分野）の対象疾患及び関節リウマチ）の130疾病から、2020（令和2）年10月現在、361疾病（2019（令和元）年7月から）に拡大しています。

また、2015（平成27）年1月から「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づく難病医療費助成制度が実施されており、対象疾病は2020（令和2）年10月現在、333疾病（2019（令和元）年7月から）となっています。

さらに、小児期に小児がんなどの特定の疾病に罹患し、長期間の療養を必要とする児童などの健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため「児童福祉法」に基づく小児慢性特定疾病医療費助成制度が実施されており、対象疾病は2020（令和2）年10月現在、762疾病（2019（令和元）年7月から）となっています。

(6) 障害福祉サービス及び障害児通所サービスの利用者

障害福祉サービス及び障害児通所サービスの利用者数は、年々増加しており、2019(令和元)年度においては、障害福祉サービスが498人、児童発達支援や放課後等デイサービスといった障害児通所サービスは187人となっています。

図表 2-14 障害福祉サービス等利用者数の推移 単位：人

種 別	2015 (平27)年度	2016 (平28)年度	2017 (平29)年度	2018 (平30)年度	2019 (令和元)年度
障害福祉サービス	401	431	450	486	498
障害児通所サービス	124	139	169	178	187

資料：尾張旭市福祉課（各年度3月31日現在）

(7) サポート保育利用者

本市では、特別な支援が必要で集団保育になじむことができる3・4・5歳児クラスの児童を対象にサポート保育を実施しています。

2019(令和元)年度4月1日現在、43人の児童が利用しています。

図表 2-15 サポート保育利用者数の推移 単位：人

種 別	2015 (平27)年度	2016 (平28)年度	2017 (平29)年度	2018 (平30)年度	2019 (令和元)年度
サポート保育	34	38	34	39	43

資料：尾張旭市保育課（各年度4月1日現在）

(8) 特別支援教育

本市では、特別支援学級を全小中学校に設置しており、2019（令和元）年5月1日現在、32学級に99人の児童生徒が在籍しています。

特別支援学校については、市外の特別支援学校に、2019（令和元）年4月1日現在、40人の児童生徒が通学しています。

図表 2-16 特別支援学級及び特別支援学校在籍者の推移 単位：人

種 別	2015 (平27)年度	2016 (平28)年度	2017 (平29)年度	2018 (平30)年度	2019 (令和元)年度
特別支援学級在籍人数	86	92	98	102	99
特別支援学校在籍人数	38	40	36	37	40

資料：尾張旭市教育行政課（各年度、特別支援学級は5月1日、特別支援学校は4月1日現在）

3 アンケート調査からわかる障がいのある人の現状

(1) アンケート調査の概要

本計画策定のための基礎資料とすることを目的に、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している人および児童福祉法に基づく障害児通所支援を利用している人並びに難病を要件に医療の給付を受けている人を対象として、現在の生活状況や障がい者施策に関する意見・要望等をお聞きするためのアンケート調査を実施しました。

(調査の概要)

区 分	身体障がいのある人	知的障がいのある人	精神障がいのある人	障がいのある児童	難病の人
調査対象者	①在宅の18歳以上の身体障害者手帳所持者 ②本市が手帳を所轄し、障害福祉サービスを支給決定している身体障害者手帳所持者 全数	①在宅の18歳以上の療育手帳所持者 ②本市が手帳を所轄し、障害福祉サービスを支給決定している療育手帳所持者 全数	①在宅の18歳以上の精神障害者保健福祉手帳所持者 ②本市が手帳を所轄し、障害福祉サービスを支給決定している精神障害者保健福祉手帳所持者 全数	①在宅の18歳未満の身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳所持児童 ②在宅の18歳未満の放課後等デイサービスまたは児童発達支援のサービスを支給決定している児童 全数	難病を要件に医療の給付を受けている人 全数
調査票の配布・回収	郵送配布・郵送回収				
調査基準日	令和元年12月1日				
調査期間	令和元年12月20日～令和2年1月31日				

(注) 障害者手帳を2種類以上所持している人には、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の順位で該当調査票を送付しました。

(回収状況)

区 分	身体障がいのある人	知的障がいのある人	精神障がいのある人	障がいのある児童	難病の人	合 計
調 査 数	2,082	259	568	243	306	3,458
回 収 数	1,272	136	283	121	161	1,973
回 収 率	61.1%	52.5%	49.8%	49.8%	52.6%	57.1%

(2) アンケート調査の結果概要

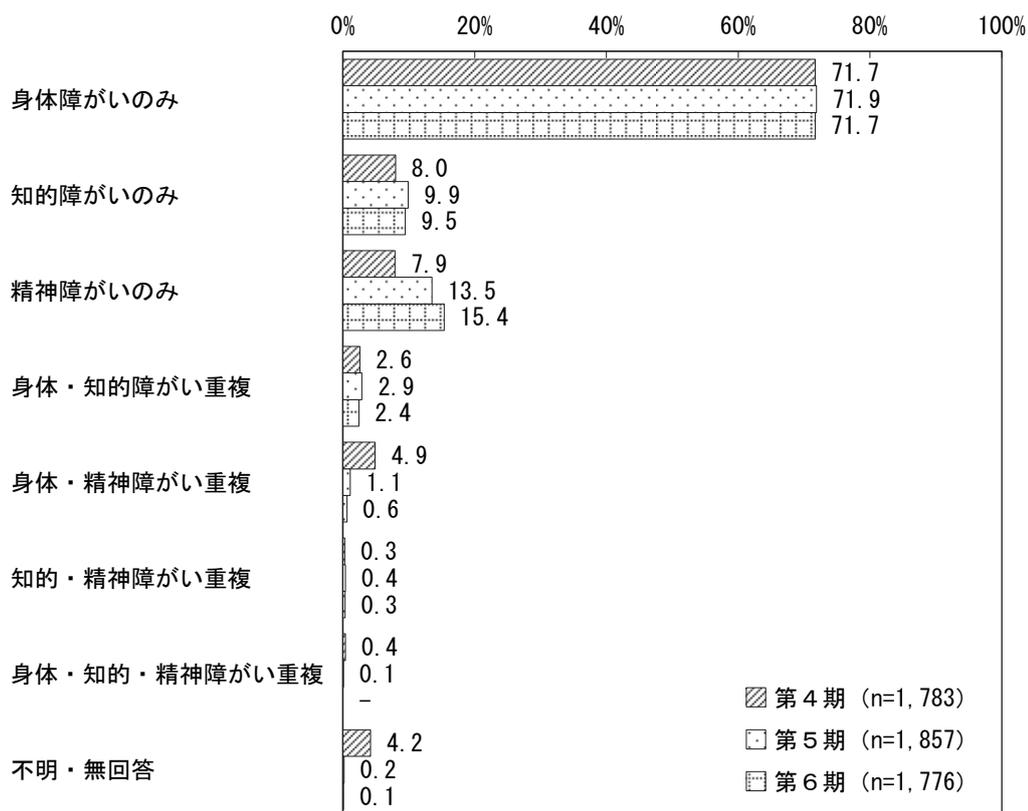
アンケート結果について、2014（平成26）年及び2017（平成29）年に実施した調査の結果と比較することにより、現在の本市における障がいのある人の現状を把握しました。

なお、調査結果については、2014年は「第4期」、2017年は「第5期」、今回は「第6期」と表記します。

① 回答者の属性

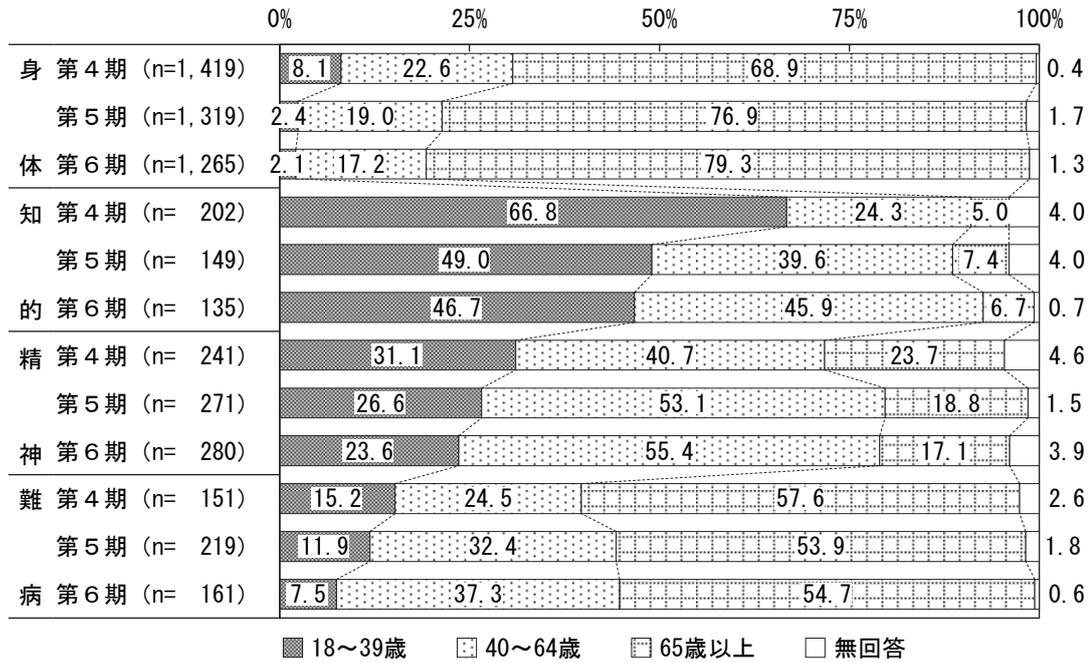
障がいの種類をみると、第4期、第5期、第6期ともに「身体障がいのみ」が圧倒的に高くなっています。第4期から第6期にかけて上昇傾向にあるのが「精神障がいのみ」で、第4期と第6期を比べると約2倍になっています。逆に、「身体・精神障がい重複」は低下傾向にあります。

図表 2-13 障がいの種別



回答者の年齢は第4期から第6期にかけて、身体障がいのある人は「65歳以上」が、知的障がい・精神障がいのある人及び難病の人は「40～64歳」が高くなる傾向にあります。

図表 2-14 回答者の年齢（身体障がい・知的障がい・精神障がい・難病）



② 今後暮らしたい場所について

第4期から第6期の今後の暮らし方の希望を比べると、第5期と比べて知的障がいは「自宅で暮らしたい」が7.3ポイント高くなっています。また、精神障がいのある人の「福祉施設へ入所したい」および難病の人の「グループホームで暮らしたい」は低下傾向にあります。

図表 2-15 今後暮らしたい場所

単位：nは人、他は%

第4期	n	一人で暮らしたい	家族と一緒に暮らしたい	仲間と共同生活 がしたい(グループホームなど)	福祉施設で暮らしたい	その他	不明・無回答		
		-	自宅で暮らしたい(※)	グループホームで暮らしたい	福祉施設へ入所したい	その他	わからない	無回答	
身体	第4期	1,419	9.6	69.8	1.8	9.7	3.0	6.2	
	第5期	1,319	-	55.1	2.3	4.9	5.2	22.1	10.4
	第6期	1,265	-	57.9	1.9	5.8	3.9	20.9	9.6
知的	第4期	202	9.4	64.9	9.4	7.4	5.0		4.0
	第5期	149	-	34.2	22.8	11.4	8.7	14.8	8.1
	第6期	135	-	41.5	21.5	7.4	6.7	16.3	6.7
精神	第4期	241	12.9	62.7	5.0	10.8	4.1		4.6
	第5期	271	-	52.4	7.7	3.7	8.5	25.1	2.6
	第6期	280	-	47.9	4.6	0.7	7.5	30.4	8.9
障がい児	第5期	52	-	61.5	15.4	1.9	-	19.2	1.9
	第6期	46	-	67.4	17.4	-	4.3	4.3	6.5
難病	第4期	151	15.9	60.3	4.6	12.6	4.6		2.0
	第5期	219	-	47.5	2.7	3.7	6.8	31.5	7.8
	第6期	161	-	46.0	1.9	5.0	5.6	32.3	9.3

※「自宅で暮らしたい」は、アンケートの「今後どこでどのように暮らしたいですか」という質問の選択項目「自宅で家族だけの介助で暮らしたい」「自宅でホームヘルプサービスなどを利用して暮らしたい」「自宅で障がい者のための通所サービスなどへ通いながら暮らしたい」の割合を合計しています。

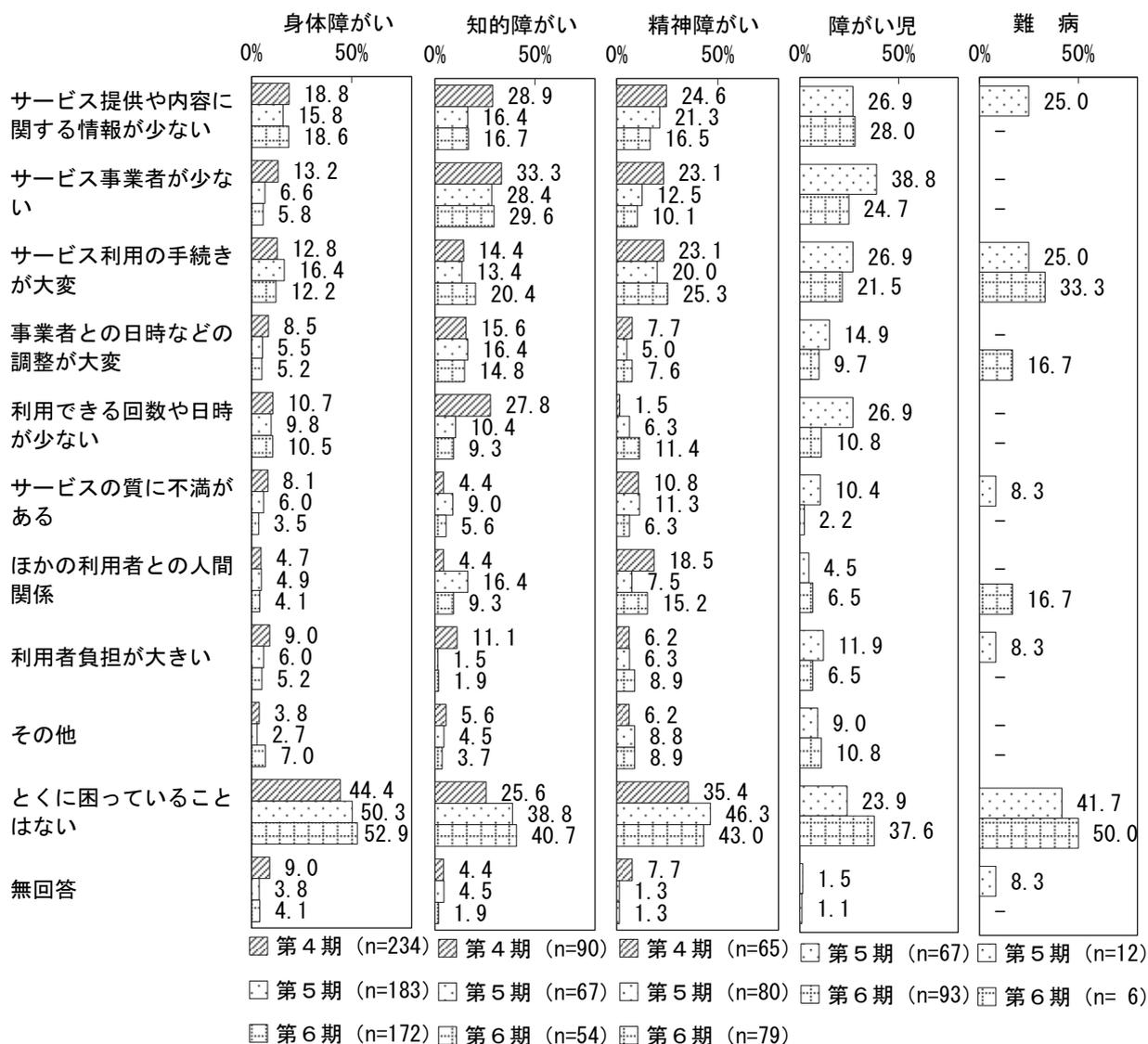
③ 障害福祉サービスの利用について

<障害福祉サービスを利用する上で困っていること>

障害福祉サービスを利用するうえで困っていることについては、精神障がいのある人の「利用できる回数や日時が少ない」および「利用者負担が大きい」が第4期から第6期にかけて上昇傾向にあります。一方、減少傾向にあるのは、身体障がいのある人の「サービス事業者が少ない」「事業者との日時などの調整が大変」「サービスの質に不満がある」「ほかの利用者との人間関係」「利用者負担が大きい」、知的障がいのある人の「利用できる回数や日時が少ない」、精神障がいのある人の「サービス提供や内容に関する情報が少ない」「サービス事業者が少ない」です。

また、障がいのある児童は第5期と比べて、「サービス事業者が少ない」および「利用できる回数や日時が少ない」がそれぞれ14ポイント以上低下しています。

図表 2-16 障害福祉サービスの利用で困っていること（複数回答）

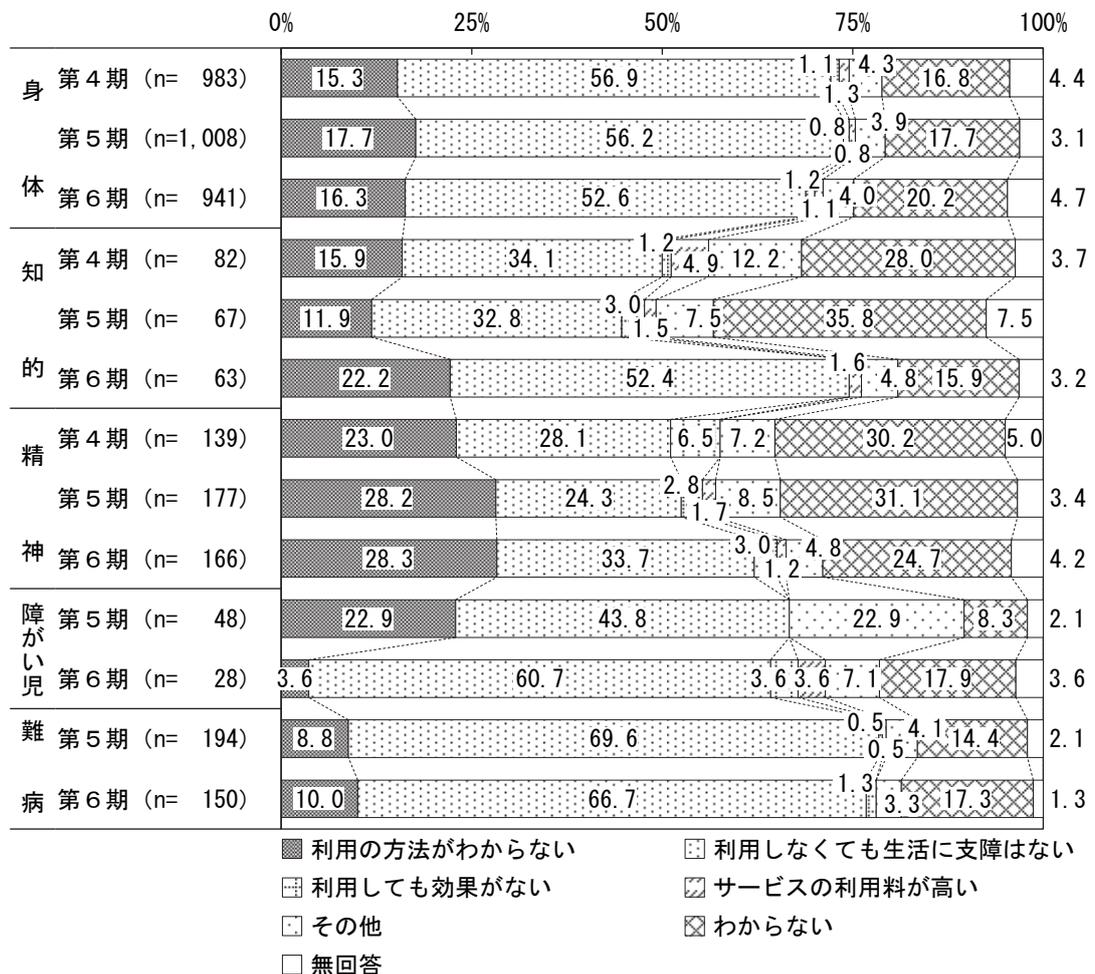


④ サービスを利用していない理由

障害福祉サービスを利用していない人の理由については、第4期及び第5期と比較して、第6期は知的障がいのある人の「利用の方法がわからない」「利用しなくても生活に支障はない」及び精神障がいのある人の「利用しなくても生活に支障はない」が高くなっています。

また、障がいのある児童を第5期と比べると「利用の方法がわからない」が19.3ポイント低く、「利用しなくても生活に支障はない」が16.9ポイント高くなっています。

図表2-17 サービスを利用していない理由



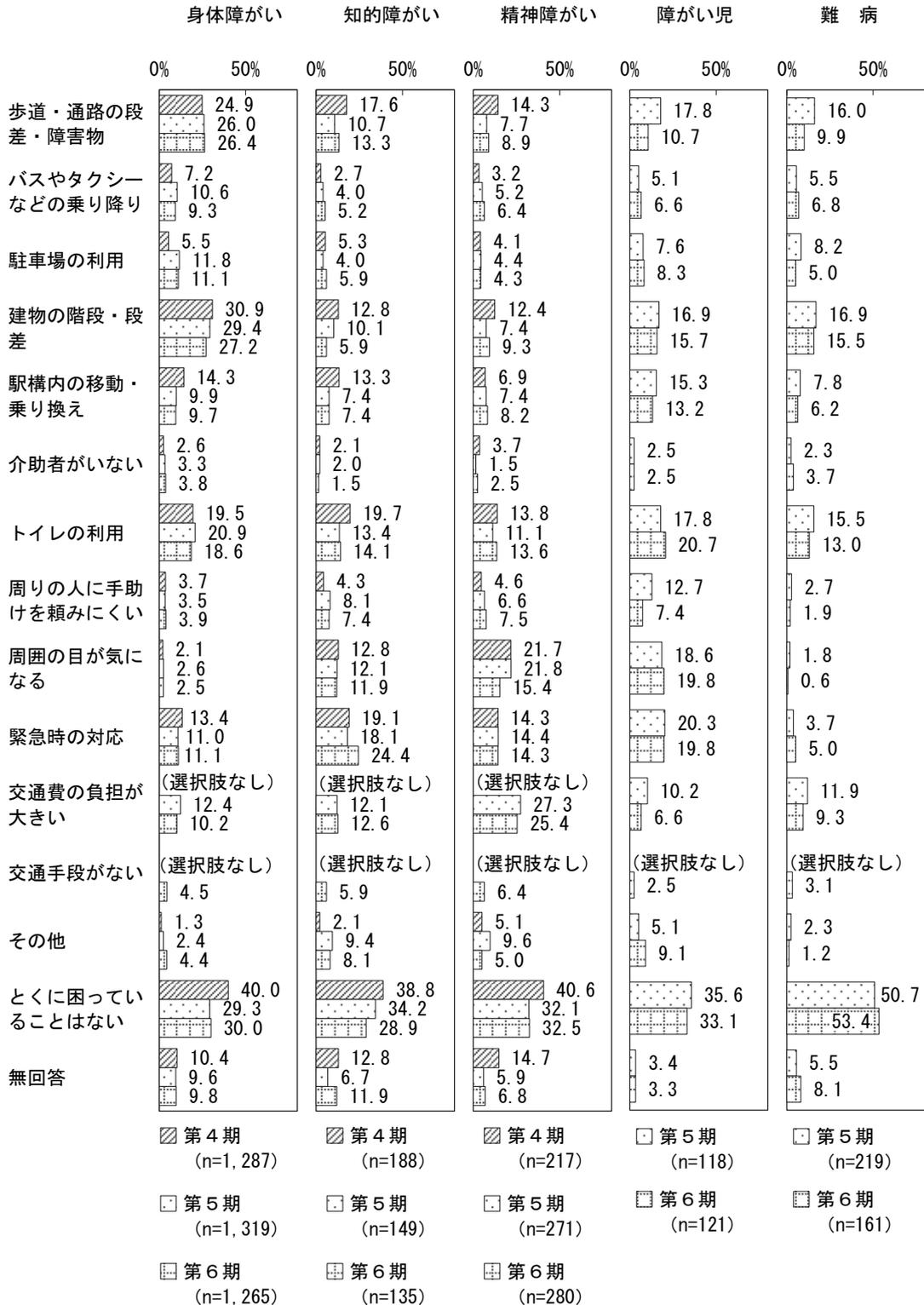
⑤ 外出するうえで困ること

外出するうえで困ることについては、身体障がいのある人の「歩道・通路の段差・障害物」、知的障がいのある人の「バスやタクシーなどの乗り降り」及び精神障がいのある人の「バスやタクシーなどの乗り降り」「周りの人に手助けを頼みにくい」は第4期から第6期にかけて緩やかに上昇しています。一方で、緩やかに低下しているのは、身体障がいのある人の「建物の階段・段差」「駅構内の移動・乗り換え」、知的

障がいのある人の「建物の階段・段差」「介助者がいない」「周囲の目が気になる」です。

また、第5期と比べると、障がいのある児童及び難病の人の「歩道・通路の段差・障害物」および障がいのある児童の「周りの人に手助けを頼みにくい」はそれぞれ5ポイント以上低下しています。

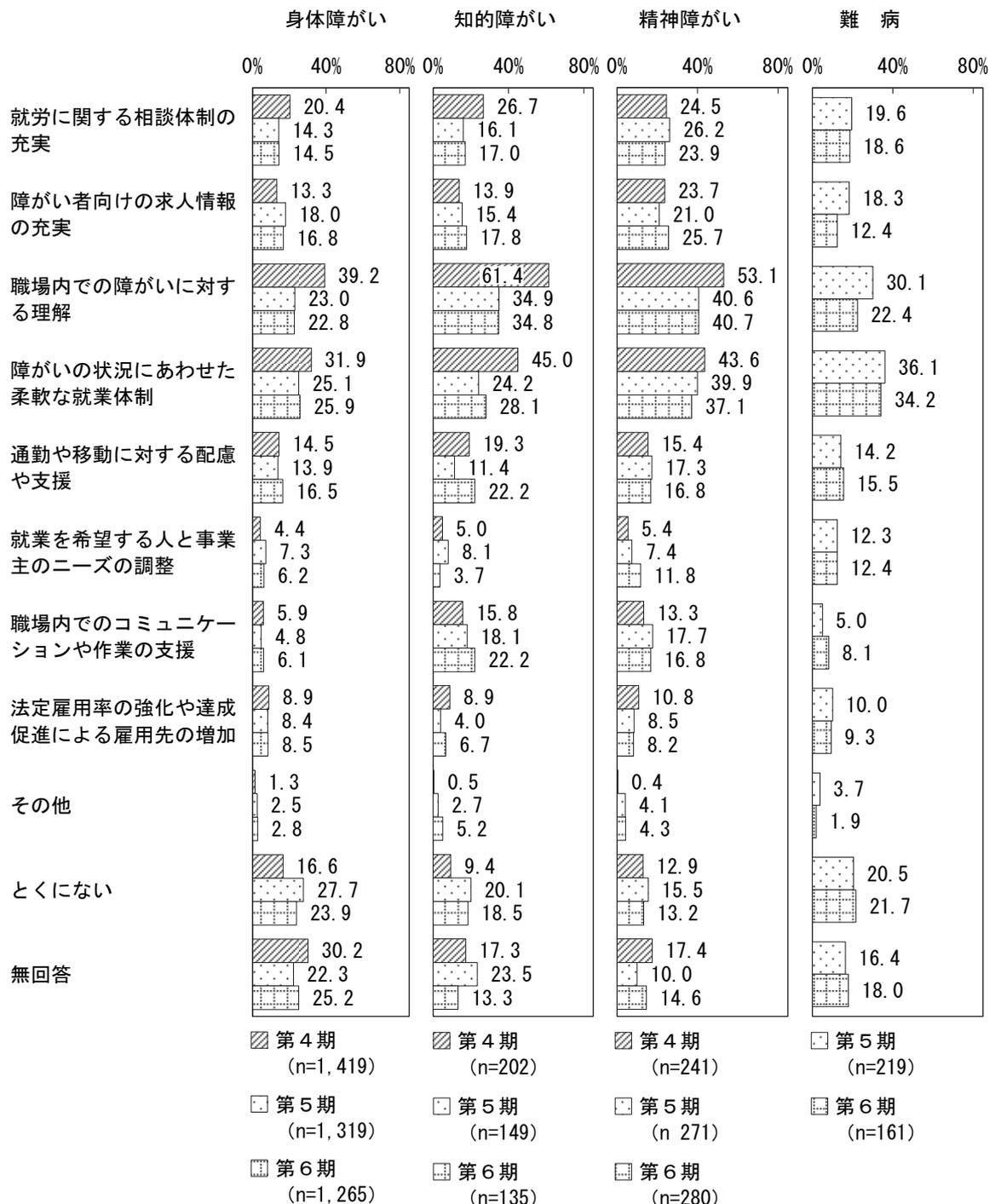
図表2-18 外出時の困りごとについて（複数回答）



⑥ 就労における配慮について

障がいのある人の就労促進に必要な配慮は、知的障がいのある人の「障がい者向けの求人情報の充実」「職場内でのコミュニケーションや作業の支援」及び精神障がいのある人の「就業を希望する人と事業主のニーズの調整」は第4期から第6期にかけて上昇傾向にあります。一方、低下傾向にあるのは、精神障がいのある人の「障がいの状況にあわせた柔軟な就業体制」及び「法定雇用率の強化や達成促進による雇用先の増加」です。

図表2-19 就労促進に必要な配慮（身体障がい・知的障がい・精神障がい・難病、複数回答）

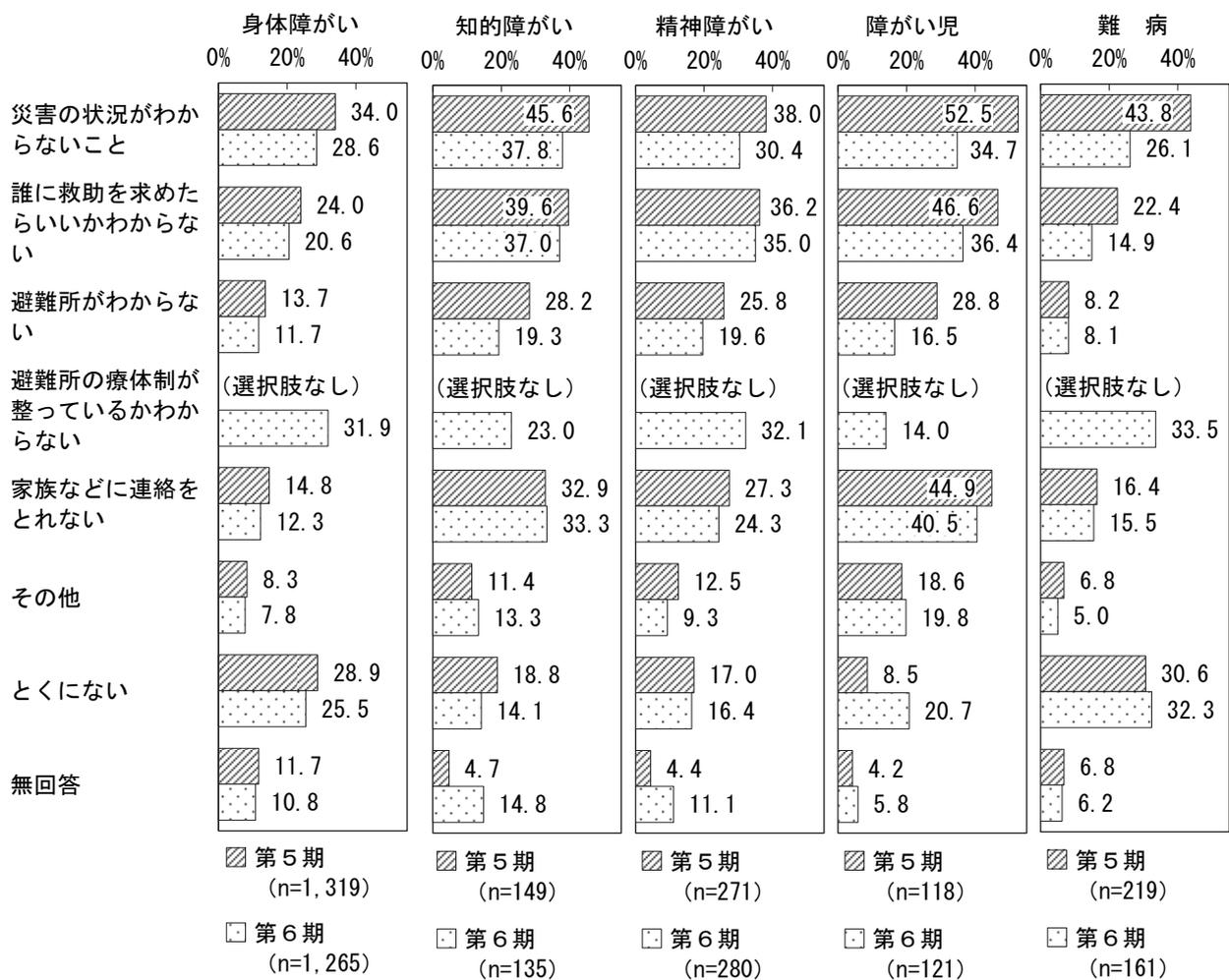


⑦ 災害対策について

<災害時に不安に思うこと>

地震などの災害時に不安に思うことについては、いずれの障がいも第5期と比べ全般的に低下していますが、第5期の調査項目にはなかった「避難所の医療体制が整っているかわからない」は障がいのある児童以外で、20~30%台の高い率となっています。また、障がいのある児童および難病の人の「災害の状況がわからないこと」は第5期と比べて15ポイント以上低下しています。

図表2-20 災害時に不安に思うこと（複数回答）



<避難所で困ること>

災害時に避難所で困ることは、身体障がい及び精神障がいのある人の「トイレのこと」は第4期から第6期にかけて上昇傾向にあり、身体障がいのある人の「薬や医療のこと」及び精神障がいのある人の「プライバシー保護のこと」は低下傾向にあります

図表2-21 災害時に避難所で困ること（主なもの3項目、身体障がい・知的障がい・精神障がい、複数回答）
単位：nは人、他は%

		身体障がい 第4期 n=1,419 第5期 n=1,319 第6期 n=1,265		知的障がい 第4期 n=202 第5期 n=149 第6期 n=135		精神障がい 第4期 n=241 第5期 n=271 第6期 n=280	
		項目	%	項目	%	項目	%
1	第4期	トイレのこと	59.5	トイレのこと	46.5	薬や医療のこと	68.0
	第5期	トイレのこと	63.3	コミュニケーションのこと	47.0	薬や医療のこと	69.0
	第6期	トイレのこと	64.5	トイレのこと	45.2	薬や医療のこと	60.7
2	第4期	薬や医療のこと	54.1	コミュニケーションのこと	43.1	トイレのこと	49.8
	第5期	薬や医療のこと	51.3	トイレのこと	45.0	トイレのこと	56.5
	第6期	薬や医療のこと	46.5	コミュニケーションのこと	43.7	トイレのこと	59.6
3	第4期	プライバシー保護のこと	31.4	プライバシー保護のこと	37.6	プライバシー保護のこと	44.8
	第5期	避難所で過ごすこと自体が難しい	34.3	避難所で過ごすこと自体が難しい	42.3	プライバシー保護のこと	42.8
	第6期	避難所で過ごすこと自体が難しい	32.5	避難所で過ごすこと自体が難しい	42.2	プライバシー保護のこと	42.1

⑧ 障がい者福祉施策への満足度・重要度

障がい者に関する施策9項目について、「満足度」は5段階、「優先度」は3段階の評価で得た回答を点数化し、横軸を「満足度」、縦軸を「優先度」として散布図にしました。I～IVは、基本的に以下のような解釈ができます。

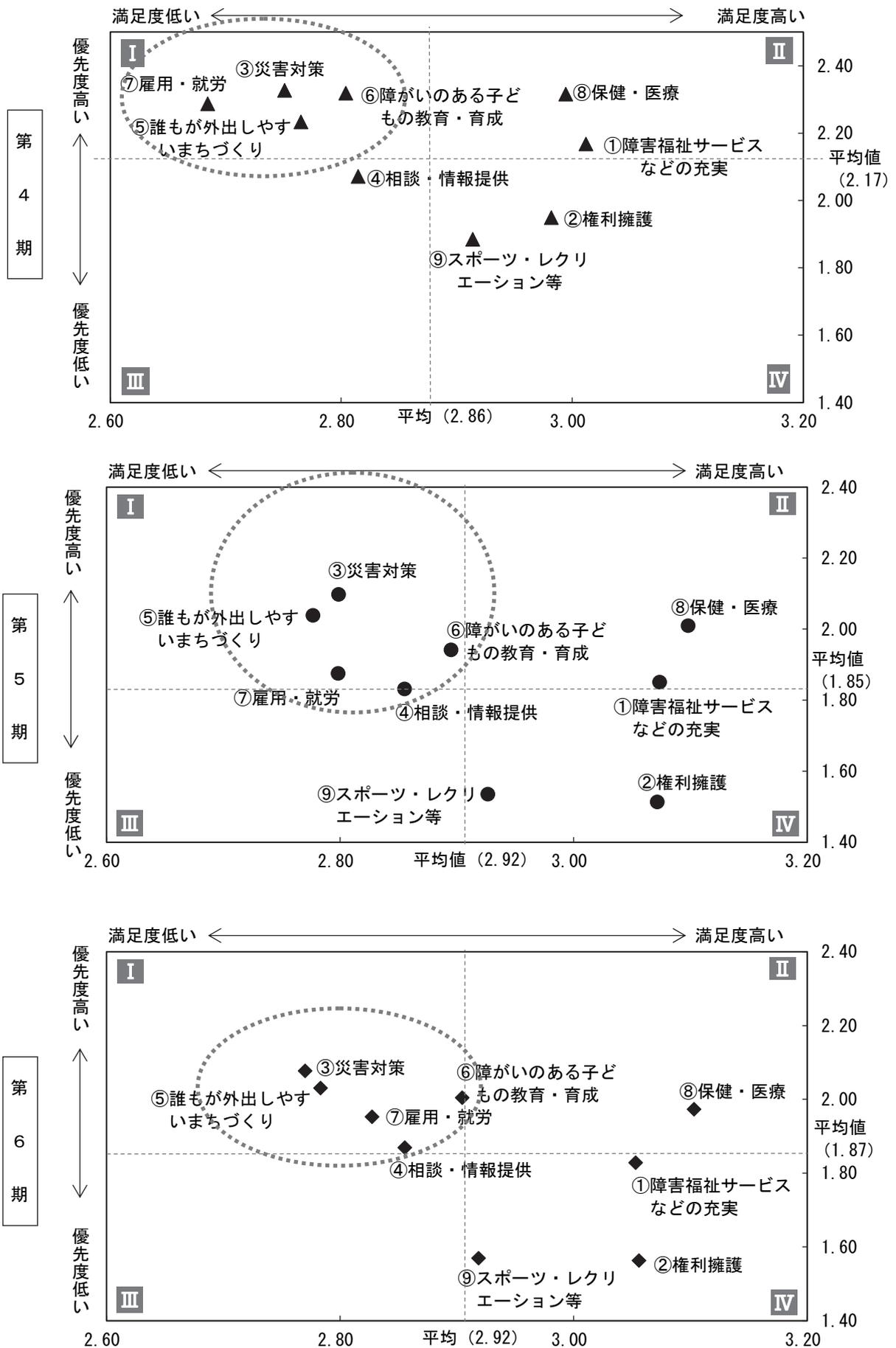
【満足度と優先度の解釈】

<p>タイプ【I】 満足度は低いが、優先度は高い ⇒特に取り組むべき施策</p>	<p>タイプ【II】 満足度が高く、優先度も高い ⇒継続して取り組むべき施策</p>
<p>タイプ【III】 満足度が低く、優先度も低い ⇒現状通りで進め、施策の満足度を高めるための取り組みを進める施策</p>	<p>タイプ【IV】 満足度は高いが、優先度が低い ⇒現状通りで進め、状況によっては見直しを行う必要のある施策</p>

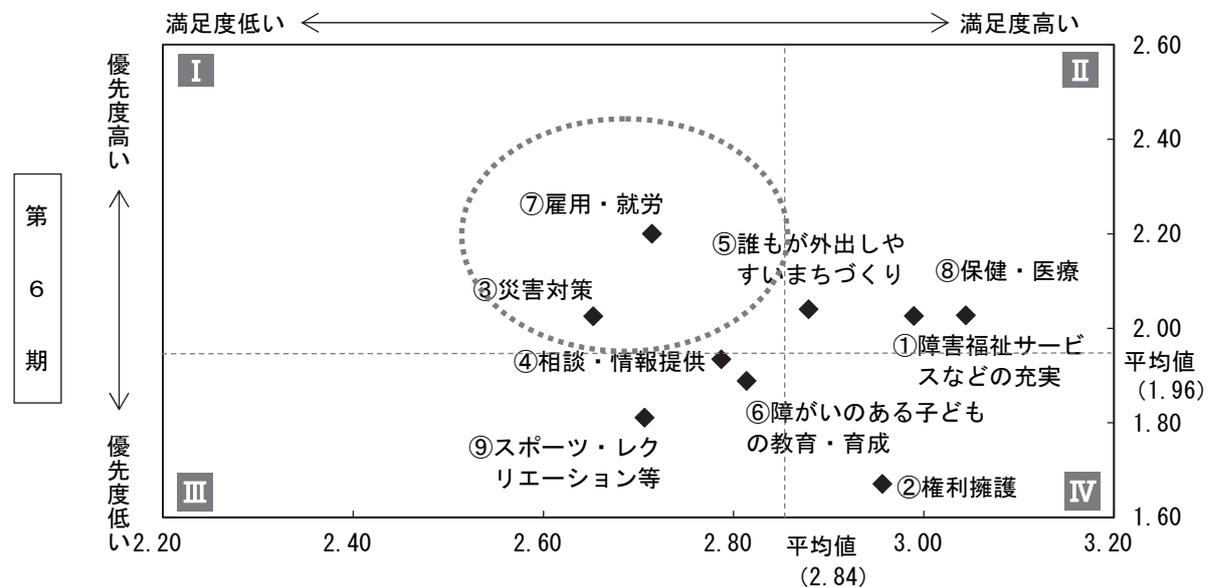
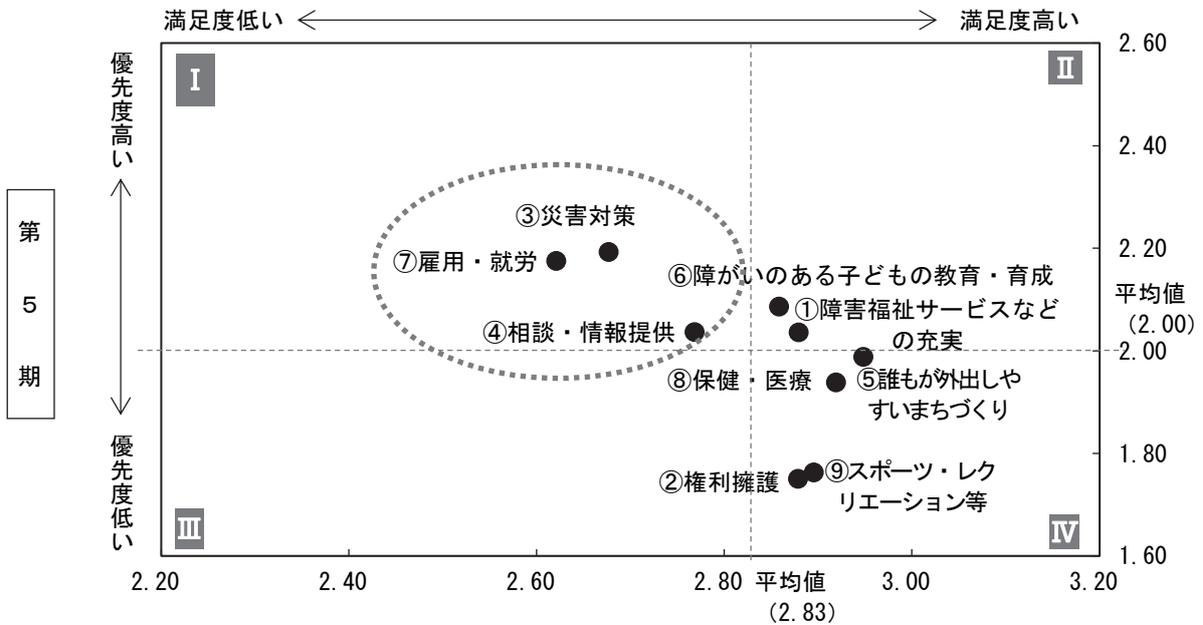
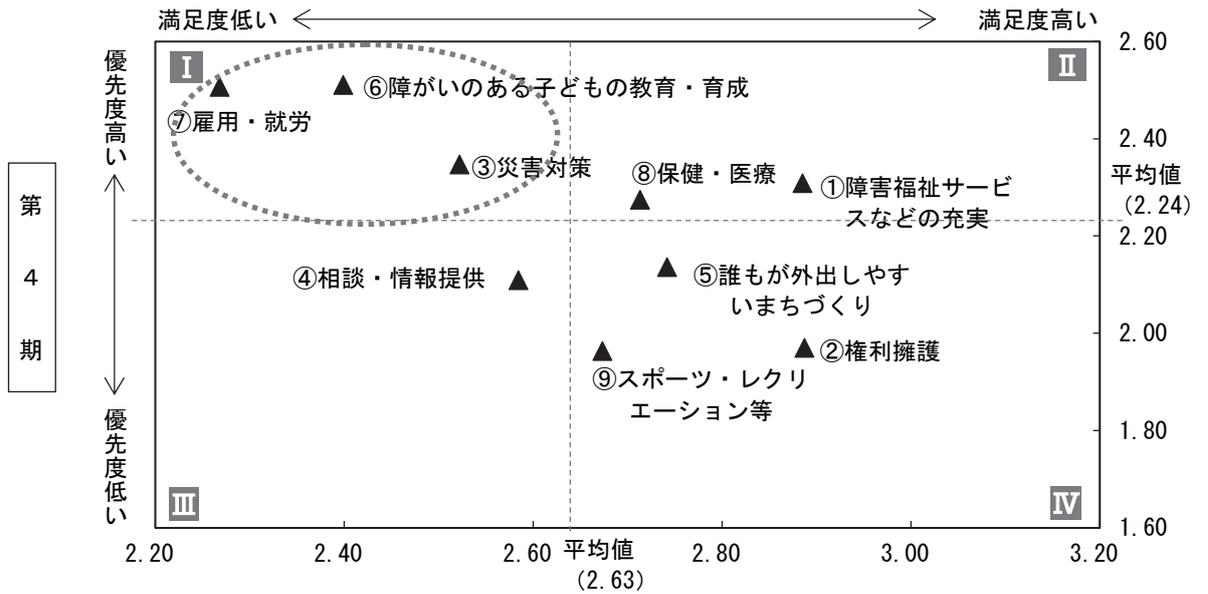
第6期を、第4期及び第5期と比較すると、知的障がいおよび精神障がいのある人は「満足度」の平均値が高くなり、「優先度」の平均値が低くなっています。また、障がいのある児童は第5期と比較して、「満足度」が高くなっています。

特に取り組むべき施策としては、第5期、第6期ともにいずれの障がいも「③災害対策」と「⑦雇用・就労」がタイプ【I】になっています。第5期と第6期を比べると、障がいのある児童の「⑤だれもが外出しやすいまちづくり」がタイプ【IV】からタイプ【I】に移っています。また難病の人は「⑧保険・医療」がタイプ【II】からタイプ【I】に、「④相談・情報提供」がタイプ【III】からタイプ【I】に移っています。

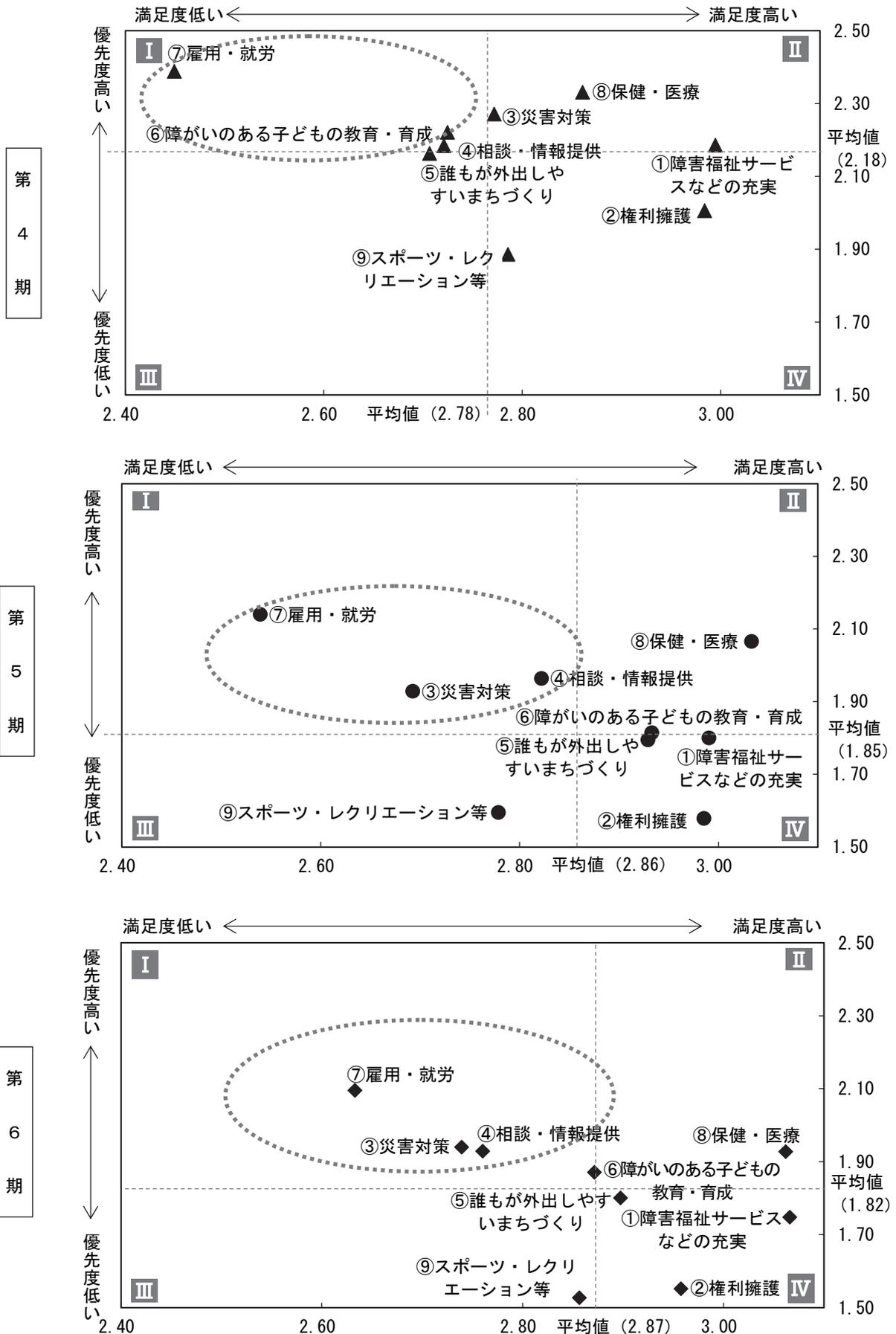
図表 2-22 満足度と優先度（身体障がい）



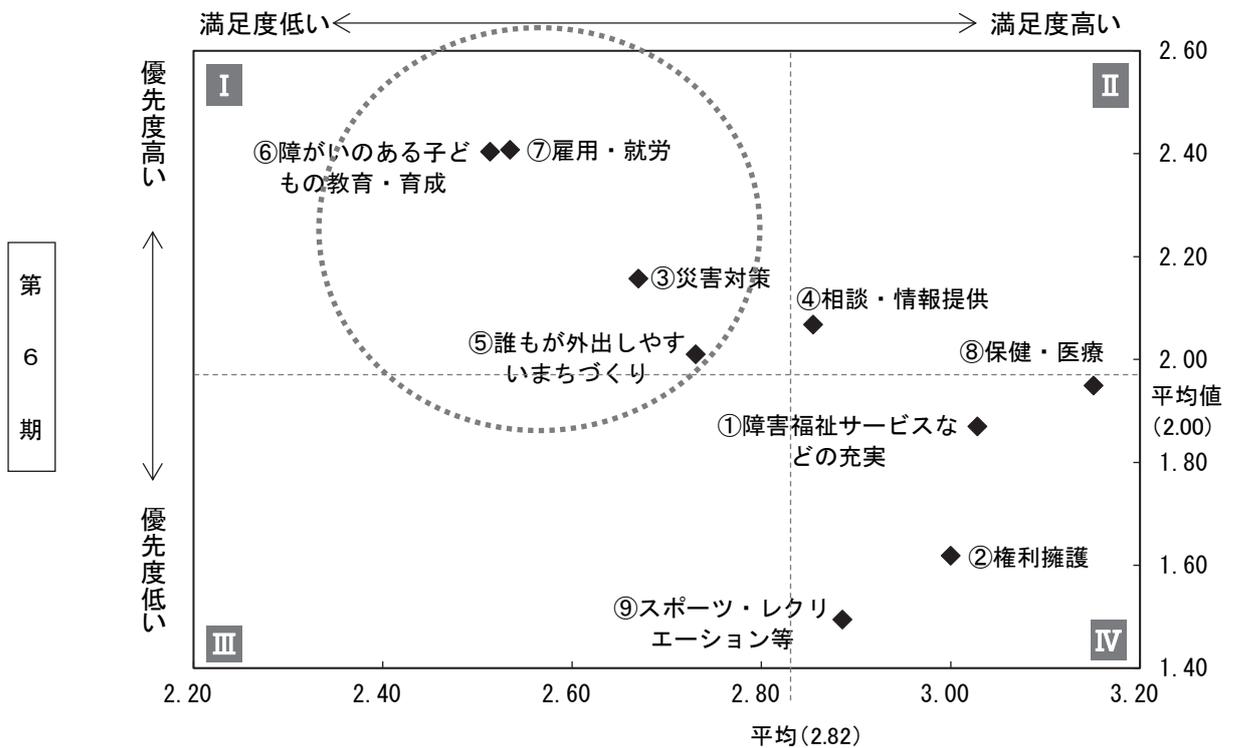
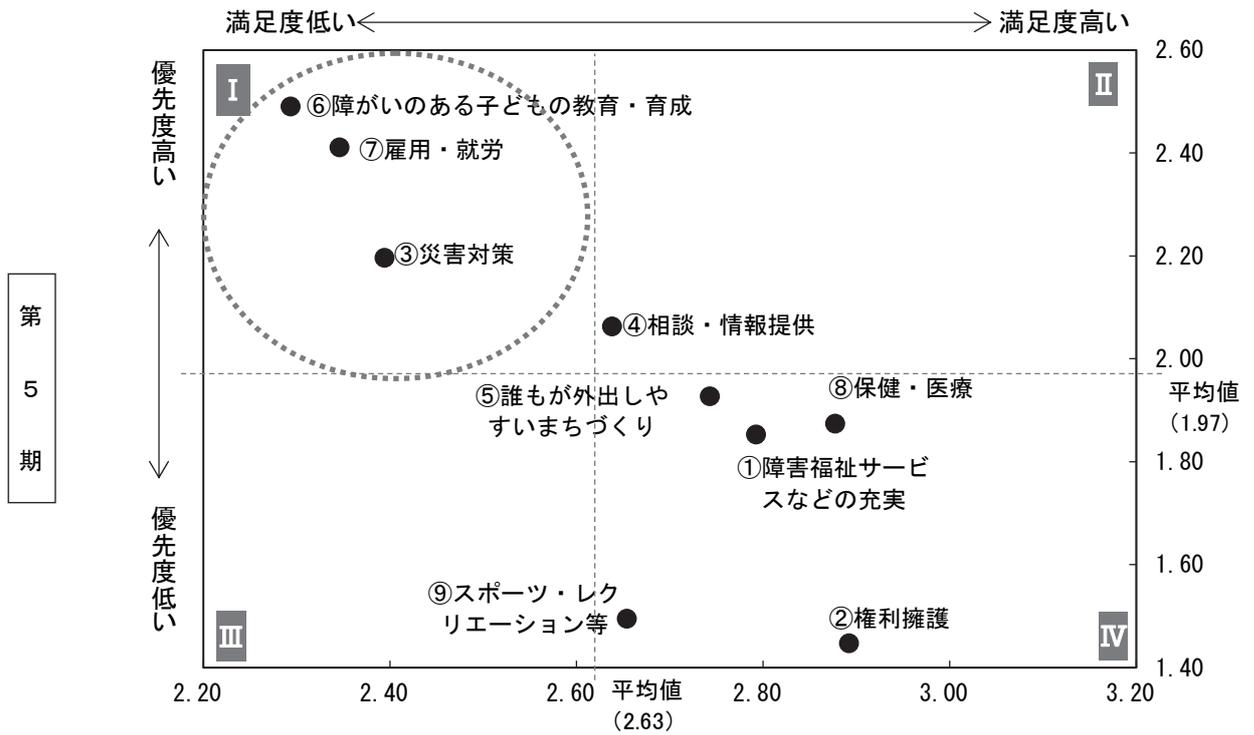
図表 2-23 満足度と優先度（知的障がい）



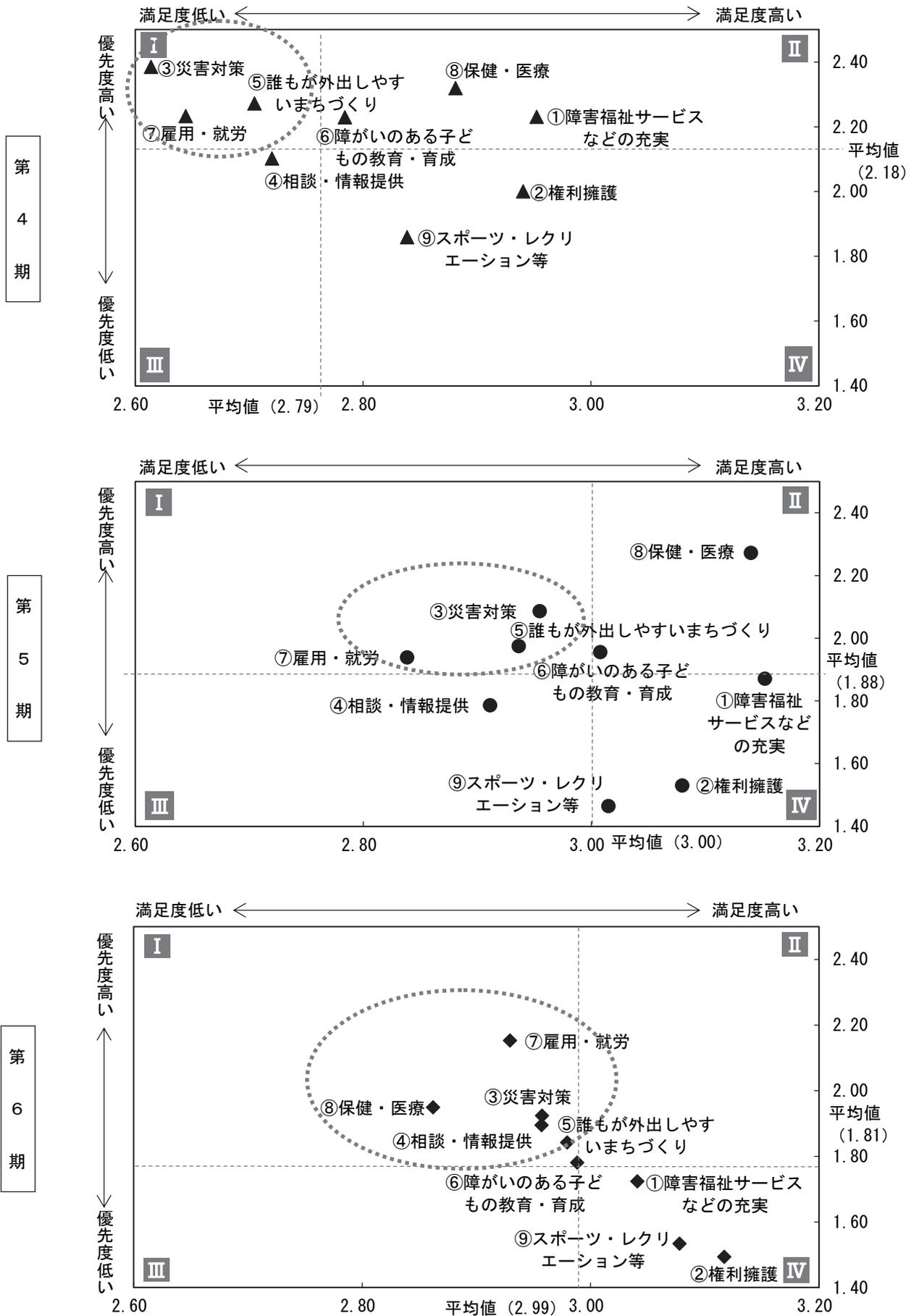
図表 2-24 満足度と優先度（精神障がい）



図表 2-25 満足度と優先度（障がい児）



図表 2-26 満足度と優先度（難病）



4 ヒアリング調査からわかる障がいのある人の現状

(1) ヒアリング調査の概要

本計画策定のための基礎資料とすることを目的に、障がいのある人の関係団体、障害福祉サービス等事業所を対象として、尾張旭市における障がいのある人を取り巻く現状や課題、今後の方向性などをお聞きするヒアリング調査を実施しました。

(ヒアリング調査の概要)

年月日	対象団体	種別
2020（令和2）年		
2月19日	あさひトコトコの会	関係団体
2月19日	ジョブウェル	特定相談支援、就労移行支援等
2月19日	ひまわり	生活介護、就労継続支援B型等
3月2日	尾張旭市手をつなぐ親の会	関係団体
3月6日	ルカ子ども発達支援ルーム	関係団体
3月6日	障がい児者家族の会サンライズ	関係団体
3月9日	にこまる	児童発達支援、放課後等デイサービス
3月9日	楽田RAKUDA	児童発達支援、放課後等デイサービス等
3月12日	精神障がい者家族会こころねっと	関係団体
3月13日	尾張旭キャラバン隊ウイッシュハート	関係団体
3月18日	NPO法人ピース・トレランス	関係団体
7月6日	ちーとい	生活介護

(2) ヒアリング調査結果の概要

① 相談体制・情報提供について

- 発達に不安がある子どもの保護者が気軽に利用できる断らない相談窓口がほしい。
- 相談の役割は非常に重要である。
- 何かあった時に、相談しやすいワンストップの体制ができると良い。
- 8050問題等に対応するため専門職と地域住民によるアウトリーチ支援があると良い。
- これからは複合的な福祉課題が増えてくるので、「高齢者」「障がい者」と区切るのではなく、困った人を支えるという発想が必要。
- 就園、就学、就労と、人生の次のステージに対する不安が大きいため、ライフステージ全体を俯瞰して、支援や社会資源など説明する機会があると良い。
- 障がいのある子どもが、このまちでどのように育って、どのような選択肢があって、どんな大人になっていけるのかが見通せるような情報があると良い。また、「一般就労でこんな風に働いている人がいる」といった生きた情報もほしい。

② 保育・療育・教育について

- 保護者が早期に障がいを受容して早期に療育をはじめることが大切。
- 早期発見・早期療育が有効であり、そのための体制づくりが必要。
- サポート保育を受けたいが、保育園は親の就労が条件なので悩んでいる人が多い。
- サポート保育の利用について、他の保護者の目が気になる。
- 統合保育は重要である。加配の保育士だけでなく、他の保育士も巻き込んで、継続的に、点ではなく線になるように支援していくことが大切。
- 子育て支援から自然に保護者の障がい受容を経て発達支援につなぐ活動をやっているが、制度的な枠組みに収まらないため、事業として運営することが難しい。
- 児童発達支援などで、卒業した子どもが繋がっていける場があると良い。小さい頃から成人するまで、行政ともつながって支援していくことが重要である。
- 児童発達支援が有効な期間は限られているので、手遅れにならないよう居宅訪問型児童発達支援などの提供体制を整える必要がある。
- 各専門機関、行政、保護者が、個別のケースを共有するケース会議のようなものがあると良い。
- 保護者のベストと役所のベストが異なっているが、どちらも正しいため、共通した最良の道を選ぶのが難しい。

- 子どもの放課後の居場所として放課後等デイサービスだけではなく、学童で障がいの有無に関わりなく一緒に過ごすことが、障がいのある子どもにとっても障がいのない子どもにとっても大事である。
- スクールサポーターの育成が必要である。高齢者の協力も考えられる。
- いじめがきっかけで、精神疾患になるケースも少なくない。中学校等でももっとメンタルヘルス等について学習する機会を設ける必要がある。

③ 地域生活支援について

- 地域生活支援拠点の機能で重要なのは緊急時の短期入所だが、施設という後ろ盾がないと難しい。24時間体制も整える必要がある。
- 親亡き後の子どもの将来のことで頭が一杯であり、グループホームへの期待は大きい。
- 本人だけではなく、家族と一緒に入居できるなど、柔軟で楽しいグループホームがあると良い。
- 日中一時支援、移動支援等が利用でき、以前に比べると負担が少なくなった。
- 短期入所などは利用したい時に思うように利用できない。
- 医療的ケア体制の協議については、社会的資源を考慮して圏域で進めていくべきである。
- 「医療的ケア」は意外にハードルが低いということを周知すべき。

④ 就労について

- 就労系の障害福祉サービスのことを知らない人が多い。
- 就労系の障害福祉サービスについて、(尾張旭市では) 個別のケースに応じて柔軟に対応しており、利用者視点で支援が可能である。
- 一般就労した後も交流できる場があると良い。
- 「就職」というハードルが高いイメージがあるので、就労した先輩やその保護者との交流の場があると良い。
- パソコンを使える重度の人や外に出られない人のテレワークの仕組みを考えている。
- 障がいがあるから支援されるだけではなく、就労系サービスを通じて地域社会に役立つ仕事をし、地域の担い手になり得ることを「見える化」とすると良い。

⑤ 活動支援について

- 座談会で子どもの相手をするボランティアがほしい。
- イベント等についてのチラシの置き場所や掲示物の貼付場所に困る。
- 当事者団体等の活動に関するチラシの配布などが円滑にできるよう、もっと市の協力があると良い。
- 放課後等デイサービスの説明会において、各事業所の内容にかかる利用者の声が参加者に届くものにしたいが、公平性という観点から市との協働が難しい。
- ペアレントメンターなど当事者支援が活発になると良い。
- 事業所運営にあたって、書類の作成等事務仕事が多すぎるため、その分を専門職としての本来の業務にあてたい。
- 途切れない支援をめざしている事業所が評価される仕組みを導入してほしい。

⑥ 地域のつながりについて

- 障がいの有無に関わりなく、誰もが気軽に集まれる拠点が必要である。
- 小さい頃から地域の人と関わることで、お互いの理解につながる。
- 学校、放課後等デイサービス、その他地域のフォローといったように、子どもの頃は地域とのつながりがあるが、高校卒業後は途切れてしまう。就職してから人間関係でつまずいて、それっきりになってしまうケースが多い。
- 地域で情報が共有されていなくて、埋もれてしまうニーズがある。
- 8050問題は現実に市内でも起きており、実態を把握する必要がある。

⑦ 災害対策等について

- 障がいのある人や障害福祉サービス事業所が地域の避難訓練に参加することで、地域住民の理解を得られる。
- わかってもらうためには地域における避難訓練に参加する必要がある。
- 災害時の避難所には要支援者のスペースを確保してほしい。
- 防災訓練に本人が参加するのは、周囲とは異なる行動をすることもあるので難しい。

5 「第5期障がい者計画」の進捗状況

(1) 施策の進捗状況

本計画では、体系に沿って施策の事業活動指標を設定しています。数値の進捗状況は以下のようになっています。

※評価は2016（平成28）年度と2019（令和元）年度を比較し、以下の5段階で示しています。

- ◎…目標を達成している
- …目標には達していないが改善している（当初値との比較）
- △…目標に達しておらず、数値が横ばい（当初値との比較）
- ×…目標に達しておらず、悪化している（当初値との比較）
- …評価できない

基本目標1 安心して暮らしていくために

施策1-1 差別解消に向けた取り組みの推進

事業活動指標	2016 (平 28) (当初)	2017 (平 29) (実績)	2018 (平 30) (実績)	2019 (令元) (実績)	2019 (令元) (評価)	2020 (令 2) (目標)
差別解消や障がい理解に関する周知・啓発	4回	3回	3回	3回	×	6回
当事者団体等の活動紹介	—	1回	1回	1回	○	2回
福祉実践教室の開催	10回	10回	10回	10回	△	13回
福祉マインドフェアのボランティア参加者（小・中学生）	33人	45人	37人	16人	×	40人

施策1-2 地域共生をめざす交流の促進

事業活動指標	2016 (平 28) (当初)	2017 (平 29) (実績)	2018 (平 30) (実績)	2019 (令元) (実績)	2019 (令元) (評価)	2020 (令 2) (目標)
福祉マインドフェアに参加した障がいのある人の団体	7団体	8団体	8団体	8団体	◎	8団体
ウェルフェアボウリング大会参加者（障がいのある人）	164人	166人	163人	166人	○	170人

施策1-3 相談支援と権利擁護の推進

事業活動指標	2016 (平 28) (当初)	2017 (平 29) (実績)	2018 (平 30) (実績)	2019 (令元) (実績)	2019 (令元) (評価)	2020 (令 2) (目標)
相談件数（障がい者基幹相談支援センター）	4,568 件	7,021 件	6,542 件	8,257 件	◎	4,600 件
重大な虐待案件	0 件	0 件	0 件	3 件	×	0 件
成年後見制度利用者支援事業利用者（障がいのある人）	4 人	6 人	10 人	9 人	◎	5 人
日常生活自立支援事業利用者（障がいのある人）	3 人	4 人	5 人	4 人	○	6 人
障がいのある人に配慮した投票所の割合	100%	100%	100%	100%	◎	100%
重度の身体障がいのある人の郵便による不在者投票（郵便等投票証明書交付者）	16 人	10 人	11 人	10 人	×	30 人

施策 1 - 4 防災ネットワークの構築

事業活動指標	2016 (平 28) (当初)	2017 (平 29) (実績)	2018 (平 30) (実績)	2019 (令元) (実績)	2019 (令元) (評価)	2020 (令 2) (目標)
避難支援訓練を実施している自主防災組織	3 団体	2 団体	1 団体	3 団体	△	9 団体
避難行動要援護者名簿を取得した自治会、町内会数	45 団体	48 団体	48 団体	49 団体	○	50 団体
障がい者施設の火災予防、避難訓練等の指導実施率	100%	100%	100%	100%	◎	100%
あさひ安全安心メール配信登録者	8,153 人	8,410 人	8,829 人	9,135 人	◎	8,500 人
FAX119番・eメール119番登録者	21 人	19 人	22 人	22 人	○	25 人
住宅用火災警報器等の給付事業の周知	3 回	5 回	5 回	5 回	◎	5 回

施策 1 - 5 福祉サービス等の利用促進と情報提供の充実

事業活動指標	2016 (平 28) (当初)	2017 (平 29) (実績)	2018 (平 30) (実績)	2019 (令元) (実績)	2019 (令元) (評価)	2020 (令 2) (目標)
広報誌における制度等に関する情報提供	2 回	1 回	5 回	8 回	◎	3 回
アクセシビリティ対応様式のページ割合（市ホームページ）	100%	100%	100%	100%	◎	100%
手話通訳等実施行事	5 件	3 件	3 件	2 件	×	7 件

基本目標 2 誰もが住みやすく外出しやすいまちづくり

施策 2 - 1 地域における住環境の整備

事業活動指標	2016 (平 28) (当初)	2017 (平 29) (実績)	2018 (平 30) (実績)	2019 (令元) (実績)	2019 (令元) (評価)	2020 (令 2) (目標)
近所づきあいが「ほとんどない」人の割合 (障がい者福祉についての市民意識調査 結果)	26.3%	—	—	21.8%	◎	23.5%
居住サポート事業の利用者数	0人	0人	0人	0人	△	2人
住宅改修費の給付(日常生活用具の給付) 利用者数	3人	5人	6人	1人	×	6人

施策 2 - 2 移動支援の充実

事業活動指標	2016 (平 28) (当初)	2017 (平 29) (実績)	2018 (平 30) (実績)	2019 (令元) (実績)	2019 (令元) (評価)	2020 (令 2) (目標)
障がいのある人の交通移動手段に関する 施策	3件	3件	3件	3件	△	4件
バリアフリー対応車両導入率	94%	95%	95%	95%	○	100%
駅のバリアフリー化率	50%	75%	75%	75%	○	100%
外出時の困りごとについて「駐車場の利 用」と回答のあった割合(障がい者計画策 定に係るアンケートで取得)	9.7%	—	—	9.0%	○	5%

施策 2 - 3 人にやさしいまちづくりの推進

事業活動指標	2016 (平 28) (当初)	2017 (平 29) (実績)	2018 (平 30) (実績)	2019 (令元) (実績)	2019 (令元) (評価)	2020 (令 2) (目標)
県条例適合証交付施設	167施設	169施設	170施設	172施設	○	180施設
歩道のバリアフリー化実施箇所	317か所	329か所	355か所	361か所	◎	330か所
公園入口のバリアフリー化	100%	100%	100%	100%	◎	100%
公園改良にかかるワークショップに参加 した障がいのある人	0人	0人	0人	0人	△	3人

基本目標3 子どもの可能性を伸ばすために

施策3-1 発達が気になる子どもへの支援

事業活動指標	2016 (平 28) (当初)	2017 (平 29) (実績)	2018 (平 30) (実績)	2019 (令元) (実績)	2019 (令元) (評価)	2020 (令 2) (目標)
発達支援相談	1,060 件	1,110 件	1,030 件	1,098 件	○	1,100 件
発達支援に関する連携会議	2 回	2 回	2 回	2 回	◎	2 回
コアラちゃん広場参加者（延べ人数）	350 人	259 人	291 人	268 人	×	350 人
ピンポンパン教室の保護者満足度（アンケートで取得）	93%	85.2%	88.0%	94.7%	○	95%

施策3-2 サポート保育の充実

事業活動指標	2016 (平 28) (当初)	2017 (平 29) (実績)	2018 (平 30) (実績)	2019 (令元) (実績)	2019 (令元) (評価)	2020 (令 2) (目標)
サポート保育実施園	12 か所	12 か所	12 か所	12 か所	△	13 か所
統合保育を実施している保育園等	12 か所	12 か所	12 か所	12 か所	△	13 か所
障がい児童受け入れ実施クラブ	12 か所	11 か所	11 か所	11 か所	×	13 か所
障がい児保育研修参加者数	140 人	176 人	135 人	168 人	◎	140 人
バリアフリー化された保育園	6 か所	5 か所	5 か所	5 か所	×	7 か所

施策3-3 インクルーシブ教育の充実

事業活動指標	2016 (平 28) (当初)	2017 (平 29) (実績)	2018 (平 30) (実績)	2019 (令元) (実績)	2019 (令元) (評価)	2020 (令 2) (目標)
対象児童生徒のいる学校の特別支援学級設置割合	100%	100%	100%	100%	◎	100%
教育相談	712 件	756 件	895 件	876 件	◎	700 件
特別支援学校教諭による巡回指導受け入れ校数	6 校	7 校	6 校	6 校	◎	5 校
学校のバリアフリー化	5 校	5 校	5 校	5 校	△	6 校

基本目標４ すべての市民がいきいきと活動するために

施策４－１ 雇用・就労の支援

事業活動指標	2016 (平 28) (当初)	2017 (平 29) (実績)	2018 (平 30) (実績)	2019 (令元) (実績)	2019 (令元) (評価)	2020 (令 2) (目標)
障がいのある人を雇用している市内の企業	21 社	23 社	24 社	27 社	○	30 社
上記企業で働く障がいのある人（実人数）	83.5 人	86 人	76.5 人	76.5 人	×	85 人
市の優先調達実績額	8,129 千円	9,814 千円	9,219 千円	9,318 千円	○	10,000 千円

施策４－２ 生涯学習・スポーツ・レクリエーションの推進

事業活動指標	2016 (平 28) (当初)	2017 (平 29) (実績)	2018 (平 30) (実績)	2019 (令元) (実績)	2019 (令元) (評価)	2020 (令 2) (目標)
障がいのある人に配慮した講座・イベントの開催数	17 件	20 件	24 件	23 件	◎	20 件
C D ・ D V D ・ ビデオ ・ カセット数	4,890 点	4,772 点	4,653 点	4,718 点	×	5,000 点
大活字本、点字本冊数	824 冊	882 冊	961 冊	1,031 冊	◎	880 冊
健康に関する資料	12,010 冊	11,774 冊	8,604 冊	9,170 冊	×	12,250 冊

基本目標５ 障がいの特性に合わせた健康づくり

施策５－１ 障がいの早期発見と重度化の予防

事業活動指標	2016 (平 28) (当初)	2017 (平 29) (実績)	2018 (平 30) (実績)	2019 (令元) (実績)	2019 (令元) (評価)	2020 (令 2) (目標)
乳幼児健康診査受診率	96.0%	96.8%	97.1%	97.4%	◎	96.0%
母子保健サービスの満足度	82.4% (平 27)	83.5%	79.7%	80.8%	×	85.0%
健康づくり教室・元気まる測定への参加者数	3,484 人	2,914 人	2,497 人	2,357 人	×	3,500 人
こころの健康相談（精神保健福祉相談）	45 件	86 件	65 件	62 件	◎	50 件
保健師による健康相談	2,876 件	2,833 件	2,719 件	2,300 件	×	3,000 件

施策5-2 障害者手帳を持っていない人への対応

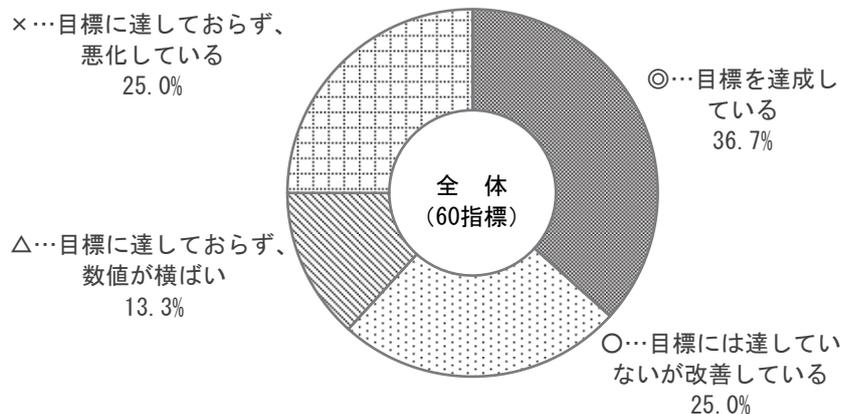
事業活動指標	2016 (平 28) (当初)	2017 (平 29) (実績)	2018 (平 30) (実績)	2019 (令元) (実績)	2019 (令元) (評価)	2020 (令 2) (目標)
難病による障害福祉サービス利用者（手帳非所持者）	2人	4人	4人	4人	○	5人
自立支援医療を受給している障害福祉サービス利用者（手帳非所持者）	15人	17人	21人	24人	◎	20人
発達障がい等による障害福祉サービス利用者（手帳非所持者）	1人	1人	3人	5人	○	25人

施策5-3 医療と保健・福祉との連携促進

事業活動指標	2016 (平 28) (当初)	2017 (平 29) (実績)	2018 (平 30) (実績)	2019 (令元) (実績)	2019 (令元) (評価)	2020 (令 2) (目標)
障害者医療等受給者数（年間月平均）	1,976件	1,956件	1,697件	1,811件	-	-
障害者医療等助成件数（年間件数）	43,662件	44,501件	39,811件	42,480件	-	-

(2) 数値目標の進捗状況総合評価

2016（平成28）年の目標値と2019（令和元）年の現状値を比較し、「◎（目標を達成している）」「○（目標には達していないが改善している（当初値との比較））」「△（目標に達しておらず、数値が横ばい（当初値との比較））」「×（目標に達しておらず、悪化している（当初値との比較））」「-（評価できない）」の5段階で分類した場合、「-（評価できない）」を除いた60の指標のうち、「◎」が36.7%（22指標）、「○」が25.0%（15指標）、「△」が13.3%（8指標）、「×」が25.0%（15指標）となっており、60指標中、6割以上の指標で数値が上昇しています。



6 「第5期障がい福祉計画」の進捗状況

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活移行者数（2016（平成28）年度末の全入所者数のうち、施設入所からグループホーム等へ移行した人数）の2020（令和2）年度末の目標3人を、2019（令和元）年度に達成しています。

① 地域生活移行者数（2016年度末の全入所者数のうち、施設入所からグループホーム等へ移行した人数）

基準値（人）			2018(平30) 年度	2019(令元) 年度	2020(令2) 年度目標
2016(平28) 年度末の施設入所者数	32	地域生活移行者数（2016（平28）年度末の全入所者数のうち、施設入所からグループホーム等へ移行した人数	2人	3人	3人
		2020（令2）年度末段階での削減見込数	—	—	1人

② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムに関する協議の場の設置

区分（か所）			2018(平30) 年度	2019(令元) 年度	2020(令2) 年度目標
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムに関する協議の場	1	2020（令2）年度末までに整備	0か所	0か所	1か所

③ 地域移行に伴う基盤整備量（利用者数）

区分（人）			2018(平30) 年度	2019(令元) 年度	2020(令2) 年度目標
地域移行に伴う基盤整備量（利用者数）	16	65歳以上利用者数	0人	0人	7人
		65歳未満利用者数	2人	1人	9人

④ 地域生活支援拠点等の整備目標

区分（か所）			2018(平30) 年度	2019(令元) 年度	2020(令2) 年度目標
地域生活支援拠点等	1	2020（令2）年度末までに、市内に整備	0か所	0か所	1か所

(2) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設を退所して一般就労する人数の2020（令和2）年度の目標24人を、2019（令和元）年度に上回っています。

① 福祉施設から一般就労への移行

基準値（人）			2018(平30) 年度	2019(令和) 年度	2020(令和2) 年度目標
2016(平28)年度に福祉施設を退所して一般就労した人数	16	2020(令和2)年度に福祉施設を退所して一般就労する人数	33人	35人	24人

② 就労移行支援事業の利用者数の増加

基準値（人）			2018(平30) 年度	2019(令和) 年度	2020(令和2) 年度目標
2016(平28)年度末の就労移行支援事業の利用者数	30	2020(令和2)年度末において就労移行支援事業を利用する人数	35人	33人	36人

③ 就労移行支援事業所の就労移行率

	2018(平30) 年度	2019(令和) 年度	2020(令和2) 年度目標
就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所の割合	100%	33%	50%

④ 就労定着支援事業による職場定着率

	2018(平30) 年度	2019(令和) 年度	2020(令和2) 年度目標
就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率が8割以上		—	80%

(3) 訪問系サービスの利用実績

2019（令和元）年度の実績をみると、全体では見込を若干下回っていますが、居宅介護の利用人数、行動援護の利用人数及び利用時間で上回っています。

区 分		2017(平29)年度		2018(平30)年度		2019(令和元)年度		2020(令和2)年度	
		見込	実績	見込	実績	見込	実績	見込	実績
合計	人/月	142	157.8	154	161.3	166	159.1	177	
	時間/月	3,062	3,053	3,930	3,223.4	4,224	3,122.7	4,517	
居宅介護	人/月	118	133.9	126	137.8	135	137.2	144	
	時間/月	3,041	2,521.7	3,263	2,735.4	3,485	2,648.9	3,707	
重度訪問介護	人/月	4	7.8	5	7.3	6	5.5	6	
	時間/月	350	282.2	397	243.7	445	194.8	493	
同行援護	人/月	15	10.6	17	10	19	9.7	21	
	時間/月	175	197.1	198	192.6	222	195.1	245	
行動援護	人/月	5	5.5	6	6.2	6	6.7	6	
	時間/月	56	52	72	51.7	72	83.9	72	
重度障害者等包括支援	人/月	—	0	—	0	—	0	—	
	時間/月	—	0	—	0	—	0	—	

(4) 日中活動系サービスの利用実績

2019（令和元）年度の実績をみると、全般的に見込を若干下回っていますが、自立訓練（生活訓練）、就労継続支援B型、短期入所（医療型）の利用人数及び利用時間で上回っています。

区 分		2017(平29)年度		2018(平30)年度		2019(令和元)年度		2020(令和2)年度	
		見込	実績	見込	実績	見込	実績	見込	実績
生活介護	人/月	130	125.6	136	126.6	142	125.2	148	
	人日/月	2,514	2,365.7	2,630	2,408.6	2,746	2,370.6	2,862	
自立訓練（機能訓練）	人/月	1	1	2	0.8	3	0.9	4	
	人日/月	19	15	30	8	45	6.2	60	
自立訓練（生活訓練）	人/月	4	5.1	5	6	6	7.8	7	
	人日/月	55	43.2	65	56.9	75	93.8	86	
宿泊型自立訓練	人/月	1	0.3	1	0.42	2	1.6	3	
	人日/月	6	6.5	30	12.6	60	42	90	
就労移行支援	人/月	25	31.5	30	34.4	35	29.8	40	
	人日/月	411	514	494	563.1	576	485.7	658	
就労継続支援A型	人/月	54	46.5	63	49.1	72	51.6	81	
	人日/月	1,036	868.6	1,212	955.0	1,387	1,003.5	1,563	
就労継続支援B型	人/月	71	75.4	74	86.0	78	98.9	82	
	人日/月	1,217	1,277.3	1,285	1,401.3	1,352	1,683.3	1,419	
就労定着支援	人/月			13	1.3	17	7.5	20	
療養介護	人/月	3	2	4	2	5	2	6	
短期入所（福祉型）	人/月	26	20.4	27	21.5	28	25.4	29	
	人日/月	136	100.3	141	110.1	146	159.1	151	
短期入所（医療型）	人/月	1	1.1	1	2.4	2	3	2	
	人日/月	3	3.6	3	10.4	6	14.3	6	

(5) 居住系サービスの利用実績

2019（令和元）年度の実績をみると、全般的に見込を若干下回っています。

区 分		2017(平29)年度		2018(平30)年度		2019(令和元)年度		2020(令和2)年度	
		見込	実績	見込	実績	見込	実績	見込	実績
自立生活援助	人/月			0	0	0	0	1	
共同生活援助(グループホーム)	人/月	30	28	35	30.1	40	34.8	45	
施設入所支援	人/月	32	32	32	31.1	32	28.8	31	

(6) 相談支援の利用実績

2019（令和元）年度の実績をみると、計画相談支援で上回っていますが地域移行支援は下回っており、地域定着支援は利用がありません。

区 分		2017(平29)年度		2018(平30)年度		2019(令和元)年度		2020(令和2)年度	
		見込	実績	見込	実績	見込	実績	見込	実績
計画相談支援	人/月	40	48.1	45	55.2	50	59.6	55	
地域移行支援	人/月	1	1.2	1	1.1	2	0.7	2	
地域定着支援	人/月	0	0	2	0	3	0	3	

(7) 地域生活支援事業の実績

2019（令和元）年度の実績をみると、全般的に見込を若干下回っていますが、成年後見制度利用支援事業、手話通訳者派遣事業、訪問入浴サービス事業等で上回っています。

① 相談支援事業

区 分		2017(平29)年度		2018(平30)年度		2019(令和元)年度		2020(令和2)年度	
		見込	実績	見込	実績	見込	実績	見込	実績
一般相談支援事業	か所	2	1	2	1	2	1	2	
基幹相談支援センターの設置	か所	1	1	1	1	1	1	1	
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有	有	
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無	有	

② 成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業

区 分		2017(平29) 年度		2018(平30) 年度		2019(令元) 年度		2020(令2) 年度	
		見込	実績	見込	実績	見込	実績	見込	実績
成年後見制度利用支援事業	人	5	6	6	11	7	9	7	
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有	有	

③ 意思疎通支援事業

区 分		2017(平29) 年度		2018(平30) 年度		2019(令元) 年度		2020(令2) 年度	
		見込	実績	見込	実績	見込	実績	見込	実績
手話通訳者設置事業	人	1	1	1	1	1	1	1	
手話通訳者派遣事業	件	80	49	80	38	80	86	80	
要約筆記者派遣事業	件	3	0	4	1	4	2	5	

④ 日常生活用具給付等事業

区 分		2017(平29) 年度		2018(平30) 年度		2019(令元) 年度		2020(令2) 年度	
		見込	実績	見込	実績	見込	実績	見込	実績
介護・訓練支援用具	件	8	5	8	5	8	5	8	
自立生活支援用具	件	20	11	20	8	20	5	20	
在宅療養等支援用具	件	18	9	18	13	18	11	18	
情報・意思疎通支援用具	件	8	8	8	6	8	10	8	
排泄管理支援用具	件	1,463	1,472	1,516	1,432	1,569	1,536	1,622	
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	5	8	5	5	5	1	5	

⑤ 手話奉仕員養成研修事業

区 分		2017(平29) 年度		2018(平30) 年度		2019(令元) 年度		2020(令2) 年度	
		見込	実績	見込	実績	見込	実績	見込	実績
手話奉仕員養成研修事業	人	6	8	12	8	12	6	12	

※修了証を受け取った人数

⑥ 移動支援事業

区 分		2017(平29) 年度		2018(平30) 年度		2019(令元) 年度		2020(令2) 年度	
		見込	実績	見込	実績	見込	実績	見込	実績
移動支援事業	人/月	82	77.3	84	83.6	86	85	88	
	時間/月	1,284	1,167	1,312	1,271.4	1,340	1,352.2	1,368	

⑦ 地域活動支援センター事業

区 分		2017(平29) 年度		2018(平30) 年度		2019(令元) 年度		2020(令2) 年度	
		見込	実績	見込	実績	見込	実績	見込	実績
地域活動支援センター事業	人/月	41	37.1	43	36.2	44	38.5	45	
	人日/月	359	278.2	371	311.2	382	323	393	
	か所	2	2	2	2	2	2	3	

⑧ 任意事業

区 分		2017(平29) 年度		2018(平30) 年度		2019(令元) 年度		2020(令2) 年度	
		見込	実績	見込	実績	見込	実績	見込	実績
訪問入浴サービス事業	人/月	10	10.2	12	11.9	12	13.7	12	
	回/月	40	41.5	48	55.7	48	76.4	48	
日中一時支援事業	人/月	98	104.3	100	104.8	102	101.9	104	
	時間/月	624	697.1	639	696.1	654	693.4	688	
自動車運転免許取得・自動車改造費助成事業	人	5	3	5	2	5	1	5	

7 「第1期障がい児福祉計画」の進捗状況

- (1) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所ともに2020（令和2）年度末の目標を、2018（平成30）年度に達成しています。

① 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所

項目	目標数値	2018(平30)年度	2019(令元)年度	2020(令2)年度目標
目標年度の重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数	1か所	2か所	2か所	1か所

② 目標年度の重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数

項目	目標数値	2018(平30)年度	2019(令元)年度	2020(令2)年度目標
目標年度の重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数	1か所	2か所	2か所	1か所

- (2) 障害児通所支援の利用実績

2019（令和元）年度の実績をみると、保育所等訪問支援以外は、ほぼ見込どおりです。

区分		2017(平29)年度		2018(平30)年度		2019(令元)年度		2020(令2)年度	
		見込	実績	見込	実績	見込	実績	見込	実績
児童発達支援	人/月	15	17.6	17	22.9	19	24.3	20	
	人日/月	192	173.3	213	203.3	235	229.8	257	
放課後等デイサービス	人/月	111	121.1	125	126.8	140	135.5	154	
	人日/月	1,077	1,329.7	1,215	1,446.2	1,352	1667.8	1,490	
保育所等訪問支援	人/月	—	—	2	0	2	0	2	
	人日/月	—	—	2	0	2	0	2	
医療型児童発達支援	人/月	—	—	0	0	0	0	0	
	人日/月	—	—	0	0	0	0	0	
居宅訪問型児童発達支援	人/月			0	0	0	0	1	
	人日/月			0	0	0	0	1	

(3) 障害児相談支援の利用実績

2019（令和元）年度の実績をみると若干下回っていますが、ほぼ見込どおりです。

区 分		2017(平29) 年度		2018(平30) 年度		2019(令元) 年度		2020(令2) 年度	
		見込	実績	見込	実績	見込	実績	見込	実績
障害児相談支援	人/月	25	25.6	27	22.8	29	28.3	31	

(4) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター

2020（令和2）年度末の目標を、2018（平成30）年度に達成しています。

区 分		2018(平30) 年度	2019(令元) 年度	2020(令2) 年度目標
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター	人	1	1	

(5) 子ども・子育て支援

2019（令和元）年度の実績をみると、放課後児童健全育成事業では若干下回っていますが、保育所での受け入れは、見込を上回っています。

① 保育所における障がい児の受け入れ

区 分		2017(平29) 年度		2018(平30) 年度		2019(令元) 年度		2020(令2) 年度	
		見込	実績	見込	実績	見込	実績	見込	実績
3歳未満	人	0	0	0	0	0	0	0	
3歳以上	人	35	37	40	41	40	42	40	

② 放課後児童健全育成事業（児童クラブ・学童クラブ）における障がい児の受け入れ

区 分		2017(平29) 年度		2018(平30) 年度		2019(令元) 年度		2020(令2) 年度	
		見込	実績	見込	実績	見込	実績	見込	実績
1～3年生	人	17	28	20	20	20	18	20	
4～6年生	人	9	6	9	5	9	1	9	

第3章

計画の基本理念及び基本目標

1 尾張旭市第五次総合計画における基本的な考え方

本計画の上位計画である「尾張旭市第五次総合計画」(平成26(2014)～令和5(2023)年度)では、将来都市像「みんなで支えあう 緑と元気あふれる 住みよいまち 尾張旭」を実現するために、8つの政策を設定しています。

本計画は、保健・医療・福祉分野の政策「みんなで支えあう健康のまちづくり」を実行するための施策「障がい者福祉の推進」の計画であり、めざす尾張旭市の姿として掲げられている「障がい者が安心して生活し、社会参加できています。」を具体化するための実施計画として位置づけられています。

将来都市像	みんなで支えあう 緑と元気あふれる 住みよいまち 尾張旭
政 策	みんなで支えあう健康のまちづくり
施 策	障がい者福祉の推進
めざす姿	障がい者が安心して生活し、社会参加できています。

2 基本理念

障害者基本法では、その目的として「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を掲げています。第4期計画からは、障害者基本法の考え方を背景に、「尾張旭市第五次総合計画」に掲げる将来都市像「みんなで支えあう 緑と元気あふれる 住みよいまち 尾張旭」の実現をめざし、「誰もが自分らしくいきいきと暮らす福祉の街をめざして ともに生きよう！みんなで支えあう 住みよいまち “尾張旭”」を基本理念とし、各種施策を推進してきました。

本計画においても、これまでの基本理念を継承するとともに、さらなる推進を図っていきます。

～ 誰もが自分らしくいきいきと暮らす福祉の街をめざして ～

**ともに生きよう！みんなで支えあう
住みよいまち “尾張旭”**



3 基本的な視点

次に掲げる〈視点〉を念頭に計画を策定し、それに基づく施策を推進します。

視点1 地域共生社会の実現に向けた取り組み

障害者基本法がめざしている「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」を実現するために、地域住民が主体となって地域づくりに取り組む仕組みづくりや従来の枠にとらわれない柔軟なサービス提供の体制づくりが求められています。障がいのある人をはじめ支援を必要とするすべての市民が、地域で安心して暮らし続けられるよう、地域の実態に応じた包括的な支援体制の構築が必要です。

視点2 障がいを理由とする差別の解消

障害者基本法には「差別の禁止」が盛り込まれており、障がいを理由とする差別や権利利益を侵害する行為を禁止しています。また、障がいのある人が生活を営む上での制約となる社会的障壁については、その除去を必要としている人がいれば、負担が過度でない場合は、合理的な配慮を行わなければなりません。

この基本原則を念頭に障がいを理由とする差別の解消を推進し、誰もが人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の実現が必要です。

視点3 ライフステージに沿った切れ目のない包括的な支援

障がいのある人がライフステージに沿った切れ目のない支援を受けられるよう、母子保健、保育、教育、医療、福祉、雇用、住まい等、多岐にわたる分野の施策を包括的に推進する必要があります。また、それぞれの分野が連携するとともに地域住民と協働して、障がいのある人の自立と社会参加という観点に立ち、障がいの特性に応じた切れ目のない支援を行うことが必要です。

視点4 社会参加の推進と安全確保

障がいのある人が、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加しやすい環境を整える必要があります。また、障がいのある人が地域において安全に安心して生活を送ることができるよう、いつ起こるかわからない災害や感染症に対する支援体制の充実を図ることが必要です。

4 基本目標

基本理念を実現するために次の基本目標に沿って施策を展開していきます。

目標1 わかり合うために

障がいのある人も障がいのない人も、地域社会を構成するかけがえのない存在です。地域共生社会の実現を図るため、広報・啓発活動を推進するとともに、交流を通じて理解しあう機会を創出します。

目標2 安心して暮らしていくために

障がいのある人、一人ひとりの多様なニーズに対応するため相談支援の体制を整備するとともに、地域生活を支えるサービスの充実を図ります。

目標3 誰もが安全で快適に暮らせるために

誰もが地域において自立して安全で快適な生活を送れるよう、ユニバーサルデザインの考えに基づき、住宅、公共施設、交通、教育等の生活環境の整備を進めるとともに、災害時・非常時の安全を確保するための体制整備を図ります。

目標4 子どもの可能性を伸ばすために

障がいのある子どもや成長・発達に不安がある子どもが自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう療育の充実に努めるとともに、継続的な支援が行われるよう、関係機関とのネットワークの強化を図ります。

目標5 誰もがいきいきと活動するために

障がいのある人が自分らしくいきいき暮らせるよう、就労に関する支援の充実を図るとともに、文化芸術、スポーツ、レクリエーションなどあらゆる場面で参加しやすい社会の実現をめざします。

目標6 健やかに生きるために

障がいの原因となる疾病の予防や早期発見、リハビリ等に関する健康づくりの施策を積極的に展開するとともに、医療・保健・福祉の連携を促進します。また、医療的ケア等を必要とする人が地域で安心して暮らせるよう支援体制の充実を図ります。

5 施策の体系

基本理念	基本的な視点	基本目標	施策の方向
<p>誰もが自分らしくいきいきと暮らす福祉の街をめざして</p> <p>ともに生きようーみんなで支えあう住みよいまち“尾張旭”</p>	<p>視点1 地域共生社会の実現に向けた取り組み</p> <p>視点2 障がい を理由とする差別の解消</p> <p>視点3 ライフステージに沿った切れ目のない包括的な支援</p> <p>視点4 社会参加の推進と安全確保</p>	<p>目標1 わかり合うために</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○差別解消に向けた取り組みの推進 ○地域共生をめざす交流の促進
		<p>目標2 安心して暮らしていくために</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○包括的な相談支援の充実 ○権利擁護の推進 ○福祉サービス等の利用促進と情報提供の充実 ○障がい福祉にかかる人材確保の促進
		<p>目標3 誰もが安全で快適に暮らせるために</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○地域生活支援の充実 ○外出したくなるまちづくりの推進 ○防災・感染症対策の推進
		<p>目標4 子どもの可能性を伸ばすために</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○発達が気になる子どもへの支援の充実 ○地域でともに学び育つ機会の充実 ○インクルーシブ教育の充実
		<p>目標5 誰もがいきいきと活動するために</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○雇用・就労支援の促進 ○文化芸術・スポーツ・レクリエーションの推進
		<p>目標6 健やかに生きるために</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいの早期発見と疾病の予防の充実 ○医療と保健・福祉との連携促進
		<p>★第6期障がい福祉計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①障害者総合支援法に基づくサービスの概要 ②障がい福祉計画の目標 ③障害福祉サービスの見込量と確保策 ④地域生活支援事業の見込量と確保策
		<p>★第2期障がい児福祉計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①障がいのある児童等に対する支援施策の動向 ②障がい児福祉計画の目標 ③障がいのある児童等に対するサービスの見込量と確保策 ④子ども・子育て支援

6 重点的な取り組み

基本理念を実現するためには、6つの基本目標に沿って各種施策を着実に推進していかなければなりません。特に、アンケート結果等から導き出された、災害対策や子どもへの支援等については重点的な取り組みと位置づけ、優先的に取り組みを進めます。

▶重点的な取り組みの一覧

基本目標	施策の方向	主な取り組み	掲載ページ
目標1 わかり合うために	施策2 地域共生をめざす交流の促進	① 障がいのある人と地域住民の交流機会の創出	69
		⑤ 団体間の交流支援	70
目標2 安心して暮らしていくために	施策3 福祉サービス等の利用促進と情報提供の充実	① ライフステージを考慮したガイドブックの作成	79
目標3 誰もが安全で快適に暮らせるために	施策1 地域生活支援の充実	⑤ 地域住民の主体的な取り組みの推進	86
		⑤ 避難所における配慮	94
	施策3 防災・感染症対策の推進	⑦ 障害福祉サービス事業所における災害対策の充実	94
		⑪ 感染症対策の推進	95
目標4 子どもの可能性を伸ばすために	施策2 地域でともに学び育つ機会の充実	① サポート保育（インクルーシブ保育）の推進	103
	施策3 インクルーシブ教育の充実	③ 医療的ケア児に対する支援の充実	108
		④ インクルーシブ教育の推進	108
目標5 誰もがいきいきと活動するために	施策2 文化芸術・スポーツ・レクリエーションの推進	① 各種講座・講演、イベント等の充実	116
		④ スポーツ大会等への参加促進	116
		⑤ 障がい者スポーツの普及	117
		⑦ 図書館利用の促進	117
目標6 健やかに生きるために	施策2 医療と保健・福祉との連携促進	③ 医療的ケア児等の支援体制の構築	124

第4章

第6期障がい者計画

目標 1 わかり合うために

施策 1 差別解消に向けた取り組みの推進

差別解消に向けた取り組みの成果指標である「障がいがあるため差別を受けたことや、いやな思いをしたことがある人の割合」は16.6%と、第5期の基準値（2016（平成28）年の調査）よりは低くなったものの、目標値の10.0%には及びませんでした。

障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の施行（2016（平成28）年4月1日）等により、行政機関や民間事業者による「障害を理由とする差別」は解消されてきましたが、全ての市民の差別意識の解消には至っていないのが現状です。真の地域共生社会の実現をめざすため、今後も引き続き、あらゆる差別の解消に向けた取り組みを推進していきます。

■施策成果指標（施策の達成度を示す指標）

指 標	第5期の 基準値	第5期の 目標値	実績 [2020年]	第6期の目標値 [2023年]
障がいがあるため差別を受けたことや、いやな思いをしたことがある人の割合（障がい者福祉に関する計画策定のための市民意識調査結果）	17.1%	10.0%	16.6%	10.0%
身体障がいのある人	10.8%	6.3%	10.6%	
知的障がいのある人	28.9%	16.8%	23.7%	
精神障がいのある人	31.7%	18.5%	31.7%	—
障がいのある児童	55.1%	32.1%	45.5%	
難病の人	9.1%	5.3%	9.4%	

※以下、【主な取り組み】中、表題の後に **重点** と表記のあるものは重点的な取り組みを表しています。

【現状】

＜市広報誌、市公式ホームページ等による周知・啓発＞

- 市広報誌「広報おわりあさひ」において障がい理由とする差別の解消をはじめ障がい理解に関する啓発記事を毎年度掲載しています。また、「障害者差別解消法」に関するパンフレット等を福祉課窓口で配布しています。

＜障害者週間の周知＞

- 「障害者週間」は、2004（平成16）年の障害者基本法の改正により、従来の「障害者の日」に代わるものとして、「国際障害者デー」の12月3日から「障害者の日」である12月9日までの1週間について設定されました。

＜障がい者マーク等の普及＞

- 障がいのある人に配慮した施設であることや、それぞれの障がいについてわかりやすく表示するため、いろいろなマークがあります。本市では、障がい福祉のしおりにマークを掲載するなど、周知をしています。
- 外見からでは障がいなどがあることが分からない人が、配慮や支援を必要としていることを周囲の人に知らせるヘルプマーク（ストラップ）とヘルプカードを該当者に配布するとともに、チラシを作成し配布するなど周知をしています。

＜教育の場における福祉教育＞

- 市内の小学校及び高等学校において、地域の障がいのある人やボランティアが講師となり、車いす・手話・点字などの体験学習を通して福祉の心を育んだり、障がいのある人等との交流を行ったりする「福祉実践教室」を実施しています。
- 福祉マインドフェアの開催にあたり、各小・中学校へチラシを配布し、参加を促しています。また、中学校及び高等学校を通じ、学生ボランティアを募集しています。

＜障がいのある人の当事者団体等の活動＞

- 障がいのある人の当事者団体や家族会等が、当事者の視点から障がいのある人のライフステージを見据えた活動をすることで、障がい理解が進み地域共生社会が実現すると考えられます。しかし、いずれの団体も会員が減少傾向にあり、本人及びその家族の高齢化も進んでおり、会の運営が困難になってきています。

<施設等整備への理解促進>

- 福祉施設の建設にかかる施設開設者と住民との摩擦等は、全国各地で起きている問題です。地域における自立を阻む“見えない壁”の存在が明らかになった事象といえます。

【施策の展開】

▶差別解消に向けた取り組みの 推進	① 「障害者差別解消法」についての周知・啓発
	② 障がい者マークの周知
	③ ヘルプマーク及びヘルプカードの普及
	④ 講演会・研修会等の実施
	⑤ 福祉実践教室の実施
	⑥ ボランティア活動への参加
	⑦ 当事者団体等の活動の周知
	⑧ 施設内容の周知

【主な取り組み】

内容	担当課等
① 「障害者差別解消法」についての周知・啓発 市の広報誌、公式ホームページ等を通じて、「障害者差別解消法」の理念や内容（「障害を理由とする差別」、「合理的配慮」等）に関する周知・啓発を行うとともに、障がいと障がいのある人に関する正しい知識の普及や理解の促進に努めます。	福祉課
② 障がい者マークの周知 障がいのある人に関するさまざまなマークが定められています。これらは障がいのある人が地域で安心して活動し暮らすために設けられたものであり、マークの意味について市民への周知を図ります。	福祉課
③ ヘルプマーク及びヘルプカードの普及 外見からでは障がいなどがあることが分からない人の外出や社会参加を支援するため、ヘルプマーク及びヘルプカードの普及と市民への周知を図ります	福祉課

内容	担当課等
<p>④ 講演会・研修会等の実施</p> <p>「障害者差別解消法」に関する啓発を図るため、市民向けの講演会等を開催します。また、市職員等を対象とした研修会等の開催を検討します。</p>	福祉課
<p>⑤ 福祉実践教室の実施</p> <p>市内の小・中学校及び高等学校において、引き続き福祉実践教室を実施し、障がいのある人との交流を通じた児童生徒の福祉の心の育成を図ります。</p>	社会福祉協議会 学校教育課
<p>⑥ ボランティア活動への参加</p> <p>学校教育法では、学校において「ボランティア活動など社会奉仕体験活動」の充実に努めることが規定されています。小学校、中学校、高等学校等は、社会福祉協議会、社会福祉施設、NPO法人等と連携して社会奉仕体験活動等に取り組みます。</p>	社会福祉協議会 学校教育課
<p>⑦ 当事者団体等の活動の周知</p> <p>市の広報誌や公式ホームページ等を通じて、障がいのある人の当事者団体等の活動を紹介します。また、福祉課窓口等に当事者団体等の作成したチラシを設置するなど、当事者団体等の活動の活性化や障がいのある人への理解促進を図ります。</p>	福祉課 子育て相談課 市民活動課
<p>⑧ 施設内容の周知</p> <p>グループホーム等の施設の整備を促進するため、市と事業者の連携のもと、その内容について市民への周知を図り、障がいのある人の地域生活への理解と支援を呼びかけていきます。</p>	福祉課

■ 事業活動指標

指 標	現状値		目標値	
	2019(令和元)年度		2023(令和5)年度	
差別解消や障がい理解に関する周知・啓発	3回	▶	6回	
福祉実践教室の開催	10回	▶	13回	
福祉マインドフェアのボランティア参加者 (小・中学生)	16人	▶	30人	

施策2 地域共生をめざす交流の促進

地域共生をめざす交流の促進の取り組みの成果指標である「地域活動に参加している人の割合」は17.3%と、第5期の基準値（2016（平成28）年の調査）とほぼ同じで、目標値の19.0%には及びませんでした。

障がいの有無に関わらず、誰もが地域社会を構成するかけがえのない存在です。しかし、障がいのある人の地域活動への参加は決して多くないのが現状です。

地域共生社会を実現するためには、すべての市民が、自らの持てる力を発揮して、相互に尊重しながらまちづくりに参加することが重要です。障がいのある人も、障がいのない人も、お互いを理解し共に活動できるよう、交流機会の創出に努めます。

■ 施策成果指標（施策の達成度を示す指標）

指標	第5期の基準値	第5期の目標値	実績 [2020年]	第6期の目標値 [2023年]
地域活動に参加している人の割合（障がい者福祉に関する計画策定のための市民意識調査結果）	17.2%	19.0%	17.3%	19.0%

【現状】

<地域活動における交流>

- 当事者団体等のヒアリングによると、地域での交流機会は以前に比べれば増えていますが、お互いを理解し合えるようなふれあいの場や拠点が少ないのが現状です。

<特別支援学級との交流支援>

- 市内小・中学校の特別支援学級の児童生徒を対象として、歓迎会、運動会、送る会等の交流事業を実施しています。

<福祉イベントにおける交流の促進>

- 瀬戸市、長久手市及び本市の障がい者団体や障がい者施設の連携を図るため、ウェルフェアボウリング事業を支援しています。毎年、170人程度の参加を得ています。
- 障がいのある人同士の交流や障がいへの理解を促進するため、福祉マインドフェアに障がい者施設（精神障がい、知的障がい、高次脳機能障がい）のPR・即売コーナーの場を提供しています。

<当事者団体等への活動支援>

○各当事者団体等のイベントなどを支援しています。

【施策の展開】

▶地域共生をめざす交流の促進	① 障がいのある人と地域住民の交流機会の創出
	② 自治会等への働きかけ
	③ 特別支援学級交流事業の実施
	④ 福祉マインドフェアでの交流促進
	⑤ 団体間の交流支援

【主な取り組み】

内容	担当課等
① 障がいのある人と地域住民の交流機会の創出 重点 地域のボランティアによる障がいのある人とその家族、地域住民等の交流機会の創出を促進し、障がいのある人相互の交流とともに地域住民の参加を呼びかけていきます。	福祉課 社会福祉協議会
② 自治会等への働きかけ 障がいのある人が地域活動に参加できるよう、自治会、民生児童委員、地区団体などに働きかけを行います。	福祉課 社会福祉協議会 市民活動課
③ 特別支援学級交流事業の実施 市内小・中学校の特別支援学級の児童生徒を対象として、引き続き、歓迎会、運動会、送る会等の交流行事を実施します。	学校教育課
④ 福祉マインドフェアでの交流促進 福祉マインドフェアにおいて、引き続き、障がい者施設のPR・販売コーナーの場を提供するなど交流を促進するとともに市内小・中学生の参加を促進します。また、中学校及び高等学校を通じ、学生ボランティアを募集します。	社会福祉協議会 学校教育課

内容	担当課等
⑤ 団体間の交流支援 重点 障がいのある人の積極的な社会参加を促進するために、各当事者団体等が主催するイベントやピアカウンセリングなどの活動を支援するとともに、団体間の交流を支援します。	福祉課 市民活動課

■ 事業活動指標

指 標	現状値 2019(令和元)年度	目標値 2023(令和5)年度
福祉マインドフェアに参加した障がい者団体	8団体	 10団体

目標 2 安心して暮らしていくために

施策 1 包括的な相談支援の充実

相談支援の推進の取り組みの成果指標である「障がい者施策のうち「相談・情報提供」に満足している人の割合」は7.5%と、第5期の基準値（2016（平成28）年の調査）を下回り、目標値の10.0%には及びませんでした。

障がいのある人のライフステージの全ての段階において、きめ細かいサービスを提供していくためには、個々の施策を包括的にコーディネートする相談支援が重要ですが、本市における相談・情報提供に関する満足度は低下傾向にあるのが現状です。

8050問題をはじめ複合化・複雑化した地域の福祉課題に対応できるよう、障がい、高齢、子育て、生活困窮など包括的な相談に対応し、様々なサービスや地域資源とコーディネートできる総合的な相談体制の構築をめざします。

■ 施策成果指標（施策の達成度を示す指標）

指 標	第5期の 基準値	第5期の 目標値	実績 [2020年]	第6期の目標値 [2023年]
障がい者施策のうち「相談・情報提供」に満足している人の割合（障がい者福祉に関する計画策定のための市民意識調査結果）	8.0%	10.0%	7.5%	10.0%

【現状】

<障がいのある人への相談支援>

- 「障害者総合支援法」による一般相談支援事業及び基幹相談支援事業を実施しています。
- 尾張東部圏域（瀬戸市、豊明市、日進市、長久手市、東郷町及び本市）及び名古屋市名東区・守山区を対象として開設されている「尾張東部障がい者就業・生活支援センターアクト」では、障がいのある人の就業やそれに伴う生活に関する支援・助言などを、関係機関と協力しながら行っています。

<地域共生をめざした包括的な相談体制>

○多職種の連携と住民同士の支え合いにより、住まい、医療、介護、予防、生活支援が、包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築が高齢者支援を中心に進められています。精神障がいのある人の地域移行の促進と福祉課題の複雑化に伴い、高齢者だけではなく、その範囲を障がいのある人にも広げられるよう検討をしています。

【施策の展開】

▶包括的な相談支援の充実	① 基幹相談支援事業の充実
	② 包括的な相談支援体制整備の検討
	③ 精神障がいのある人にも対応した地域包括ケアシステム構築
	④ ピアカウンセリングの推進

【主な取り組み】

内容	担当課等
① 基幹相談支援事業の充実 障がいのある人に関する総合的な相談支援、支援困難事例への対応や相談支援事業者への指導、人材育成、虐待防止に係る支援、地域の関係機関のネットワーク化を推進します。	福祉課 社会福祉協議会
② 包括的な相談支援体制整備の検討 障がいのある人と高齢の親が同居している世帯、介護と育児に同時に直面する世帯など、課題が複合化していて障がい者施策だけでは適切な解決策を講じることが困難なケースに対応する包括的な相談支援体制の整備を検討していきます。	福祉政策課 福祉課 長寿課 社会福祉協議会
③ 精神障がいのある人にも対応した地域包括ケアシステム構築 精神障がいのある人の地域移行を想定し、高齢者に限らず、障がいのある人も含めた地域包括ケアシステムの構築を検討していきます。	福祉政策課 福祉課 長寿課 社会福祉協議会

内容	担当課等
<p>④ ピアカウンセリングの推進</p> <p>障がいのある人自身やその家族は、障がいの受容を経て、障がいと障がいのある人についてより深く理解しています。こうした当事者がカウンセラーとなって、障がいのある相談者の社会生活上必要とされる心構えや生活能力の習得に対して個別援助や支援を行うピアカウンセリングの実施を支援します。</p>	福祉課

■ 事業活動指標

指 標	現状値 2019(令和元)年度	目標値 2023(令和5)年度
相談件数（障がい者基幹相談支援センター）	8,257件	8,500件

施策2 権利擁護の推進

障がい者福祉に関する計画策定のための市民意識調査結果によると、「障がい者施策のうち「権利擁護」に満足している人の割合」は7.5%と、第5期の調査結果（2016（平成28）年の調査）7.9%を下回っています。

判断能力が不十分な人であっても、福祉サービスの利用をはじめ生活の様々な場面において、障がいのある人本人の自己決定や尊厳が守られ、その人らしい生活が送れるよう、権利擁護のための取り組みを推進します。また、最も深刻な人権侵害である虐待を防止するよう取り組みを進めます。

■ 施策成果指標（施策の達成度を示す指標）

指標	第5期の調査結果	第6期の調査結果	第6期の目標値 [2023年]
障がい者施策のうち「権利擁護」に満足している人の割合（障がい者福祉に関する計画策定のための市民意識調査結果）	7.9%	7.5%	9.0%

【現状】

< 権利擁護に関する制度 >

- 障がいなどのために判断能力が十分でない人が、不利益を被らないように保護し支援するための成年後見制度について、市ホームページ等で周知を図っています。
- 社会福祉協議会では、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理等をお手伝いする「日常生活自立支援事業」の利用の相談・支援を行っています。
- 市広報誌、市公式ホームページ、社協だより等において、日常生活自立支援事業の周知を図っています。

< 尾張東部権利擁護支援センターとの連携強化 >

- 尾張東部圏域の構成市町（瀬戸市、豊明市、日進市、長久手市、東郷町及び本市）で共同設置する「尾張東部権利擁護支援センター（所在地：日進市）」において、成年後見制度の利用の相談・支援を行っています。

<虐待の防止と早期発見>

○本市においては、2018（平成30）年度までは重大な虐待事例はありませんでしたが、2019（令和元）年度に虐待認定をして家族との分離措置をとった事例が3件発生しました。

【施策の展開】

▶ 権利擁護の推進	① 権利擁護制度の周知
	② 成年後見制度の利用推進
	③ 市民後見人の育成促進
	④ 障がい者基幹相談支援センターにおける虐待防止対策
	⑤ 虐待防止や早期発見・対応のための連携強化
	⑥ 関係機関や市民への周知

【主な取り組み】

内容	担当課等
<p>① 権利擁護制度の周知</p> <p>権利擁護を必要とする人が確実に支援を受けられるよう、成年後見制度利用支援事業や社会福祉協議会の日常生活自立支援事業など権利擁護に関する制度の周知を図ります。</p>	<p>福祉政策課</p> <p>福祉課</p> <p>長寿課</p> <p>社会福祉協議会</p>
<p>② 成年後見制度の利用推進</p> <p>尾張東部圏域の構成市町（瀬戸市、豊明市、日進市、長久手市、東郷町及び本市）で共同設置する尾張東部権利擁護支援センターとの連携のもと、引き続き、制度内容の説明や手続きを支援するとともに、制度の普及啓発活動などを行います。</p>	<p>福祉政策課</p> <p>福祉課</p> <p>長寿課</p>
<p>③ 市民後見人の育成促進</p> <p>尾張東部権利擁護支援センターとの連携のもと、市民後見人の育成・活用を促進します。</p>	<p>福祉政策課</p> <p>福祉課</p> <p>長寿課</p> <p>社会福祉協議会</p>

内容	担当課等
<p>④ 障がい者基幹相談支援センターにおける虐待防止対策</p> <p>障がい者基幹相談支援センターと福祉課との連携により、緊急時の相談支援（緊急訪問・緊急対応）を含めた体制づくりや、地域包括支援センターとの連携の強化により、虐待防止対策を進めます。</p>	<p>福祉課</p> <p>社会福祉協議会</p>
<p>⑤ 虐待防止や早期発見・対応のための連携強化</p> <p>障がいのある人への虐待の未然の発生予防、早期発見・対応、虐待を受けた障がいのある人への適切な支援を行うため、障害福祉サービス事業所も含め関係機関等との連携を強化します。</p>	<p>福祉課</p> <p>長寿課</p>
<p>⑥ 関係機関や市民への周知</p> <p>障がいのある人や家族、事業者、企業、福祉・教育・医療関係者等への周知を図るとともに、市民に対して通報への協力を呼びかけていきます。</p>	<p>福祉課</p> <p>長寿課</p>

■ 事業活動指標

指 標	現状値		目標値	
	2019(令和元)年度		2023(令和5)年度	
成年後見制度利用者支援事業利用者（障がいのある人）	9人	▶	13人	
重大な虐待案件	3件	▶	0件	
虐待の相談・通報・届出件数	—	▶	10件	

施策3 福祉サービス等の利用促進と情報提供の充実

福祉サービスの利用に係る情報提供の成果指標である「福祉サービスの内容等に関する情報が少ないと考えている障がい者の割合」は19.8%と、第5期の基準値（2016（平成28）年の調査）を上回り、目標値の15.0%には及びませんでした。

支援を必要としている障がいのある人が自身の希望する生活を送るためには、適切な福祉サービス等を利用する必要があります。サービス利用に際しては、その内容や利用条件などに関する情報の入手は必要不可欠ですが、多くの人々が情報の不足を感じているのが現状です。また、当事者団体等のヒアリングからは「ライフステージにおける次の段階で、どのような支援が受けられ、どのような生活が送れるのかわからず不安である」という声が多く聞かれました。

障がいのある人が適切なサービス等を受けることができるよう情報の提供に努めます。

また、視覚障がいや聴覚障がいをはじめ障がいの特性を考慮して点字や音声、コミュニケーションボード、インターネットなどさまざまな媒体を活用してきめ細かな情報提供を行っていきます。

■ 施策成果指標（施策の達成度を示す指標）

指標	第5期の基準値	第5期の目標値	実績 [2020年]	第6期の目標値 [2023年]
福祉サービスの内容等に関する情報が少ないと考えている障がい者の割合（障がい者福祉に関する計画策定のための市民意識調査結果）	19.1%	15.0%	19.8%	15.0%

【現状】

＜「福祉のしおり」(ガイドブック)の作成・配布＞

- 福祉課の窓口等において、各種サービスの内容や手続きの方法を取りまとめた「福祉のしおり」(ガイドブック)を配布し、必要なサービスが使えるよう情報提供をしています。
- 社会福祉協議会において、車いすや車いす専用車の貸出事業を行っています。

＜市公式ホームページ等による情報提供＞

- 市広報誌、市公式ホームページにて、障害福祉サービスや障がい者制度の情報提供を行っています。
- 様々な環境にあるすべてのホームページ利用者が同じように情報を利用できるようアクセシビリティに配慮して作成しています。
- 障がいのある人への支援活動を目的とするボランティアグループの紹介などの情報を社会福祉協議会のホームページに掲載しています。

＜視覚・聴覚障がいのある人への情報提供＞

- 聴覚障がいのある人が市役所での申請手続きや相談などをする際、手話通訳が利用できるよう手話通訳者を市役所福祉課に配置しています。なお、2020(令和2)年度から手話通訳者の設置日を1日増やし、週2日(月曜日の午前・木曜日の午後)としています。
- 音訳ボランティアグループの協力のもと、「声の広報」、「声の市議会だより」を発行しており、市公式ホームページでも同データを公開しています。
- 生涯学習フェスティバルでのフォーラムなど市主催の行事や、社会福祉協議会が実施する尾張旭市社会福祉大会の開会式、講演会等の一部において、手話や要約筆記ボランティアグループの協力を得て、手話通訳、要約筆記を実施しています。
- 障害者権利条約の採択や障害者基本法の改正により、手話が言語として位置付けられました。その認識が広く共有されているとはいえないのが現状です。

＜障害福祉サービス等事業所との連携＞

- 特別支援学級等に在籍している子の保護者、卒業後の進路に関心のある保護者等を対象に、障害福祉サービスを利用する際の手続きについて、障害福祉サービス等事業所による事業所紹介、個別相談会を実施するとともに、子どもの特性や適性に合

った進路選択ができるよう、市内の障害福祉サービス事業所（就労系、生活介護）の職場環境や作業内容などの見学ツアーを実施しています。

- 小学校新1年生の保護者、その他、子育てに不安のある保護者を対象に、放課後等デイサービスを利用する際の手続きについて、事業所紹介、個別相談会を実施しています。

【施策の展開】

▶福祉サービス等の利用促進 と情報提供の充実	① ライフステージを考慮したガイドブックの作成
	② 広報誌、市公式ホームページの充実
	③ 市公式ホームページの配慮
	④ 手話通訳者の設置
	⑤ イベント等における障がいのある人への配慮
	⑥ 視覚に障がいのある人への情報提供
	⑦ 手話言語の普及と障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進
	⑧ 障害福祉サービス等事業所と連携した取り組みの推進

【主な取り組み】

内容	担当課等
① ライフステージを考慮したガイドブックの作成 重点 障がいのある人やその家族への各種支援制度の情報提供を図るため、障がいのある人の一生の流れに沿って、ライフステージごとに利用できる支援等が一目でわかるガイドブックを作成します。	こども課 子育て相談課 福祉課

内容	担当課等
<p>② 広報誌、市公式ホームページの充実</p> <p>市や社会福祉協議会の広報誌、公式ホームページ等を通じて、障がいのある人に関する正しい知識の普及や理解の促進に努めるとともに、各種障害福祉サービスや手当などの制度に関する情報、ボランティアグループの活動に関する情報の提供を行います。</p>	<p>福祉課 社会福祉協議会</p>
<p>③ 市公式ホームページの配慮</p> <p>市公式ホームページにおいて、ウェブアクセシビリティ※に配慮した運営に努めます。</p>	<p>広報広聴課</p>
<p>④ 手話通訳者の設置</p> <p>市役所窓口において聴覚に障がいがある人へのコミュニケーションの支援を行うために、引き続き、福祉課に手話通訳者を設置します。</p>	<p>福祉課</p>
<p>⑤ イベント等における障がいのある人への配慮</p> <p>市主催行事、講演会等において聴覚に障がいがある人への配慮として手話通訳、要約筆記の実施が図られるとともに、各種障がい特性に配慮した取り組みが実施されるよう関係各課等に働きかけます。</p>	<p>福祉課</p>
<p>⑥ 視覚に障がいのある人への情報提供</p> <p>視覚に障がいのある人や目の見えづらさを感じている人に情報が行き渡るよう、音訳ボランティアが作成している「声の広報」の周知を図ります。</p>	<p>広報広聴課 福祉課</p>
<p>⑦ 手話言語の普及と障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進</p> <p>手話言語の普及のための取り組みを推進します。また、障がいのある人が生活上、意思疎通を図るために、障がい特性に応じたコミュニケーション手段（手話、要約筆記、点字、触覚を使った意思疎通、筆談、代筆、音訳、平易な言葉、代読、実物又は絵図の提示、重度障害者用意思伝達装置）を選択することができ、利用しやすい環境づくりを進めていきます。</p>	<p>福祉課</p>

内容	担当課等
<p>⑧ 障害福祉サービス等事業所と連携した取り組みの推進</p> <p>障がいのある子どもの将来のイメージを持つことができるよう、障害福祉サービス事業所や放課後等デイサービス事業所と連携して、今後も引き続き、事業所説明会や事業所見学ツアーを実施していきます。</p>	<p>福祉課</p> <p>子育て相談課</p>

※アクセシビリティ：年齢や障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報やサービスに簡単にたどり着け、利用できることです。特に、ホームページなどウェブサイト上で提供されている情報へのアクセシビリティをさして「ウェブアクセシビリティ」といいます。

指 標	現状値		目標値
	2019(令和元)年度		2023(令和5)年度
広報誌等における制度等に関する情報提供	8回	▶	10回
手話言語の普及のための取り組み	-	▶	2回

施策4 障がい福祉にかかる人材確保の促進

障がい者福祉に関する計画策定のための市民意識調査結果によると、悩みごとについての相談相手として、福祉施設・サービス事業所をあげている人が少なくありません。特に知的障がいのある人障がいのある児童では20%を超えています。

また、障害福祉サービスを利用する上で「とくに困っていることはない」人の割合は45.8%と、第5期の調査結果（2016（平成28）年の調査）43.0%を1ポイント以上上回っています。

利用者にとって身近な存在である障害福祉サービス事業所の職員に対する信頼や期待は大きく、さまざまな課題解決の技術や資質が求められています。しかし、障害福祉サービス事業所等を対象としたヒアリングからは、従業員の不足や事務量の多さなどに関する課題が多くあげられていました。

福祉サービス等に携わる人材の育成や確保については障害福祉サービス事業所はもとより、市全体で取り組まなければならない課題と考え、関係者の連携体制を強化し、人材の確保と資質の向上に関する取り組みを推進します。

■ 施策成果指標（施策の達成度を示す指標）

指標	第5期の調査結果	第6期の調査結果	第6期の目標値 [2023年]
障害福祉サービスを利用する上で「とくに困っていることはない」人の割合（障がい者福祉に関する計画策定のための市民意識調査結果）	43.0%	45.8%	50.0%

【現状】

<介護・福祉人材の不足>

○厚生労働省の推計によれば、団塊の世代が75歳以上となる2025年には34万人の介護人材の不足が生じると予測しています。障害福祉サービス等においても例外ではなく、障害福祉サービス事業所へのヒアリング調査の結果でも人材確保の困難さがあげられていました。

【施策の展開】

▶ 障がい福祉にかかる人材確保の促進	① 福祉に関わる仕事力の「見える化」の推進
	② 障害福祉サービス事業所との連携強化
	③ 児童生徒の福祉現場における体験交流の機会の創出

【主な取り組み】

内容	担当課等
① 福祉に関わる仕事の「見える化」の推進 市広報や公式ホームページをはじめ、市のかかわるイベントなどさまざまな機会を活用して、福祉・介護の仕事の魅力をPRし、多くの市民に知ってもらうことで、福祉・介護に携わる人材の確保を図ります。	福祉課
② 障害福祉サービス事業所との連携強化 市内の障害福祉サービス事業所との連携を強化し、本市における福祉・介護サービスの質の維持向上を図るため、情報共有を行います。また、障害福祉サービス事業所と意見交換をしながら、人材の確保につながる取り組みを行います。	福祉課
③ 児童生徒の福祉現場における体験交流の機会の創出 小学校、中学校の児童生徒が、福祉や介護の仕事の魅力や意義を正しく理解できるよう、施設等における介助の体験や障がいのある人と交流する機会を創出していきます。	福祉課

■ 事業活動指標

指 標	現状値		目標値
	2019(令和元)年度		2023(令和5)年度
福祉・介護の仕事の魅力をPR	-		2回

目標3 誰もが安全で快適に暮らせるために

施策1 地域生活支援の充実

地域における生活支援の取り組みの成果指標である「住んでいる地域は「住みやすい」と思っている人の割合」は65.6%と、第5期の基準値（2016（平成28）年の調査）を若干下回り、目標値の73.0%には及びませんでした。

障がいの有無や年齢に関わらず多くの市民が住み慣れた地域、そして自宅で暮らしたいと考えています。障がいのある人が地域において安心して暮らし続けられるよう、地域生活支援拠点等を整備し活用を図るとともに、当事者などによる生活の場の整備を支援していきます。

■ 施策成果指標（施策の達成度を示す指標）

指標	第5期の基準値	第5期の目標値	実績 [2020年]	第6期の目標値 [2023年]
住んでいる地域は「住みやすい」と思っている人の割合（障がい者福祉に関する計画策定のための市民意識調査結果）	66.6%	73.0%	65.6%	72.0%

【現状】

<地域生活支援拠点等の整備>

○障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、各種支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築するため、地域支援のための拠点の整備や、地域の事業者が機能を分担して面的な支援を行う体制等の整備について検討を進めています。

<生活の場の確保>

○県営住宅への入居を希望している障がいのある人のいる世帯が入居できる福祉向県営住宅入居制度があります。また、世帯の収入等により、家賃が減額される制度もあります。

○2020（令和2）年8月現在、市内には障がいのある人のためのグループホームが4か所（定員49人）整備されています。

<住環境の改善>

- 自宅の段差解消など住環境の改善を行う場合、居宅生活動作補助用具（手すりなど）の購入費及び改修工事費を給付しています（上限額20万円）。
- 市の実施する無料耐震診断の結果、判定値が基準以下の民間木造住宅に耐震シェルターを整備する工事費用に対し補助金を交付しています（上限額30万円）。

【施策の展開】

▶地域生活支援の充実	① 地域生活支援拠点等の整備及び充実
	② グループホームの整備に対する支援
	③ 住居を探すサポートの充実
	④ 住宅改修費の給付の周知
	⑤ 地域住民の主体的な取り組みの推進

【主な取り組み】

内容	担当課等
<p>① 地域生活支援拠点等の整備及び充実</p> <p>障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、相談、体験の機会、緊急時の対応等の機能を備えた地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能や内容の充実を図ります。</p>	福祉課
<p>② グループホームの整備に対する支援</p> <p>障がいのある人が地域で自立した生活を送る住居を確保するとともに、入所施設から地域生活への移行を促進するため、今後も、関係団体と協議しながらグループホームの整備を促進します。また、整備にあたっては、関係機関等と連携のもと情報提供などの支援を行うとともに、地域住民への理解と協力を求めていきます。</p>	福祉課

内容	担当課等
<p>③ 住居を探すサポートの充実</p> <p>保証人がいない等の理由により賃貸住宅に入居できない障がいのある人に対し、入居に必要な調整や、家主等への相談・助言を行う居住サポート事業の実施など住居を探すサポートの充実を図ります。</p>	福祉課
<p>④ 住宅改修費の給付の周知</p> <p>障がいのある人が住み慣れた自宅で暮らし続けられるよう、住宅改修費の給付（日常生活用具給付事業）の周知を図ります。</p>	福祉課
<p>⑤ 地域住民の主体的な取り組みの推進 重点</p> <p>障がいのある人の生活を支援するため日常的な交流活動や自主防災活動等を活用し、地域における見守り活動と支え合いにより住民相互の支援体制の強化に努めます。また、ごみ出しなど軽易な生活上の支援が地域の支え合いの中でなされるよう地域住民主体の取り組みを推進していきます。</p>	福祉課 社会福祉協議会

■事業活動指標

指 標	現状値	目標値
	2019(令和元)年度	2023(令和5)年度
住宅改修費の給付（日常生活用具の給付）利用者数	1人	6人

施策2 外出したくなるまちづくりの推進

外出やまちづくりの取り組みの成果指標である「外出するうえで、特に困っていることがない人の割合」は32.4%と、第5期の基準値（2016（平成28）年の調査）を若干下回り、目標値の36.0%には及びませんでした。

障がいのある人をはじめ全ての市民に配慮して、道路、建築物、公園の施設等の整備を進めるとともに、市民のまちづくりへの参加意識を高め、障がいのある人をはじめとした利用者の意見を聞きながら、市民、行政、事業者が一体となって、人にやさしいまちづくりを推進します。

また、障がいのある人が、その障がいにより外出や社会参加が制限されることのないよう、利用しやすい移動手段の確保に努めるとともに、駐車スペースの適正な利用をはじめ施設等の利便性の向上を図ります。

■ 施策成果指標（施策の達成度を示す指標）

指 標	第5期の 基準値	第5期の 目標値	実績 [2020年]	第6期の目標値 [2023年]
外出するうえで、特に困っていることがない人の割合（障がい者福祉に関する計画策定のための市民意識調査結果）	32.6%	36.0%	32.4%	36.0%

【現状】

<ユニバーサルデザインに基づいたまちづくり>

○本市では、公共施設や公園、道路などについて、誰にでも使いやすい施設とするため、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」、愛知県の「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」、市の「尾張旭市人にやさしい街づくり整備基準」（2014（平成26）年策定）等に基づき既存施設のバリアフリー化及び新規施設のユニバーサルデザイン化を進めています。

<公共交通の利用支援>

○市営バス「あさぴー号」では、障がい者本人と付添人1名の乗車が無料となっています。

○重度の障がいのある人を対象に年間36枚（基本料金500円以内/枚）のタクシード

ケットを配布しています。

- 重度の身体障がいのある人（下肢又は体幹障がい1・2級）を対象に、リフトタクシー又は患者搬送タクシーの利用料金の助成を行っています。

<交通事業者との連携>

- 本市では、鉄道やバス事業者と連携して、駅、車両等のバリアフリー化を推進するとともに、公共交通機関の利便性について意見交換をしています。

<障がい者用駐車スペース>

- 市内公共施設においては、障がい者専用スペースの舗装をカラー塗装し、一般車両の駐車スペースと区別しやすくするなど障がい者用駐車スペースの適正利用を推進しています。また、車いす使用者の雨天時の来庁に困難が生じないよう、市役所の障がい者用駐車場及び正面玄関までの通路に屋根の設置を進めています（2020（令和2）年10月現在）。

【施策の展開】

▶外出したくなるまちづくり の推進	① 人にやさしい街づくりの推進
	② こころのバリアフリー化の推進
	③ 障がい者補助犬の受け入れの普及
	④ 市営バスの利便性の向上
	⑤ タクシー料金の助成による外出支援
	⑥ 重度身体障がいのある人に対する外出支援
	⑦ 移動支援の検討

【主な取り組み】

内容	担当課等
<p>① 人にやさしい街づくりの推進</p> <p>今後も引き続き、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」、愛知県の「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」、「尾張旭市人にやさしい街づくり整備基準」等に基づいて人にやさしいまちづくりを進めていきます。また、市民や事業者に関連法規条例等の周知を図り、市民と行政が一体となって社会的環境整備を進めていきます。</p>	都市計画課 各施設所管課
<p>② こころのバリアフリー化の推進</p> <p>障がいのある人にとってのバリア（障壁）は、障がいのない人の障がい者専用駐車場への駐車、視覚障がい者用ブロック上の駐輪など、ハード面ではありません。施設・設備のバリアフリー化の促進と同時に、市民の理解を促進し、マナーの向上が図られるよう啓発活動を推進します。</p>	福祉課
<p>③ 障がい者補助犬の受け入れの普及</p> <p>盲導犬をはじめとする障がい者補助犬の受け入れについて、公共施設における対応はもちろん、民間施設についても協力を呼びかけていきます。</p>	福祉課

内容	担当課等
<p>④ 市営バスの利便性の向上</p> <p>市営バス「あさぴー号」では、引き続き、障がいのある人と付添の人1人の乗車を無料とします。また、障がいのある人をはじめ利用者の意見を聞きながら利便性の向上をめざしていきます。</p>	福祉課 長寿課 都市計画課
<p>⑤ タクシー料金の助成による外出支援</p> <p>障がいのある人の外出、社会参加を促進するため、重度の障がいのある人を対象に、引き続き、年間36枚（基本料金500円以内/枚）のタクシーチケットを配布します。また、利便性の向上を図るための検討を行います。</p>	福祉課
<p>⑥ 重度身体障がいのある人に対する外出支援</p> <p>重度の身体障がいのある人（下肢又は体幹障がい1・2級）、又は介護保険の要介護度が4・5の人を対象に、引き続き、リフトタクシー又は患者搬送タクシーの利用料金の助成を行います。</p>	福祉課 長寿課
<p>⑦ 移動支援の検討</p> <p>障がいの特性等により市営バスやタクシーなどの利用が困難な人に対する移動支援の方策を、関係者の連携を強化しながら引き続き検討していきます。</p>	福祉課 長寿課

■ 事業活動指標

指 標	現状値	目標値
	2019(令和元)年度	2023(令和5)年度
障がいのある人の交通移動手段に関する施策	3件	4件

施策3 防災・感染症対策の推進

災害対策の取り組みの成果指標である「障がい者施策のうち「災害対策」に満足している人の割合」は4.5%と、第5期の基準値（2016（平成28）年の調査）を下回り、目標値の5.5%には及びませんでした。

東日本大震災はもとより近年各地で発生している自然災害を目の当たりにしたことで、多くの市民は自然災害に対する不安や恐怖を感じていると思われます。特に障がいのある人は、避難行動や避難所における生活など一層大きな不安を抱えています。

災害時における避難支援の体制の確立をはじめ、不安のない地域づくりを進めるため、市民と行政の連携による防災・減災体制を確立します。

また、新型コロナウイルスなどの感染症対策も、障がいのある人の安全・安心の確保を第一に考え、関係者の連携のもと進めていきます。

■ 施策成果指標（施策の達成度を示す指標）

指 標	第5期の 基準値	第5期の 目標値	実績 [2020年]	第6期の目標値 [2023年]
障がい者施策のうち「災害対策」に満足している人の割合（障がい者福祉に関する計画策定のための市民意識調査結果）	5.1%	5.5%	4.5%	5.5%

【現状】

< 避難行動要支援者に対する支援 >

- 本市では、地震などの災害の発生に備え、「尾張旭市地域防災計画」を毎年度見直ししながら、総合的かつ計画的に防災対策を推進しています。災害時における避難行動要支援者の支援については、「尾張旭市避難行動要支援者支援実施要綱」に基づく避難行動要支援者名簿を整理し、町内会ごとに個別の避難行動要支援者支援プランの作成を進めています。
- 避難行動要支援者支援プラン作成を実施する町内会に対し、補助金を交付しています。また、出前講座等で継続的に防災における要支援者への配慮について啓発を行っています。

<避難所>

- 避難行動要支援者が指定避難所での生活が困難になった場合に備え、バリアフリー設備が整った保健福祉センターを「福祉避難所」として指定しています。
- 2020（令和2）年10月現在、社会福祉法人6法人、医療法人2法人と協定を締結して、各法人の計10施設を災害時の福祉避難所として使用する協力を得ています。
- 災害時に自宅から自己所有のストマ用装具の持ち出しができなくなったときに備え、保健福祉センター（災害時の福祉避難所）でストマ用装具（1週間程度の使用量）の一時保管を行っています。

<緊急時における情報提供>

- 耳や言葉の不自由な人等を対象にFAXやスマートフォン等により災害通報を受け付けるFAX119番、eメール119番及びNET119のシステムを運用しています。
- 目や耳が不自由などの障がいのある人に対して、気象警報情報や避難所開設などの防災・気象情報を確実に届けるために、2021(令和3)年4月から登録した電話やFAXに配信する新たな情報伝達手段を開始します。
- 障がい等級2級以上の身体障がい・精神障がいのある人、A・B判定の知的障がいのある人及び一人暮らし高齢者を対象に住宅用火災警報器等の給付を行っています。

【施策の展開】

▶ 防災・感染症対策の推進	① 避難行動要支援者に対する支援の推進
	② 防災活動への参加促進
	③ 火災予防、避難訓練等の指導
	④ 避難所における配慮
	⑤ 福祉避難所における配慮
	⑥ ストマ用装具の一時保管
	⑦ 障害福祉サービス事業所における災害対策の充実
	⑧ 在宅避難に関する支援の充実
	⑨ 音声によらない119番通報の普及促進
	⑩ 登録した電話やFAXへの防災・気象情報の配信
	⑪ 感染症対策の推進

【主な取り組み】

内容	担当課等
<p>① 避難行動要支援者に対する支援の推進</p> <p>障がいのある人が災害時に避難誘導等の支援が受けられるよう、今後も引き続き、避難行動要支援者の登録を進めるとともに、避難行動要支援者名簿を基に避難行動要支援者一人ひとりの避難支援プランの作成を行う地域住民の活動を支援します。</p>	<p>危機管理課</p> <p>福祉課</p> <p>長寿課</p>
<p>② 防災活動への参加促進</p> <p>災害時における避難行動要支援者を地域ぐるみで支援する意識を醸成するため、障がいのある人が防災訓練や防災講座等地域における防災活動へ主体的に参加するよう促進するとともに、自主防災組織等と連携して参加しやすい環境を整えます。</p>	<p>危機管理課</p> <p>福祉課</p> <p>長寿課</p>

内容	担当課等
<p>③ 火災予防、避難訓練等の指導</p> <p>防火管理者が必要である障がい者施設や老人福祉施設について、定期的な通報・消火・避難訓練の実施内容に関する指導を行います。</p>	<p>消防本部予防課</p>
<p>④ 避難所における配慮 重点</p> <p>特別な支援を必要とする障がいのある人が、安心して避難所での生活を送れるよう、避難所における間仕切りの設置や、障がい者用トイレの設置など、障がい特性に配慮した避難所運営を行うとともに、障がいのある人をはじめ当事者の意見を聞きながら必要な備品等の設置を検討していきます。また、関係機関と協力して避難所における対応マニュアルを作成します。</p>	<p>危機管理課 福祉課 長寿課</p>
<p>⑤ 福祉避難所における配慮</p> <p>福祉避難所については相談等の必要な支援が受けられるなど、安心して避難生活ができる環境を整えるとともに協力者の確保に努めます。また、障がいのある人一人ひとりが、それぞれ避難所等において必要とする物品、薬品等を普段から自主的に備蓄するよう周知・啓発を行います。</p>	<p>危機管理課 福祉課 長寿課</p>
<p>⑥ ストマ用装具の一時保管</p> <p>福祉避難所である保健福祉センターにおいて、蓄便袋・蓄尿袋などのストマ用装具（1週間程度の使用量）の一時保管を行うとともに、ストマ用装具使用者に対して、制度の周知及び利用の促進を図ります。</p>	<p>福祉課</p>
<p>⑦ 障害福祉サービス事業所における災害対策の充実 重点</p> <p>尾張旭市地域防災計画に基づき、障害福祉サービス事業所等と連携のもと、避難訓練の実施や防災啓発活動、障害福祉サービス事業所等におけるリスクや、食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資の備蓄・調達状況の確認を行います。また、災害の種類別に避難に要する時間や避難経路等の確認を促します。</p>	<p>危機管理課 福祉課 長寿課</p>

内容	担当課等
<p>⑧ 在宅避難に関する支援の充実</p> <p>災害が発生してライフラインが停止したとしても自宅建物の倒壊などの危険がなく住み続けられる状態であれば、在宅避難も有効です。障がいのある人が安心して在宅避難ができるよう、必要な物資、食料等を受け渡せる体制の整備を検討するとともに平時から在宅避難に関する情報提供を行っていきます。</p>	<p>危機管理課 福祉課 長寿課</p>
<p>⑨ 音声によらない119番通報の普及促進</p> <p>耳や言葉の不自由な人等を対象にFAXやスマートフォン等により災害通報を受け付けるFAX119番、eメール119番及びNET119について、市広報誌や市公式ホームページを通じて、普及促進を図ります。</p>	<p>消防本部消防署</p>
<p>⑩ 登録した電話やFAXへの防災・気象情報の配信</p> <p>2021(令和3)年度から開始する目や耳が不自由などの障がいのある人を対象とした防災・気象情報の登録による電話・FAX配信について、その内容を、市広報誌や市公式ホームページを通じて周知します。</p>	<p>危機管理課</p>
<p>⑪ 感染症対策の推進 重点</p> <p>障害福祉サービス事業所等と連携のもと、訓練の実施や感染拡大防止策の周知啓発、感染症発生時に備えた平時からの事前準備、感染症に対する研修の実施等を検討します。また、感染症発生時も含めた県や保健所、協力医療機関等と連携した支援体制を整備するとともに、障害福祉サービス事業所における適切な感染防護具、消毒液その他の感染症対策に必要な物資の備蓄・調達・輸送体制の整備を進めます。</p>	<p>福祉課 長寿課</p>

■ 事業活動指標

指 標	現状値	目標値
	2019(令和元)年度	2023(令和5)年度
避難支援訓練を実施している自主防災組織	3団体	9団体
避難行動要援護者名簿を取得した自治会、町内会数	49団体	55団体

目標4 子どもの可能性を伸ばすために

施策1 発達が気になる子どもへの支援の充実

発達が気になる子どもへの支援の取り組みの成果指標である「障がい者施策のうち「相談・情報提供」に満足している児童（保護者）の割合」は16.5%と、第5期の基準値（2016（平成28）年の調査）を5ポイント以上上回り、目標値の12.0%も上回りました。

本市における子どもの発達に関する支援については、相談拠点である「こどもの発達センターにここ」における一人ひとりに寄り添った丁寧な支援が有効に機能してきています。

今後も障がいのある子どもが、自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、きめ細かな支援を行っていきます。

■ 施策成果指標（施策の達成度を示す指標）

指標	第5期の基準値	第5期の目標値	実績 [2020年]	第6期の目標値 [2023年]
障がい者施策のうち「相談・情報提供」に満足している児童（保護者）の割合（障がい者福祉に関する計画策定のための市民意識調査結果）	11.0%	12.0%	16.5%	18.0%

【現状】

<「こどもの発達センターにここ」の取り組み>

○2012（平成24）年度から保健福祉センター3階に「こどもの発達センターにここ」を開設し、子どもの発達に関する相談や個別支援手帳の配付、子どもとの関わり方を学ぶ親子支援教室、支援者向けの研修などを行っています。

<子どもの発達に関する相談体制>

○「こどもの発達センターにここ」で、子どもの発達に関する相談を行っているほか、健康課と子育て相談課の共催で「子育て相談ひよこちゃんサロン」を実施し、保健師や保育士が利用者一人ひとりと向き合いながら相談に応じています。また、必要に応じて、他の支援機関へつなげるような支援を行っています。

＜発達支援にかかる関係機関の連携＞

- 本市の発達支援事業が円滑に実施できるよう、こどもの発達センターにここを中心に、関係機関で連携会議を実施しています。
- 市内には、児童福祉法に基づく民設民営の児童発達支援センターがあり、サービス提供や一般相談、サービス利用のための計画相談を行っています。情報の共有や施設訪問を通じて児童発達支援センターと連携し、対象となる子どもへの支援を行っています。
- 本市の子どもが通う市内や近隣市の幼稚園への訪問等を通じて、連携した支援を行っています。
- 未就学児に対しては児童発達支援、就学児童に対しては放課後等デイサービスが実施されており、関係機関と連携しながら障がいのある子どもの支援を行っています。
- 愛知県医療療育総合センター（尾張東部圏域の拠点「杜の家」(名東区)）を中心にした愛知県障害児等療育支援事業では、ケース検討や研修会を行っています。
- 障がいのある子どもが、ライフステージの各場面で、一人ひとりにあった支援を受けられるよう、尾張旭市障害者地域自立支援連携会議（専門部会）の活動を通じて、療育、保育、教育、就労、福祉等の関係機関が情報共有を図り、支援体制の構築を進めています。

＜地域における療育支援＞

- 市内には、発達に関する心配や悩みを持った子どもが保護者とともに通園する「ピンポンパン教室」を設置しています。ピンポンパン教室は、療育的視点を基に、基本的な生活習慣の自立と社会性の芽生えを図るとともに、よりよい親子関係を築くための生活と遊びの場です。2011（平成23）年4月から、「ピンポンパン教室」の保育室の増設などにより内容の充実を図っています。
- 乳幼児健康診査時にことばなどの発達の遅れがみられた場合は、健康診査後のフォローとして幼児健康診査事後教室「コアラちゃん広場」を紹介しています。「コアラちゃん広場」は、親子遊びや親同士の座談会を通して、困っていることを相談したり、親子の関わりを見つめ直したりすることを目的として開催していましたが、2021（令和3）年度は「コアラちゃん広場」を休止し、個別相談の場として「ひよこちゃんサロン」、集団を経験できる場として児童館「おはようサロン広場」を紹介し、より密に関係機関と連携していくことで健康診査後のフォローをしていきます。

- 発達支援が必要と思われるケースについては、子どもの状況に合わせて保護者が支援を選択できるよう情報提供をしています。

【施策の展開】

▶発達が気になる子どもへの支援の充実	① 「こどもの発達センターにこここ」における支援の充実
	② 啓発事業や研修の実施
	③ 児童発達支援センターとの連携の充実
	④ 関係機関との連携強化
	⑤ 支援体制の強化
	⑥ 乳幼児健康診査後のフォローの充実
	⑦ ピンポンパン教室の充実
	⑧ 児童発達支援・放課後等デイサービス等の質の確保

【主な取り組み】

内容	担当課等
① 「こどもの発達センターにこここ」における支援の充実 「こどもの発達センターにこここ」において、各種相談や親子支援教室を引き続き実施します。また、個別支援手帳「にこここブック」を配付するとともに活用方法について説明会を実施します。	子育て相談課
② 啓発事業や研修の実施 子どもの発達に関する啓発事業の実施や、保護者・関係機関の支援者を対象とした講座・研修会を実施します。	子育て相談課
③ 児童発達支援センターとの連携の充実 情報の共有や施設訪問を通じて児童発達支援センターと連携することにより、対象となる子どもへより一層、充実した支援を行います。	子育て相談課

内容	担当課等
<p>④ 関係機関等との連携強化</p> <p>「こどもの発達センターにここ」を中心として、関係機関の連携を強化するほか、市内の相談支援事業所とも連携し官民協働による重層的な支援体制を構築します。</p> <p>また、障がい児への虐待防止や虐待を受けた障がい児への適切な支援を行うため、関係機関との連携を強化します。</p>	子育て相談課 福祉課 保育課 学校教育課
<p>⑤ 支援体制の強化</p> <p>一人ひとりの個性や特性を、関係機関で連携し共有することにより、乳幼児期から切れ目のない一貫した支援を提供します。</p> <p>また、県の実施する障害児等療育支援事業において専門スタッフの派遣を受け、ケース検討などを実施し、地域における支援体制の強化を図ります。</p>	子育て相談課 健康課 福祉課 保育課 学校教育課
<p>⑥ 乳幼児健康診査後のフォローの充実</p> <p>乳幼児健康診査後に発達支援が必要と思われるケースについて、子どもの状況や保護者の思いに寄り添った支援ができるよう、関係機関と連携しながら支援を行います。また、子どもの状況に合わせて保護者が支援を選択できるよう情報提供を行います。</p>	健康課 子育て相談課
<p>⑦ ピンポンパン教室の充実</p> <p>療育的視点を基に、基本的な生活習慣の自立と社会性の芽生えを図るとともに、よりよい親子関係を築くことができるよう引き続きピンポンパン教室の運営を行います。また、保護者の不安の軽減を図るため、相談・情報交換ができる場を提供します。</p>	子育て相談課 保育課 健康課
<p>⑧ 児童発達支援・放課後等デイサービス等の質の確保</p> <p>児童発達支援・放課後等デイサービスなどの質の確保とサービスの適切な利用を促進します。</p>	福祉課

■ 事業活動指標

指 標	現状値		目標値	
	2019(令和元)年度		2023(令和5)年度	
発達支援に関する連携会議	2回	▶	2回	
ピンポンパン教室の保護者満足度（アンケートで取得）	94.7%	▶	95%	

施策2 地域でともに学び育つ機会の充実

サポート保育（インクルーシブ保育）の取り組みの成果指標である「障がいを持つ就学前の子どものうち、保育園又は幼稚園に通っている子ども」は64.0%となっています。

障がいのある子どもと障がいのない子どもがともに遊び、学ぶ機会の拡充に努め、お互いの豊かな人間形成をめざします。

■ 施策成果指標（施策の達成度を示す指標）

指 標	第5期の 基準値	第5期の 目標値	実績 [2020年]	第6期の目標値 [2023年]
障がいを持つ就学前児童のうち、保育園又は幼稚園に通っている児童	60.0%	66.0%	64.0%	68.0%

【現状】

<サポート保育（インクルーシブ保育）>

- 公立では東部、中部、西部、藤池、茅ヶ池、川南、西山、あたご、柏井、稲葉保育園の3歳児以上のクラスで、民間ではあさひおつきい保育園、レイモンド庄中保育園でインクルーシブ保育を実施しています。
- 障がいのある就学前の子どものうち、保育園又は幼稚園に通っていない子どもは、児童発達支援センターや児童発達支援事業所を利用しています。

<保育士の資質向上>

- インクルーシブ保育を実施している保育園等の保育士が、県や市の実施する研修に積極的に参加し、専門的な知識の習得に努めています。

<放課後の居場所>

- 障がいのある子どもの放課後の居場所等における確保については、全国的な課題となっており、児童クラブと放課後等デイサービスを併用するケースも見られるようになりました。
- 本市では全ての児童クラブにおいて個別に支援が必要な児童を受入れています。

【施策の展開】

▶地域でともに学び育つ機会の充実	① サポート保育（インクルーシブ保育）の推進
	② 保育士の資質向上
	③ 交流保育の推進
	④ 児童クラブでの受け入れ
	⑤ 保育園のバリアフリー化

【主な取り組み】

内容	担当課等
① サポート保育（インクルーシブ保育）の推進 重点 保育園においては、個別の配慮が必要な子どもや保護者のニーズを受け止め、個別の配慮の必要性の有無に関わらず一緒に生活する中でともに育ちあう保育を推進します。	こども未来課 保育課 子育て相談課
② 保育士の資質向上 インクルーシブ保育を実施している保育園等の保育士が、県や市の実施する研修に積極的に参加し、専門的な知識の習得に努めます。	保育課
③ 交流保育の推進 障がいのある子どもとない子どもとのふれあいを図るため、保育園とピンポンパン教室・児童発達支援事業所等との交流を推進します。	保育課 子育て相談課
④ 児童クラブでの受け入れ 身近な地域の児童クラブについては、全クラブで児童クラブサポート保育実施していますが、今後も、関係機関と連携し、個別の配慮が必要な子どもの受け入れを継続して行います。	こども課
⑤ 保育園のバリアフリー化 今後も改修工事等の機会において、保育園のバリアフリー化を進めていきます。	こども未来課 保育課

■事業活動指標

指 標	現状値	目標値
	2019(令和元)年度	2023(令和5)年度
サポート保育実施園	12か所	▶ 13か所

施策3 インクルーシブ教育の充実

インクルーシブ教育の取り組みの成果指標である「障がい者施策のうち「子どもの教育・育成」に満足している就学児（保護者）の割合」は13.1%と、第5期の基準値（2016（平成28）年の調査）を若干下回り、目標値の15.5%には及びませんでした。

障がいのある児童生徒が、自らの可能性を最大限に伸ばし、卒業後は、自らの選択にもとづき自立した生活を送ることができるよう、教育内容の充実に努めます。また、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒がともに学ぶ機会の拡充に努めるとともに、一人ひとりの障がいの状況に応じた適切な教育が行えるよう、各学校における教育の充実に努めます。

■ 施策成果指標（施策の達成度を示す指標）

指 標	第5期の 基準値	第5期の 目標値	実績 [2020年]	第6期の目標値 [2023年]
障がい者施策のうち「子どもの教育・育成」に満足している就学児（保護者）の割合（障がい者福祉に関する計画策定のための市民意識調査結果）	14.0%	15.5%	13.1%	15.5%

【現状】

<就学先の決定>

○教育支援委員会を設置し、障がいのある児童に就学等の教育支援を実施しています。

<教育の場における合理的配慮>

○2020（令和2）年度から医療的ケアを必要とする児童生徒の在籍する学校に看護師を派遣しています。

○肢体不自由の児童生徒に介助員を配置しています。

<特別支援教育の体制>

○特別支援教育コーディネーターの存在・役割の周知や、個別の教育支援計画や指導計画の策定など、個々の特性に合わせた教育支援を進めています。

○特別支援学級を全小・中学校に設置しています。（2020（令和2）年度計32学級）

○特別支援学校は、瀬戸市立特別支援学校、小牧特別支援学校等のほか、2019（平成31）年度に瀬戸つばき特別支援学校が開校し、同校に本市の児童生徒も就学してい

ます。

- 教育研究室及び各学校で、発達障がい等に関する専門的な立場からの指導・助言を受けることができる教育相談を実施しています。

<通級指導>

- 通級指導教室の拠点を旭小学校、渋川小学校、本地原小学校、城山小学校、瑞鳳小学校、西中学校に設置し、全小中学校を訪問し個別指導を実施しています。
- 特別支援教育体制推進事業の一環として、特別支援学校教諭による巡回指導訪問が実施され、個々の障がい特性に対応した具体的な指導方法等について巡回指導受け入れ校の教員が指導を受け、資質の向上を図っています。

<相談体制>

- 心のアドバイザーによる相談を中央公民館や学校巡回により実施しています。
- 特別支援教育に関する特別支援教育校内委員会を設置し、特別支援教育コーディネーターを中心に校内支援・相談体制を整えています。

<担当教員の資質向上>

- 全教員を対象に発達障がいなどについての研修（校内研修含む）を実施しています。また各校の特別支援教育コーディネーターや養護教諭が個々の障がいについての研修を受け、知識の習得等に努めています。

<学校施設のバリアフリー化>

- 大規模改造などの大改修時に、主な通路にスロープを設置したり、エレベーターを人荷用に改修したりするなどのバリアフリー化を行っています。

【施策の展開】

▶インクルーシブ教育の充実	① 合意形成を原則とした就学先の決定
	② 合理的配慮の提供
	③ 医療的ケア児に対する支援の充実
	④ インクルーシブ教育の推進
	⑤ 特別支援教育の充実
	⑥ 通級指導の充実
	⑦ 就学相談等の充実
	⑧ 進路相談の充実
	⑨ 担当教員の資質向上
	⑩ 学校施設のバリアフリー化の推進

【主な取り組み】

内容	担当課等
<p>① 合意形成を原則とした就学先の決定</p> <p>障がいのある児童生徒、保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と教育委員会、学校等が、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則として、教育委員会が就学先を決定します。</p> <p>また、就学形態については、当事者の希望や障がいの種別、程度に応じた適切な教育の場が選択できるよう支援していきます。</p>	学校教育課
<p>② 合理的配慮の提供</p> <p>児童生徒一人ひとりの障がいの状態や教育的ニーズ等に応じて、教材、意思疎通支援、施設のバリアフリー化など合理的配慮の提供を図ります。</p>	教育政策課 学校教育課

内容	担当課等
<p>③ 医療的ケア児に対する支援の充実 重点</p> <p>医療的ケアを必要とする児童生徒が、学校において適切に教育が受けられるよう、今後も在籍する学校に看護師を派遣します。</p>	<p>学校教育課</p>
<p>④ インクルーシブ教育の推進 重点</p> <p>同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズに応えるインクルーシブ教育を推進するため、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の充実を図ります。</p>	<p>学校教育課</p>
<p>⑤ 特別支援教育の充実</p> <p>障がいのある児童生徒が、自分自身の能力を発揮し、将来的に自立した生活を送れるよう、特別支援教育を充実します。</p> <p>また、特別支援教育コーディネーターの役割などをより一層工夫して周知し、個別の教育支援計画や指導計画の策定を、保護者と連携して進めます。</p>	<p>学校教育課</p>
<p>⑥ 通級指導の充実</p> <p>小・中学校の通常の学級に在籍する発達障がいなど、支援を必要とする児童生徒を対象として、障がいの状態に応じて特別な指導を行う通級指導の充実を図ります。</p>	<p>学校教育課</p>
<p>⑦ 就学相談等の充実</p> <p>障がいのある児童生徒一人ひとりの個性や能力を活かし、伸ばしていくため、就学相談担当者、関係各課との連携による就学相談の充実を図ります。</p>	<p>学校教育課 子育て相談課</p>

内容	担当課等
<p>⑧ 進路相談の充実</p> <p>卒業後の進路不安を緩和するため、障がいのある生徒のための進路情報の提供を各中学校に対して行います。</p> <p>また、障がいのある生徒の状況に適した進路指導を行うため、学校と行政及び公共職業安定所が協力し、就学・就職への支援をします。</p>	学校教育課
<p>⑨ 担当教員の資質向上</p> <p>特別支援教育担当教員に対して、障がいについての知識の習得を促進するため特別支援教育研修への参加を促進します。</p>	学校教育課
<p>⑩ 学校施設のバリアフリー化の推進</p> <p>大規模改造などの大改修時に、主な通路にスロープを設置したり、エレベーターを人荷用に改修したりするなどのバリアフリー化を推進します。</p>	教育政策課

■事業活動指標

指 標	現状値		目標値	
	2019(令和元)年度		2023(令和5)年度	
特別支援学校教諭による巡回指導受け入れ校数	6校	▶	7校	
学校のバリアフリー化	5校	▶	6校	

目標5 誰もがいきいきと活動するために

施策1 雇用・就労支援の促進

雇用・就労支援の取り組みの成果指標である「障がい者施策のうち「雇用・就労」に満足している人の割合」は4.5%と、第5期の基準値（2016（平成28）年の調査）を上回り、目標値の4.5を達成しました。

障がいのある人の雇用・就労については、福祉施設を退所して一般就労する人も増えており、2019（令和元）年度において第5期障がい福祉計画の目標を上回る35人が一般就労に就いています。

地域の企業、国、県、公共職業安定所、尾張東部障がい者就業・生活支援センターアクト、障害者職業センターなどと連携して、障がいの特性に応じたきめ細かな施策を総合的に講じ、障がいのある人の雇用・就労の場の確保に努めます。

■ 施策成果指標（施策の達成度を示す指標）

指 標	第5期の 基準値	第5期の 目標値	実績 [2020年]	第6期の目標値 [2023年]
障がい者施策のうち「雇用・就労」に満足している人の割合（障がい者福祉に関する計画策定のための市民意識調査結果）	3.9%	4.5%	4.5%	5.0%

【現状】

<就労の状況>

- 2019（令和元）年度において福祉施設を退所して一般就労した人が35人います。
- 2019（令和元）年度末現在で、尾張旭市内に本社がある従業員数50人以上の企業のうち、障がいのある人を1人以上雇用している企業は27社あります。
- 商工会の会員に対し、トライアル雇用[※]やジョブコーチ制度、各種障がい者雇用助成金制度に関するパンフレット、リーフレット等を配布し、事業内容等の周知を図っています。

[※]トライアル雇用：職業経験の不足などから就職が困難な求職者を原則3か月間試行雇用することにより、その適性や能力を見極め、常用雇用への移行をめざす制度です。

＜関係機関等との連携＞

- 尾張東部圏域（瀬戸市、豊明市、日進市、長久手市、東郷町及び本市）及び名古屋市名東区・守山区を対象として開設されている「尾張東部障がい者就業・生活支援センターアクト」では、障がいのある人の就業やそれに伴う生活に関する支援・助言などを、関係機関と協力しながら行っています。
- ハローワークでは、障がいについて専門的な知識を持つ担当者が、仕事に関する情報を提供したり、就職に関する相談に応じたりするなど、きめ細かい支援体制を整えています。

＜優先調達等＞

- 2013（平成25）年度より「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」に基づき、市において、毎年度、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を定めています。方針に基づき、障がい者就労施設等からの物品の購入や役務の提供（封筒やチラシの印刷、資源回収等）を優先調達しています。
- 市役所1階ロビーにおいて、障がい者福祉施設でつくられた製品等の紹介及び販売会（あさぴー福祉市場）を定期的（月2回）に開催し、販路拡大を推進しています。

【施策の展開】

▶雇用・就労支援の促進	① 障がい者雇用についての啓発
	② 障害者雇用助成制度等の周知
	③ 合理的配慮提供義務の啓発
	④ 障がい者就業・生活支援センターとの連携
	⑤ 障がい者の就労等相談体制の整備
	⑥ ジョブコーチ制度の周知
	⑦ 優先調達推進と受注機会の拡大
	⑧ 共同受注窓口の周知

【主な取り組み】

内容	担当課等
<p>① 障がい者雇用についての啓発</p> <p>公共職業安定所等と協力し、障がいのある人の雇用促進に関する広報・啓発活動に取り組み、障がいのある人の一般就労の場が確保されるよう理解と協力を働きかけていきます。</p> <p>また、障がい者雇用に関する先進的な取り組みについて、具体的な工夫等の事例を収集し、市内企業等に紹介します。</p>	産業課 福祉課
<p>② 障害者雇用助成制度等の周知</p> <p>障害者雇用助成制度に関するリーフレット・パンフレット等を、商工会等を通じて配布し、市内事業者に制度の周知を図ります。</p>	産業課
<p>③ 合理的配慮提供義務の啓発</p> <p>障害者雇用促進法、障害者差別解消法等に盛り込まれた、障がいのある人への差別の禁止や合理的配慮の提供義務について広報・啓発に努めます。</p> <p>さらに、職場における合理的配慮についての事例収集・情報提供を進め、障がいのある人の働きやすい職場環境づくりを促進します。</p>	産業課 福祉課

内容	担当課等
<p>④ 障がい者就業・生活支援センターとの連携</p> <p>障がいのある人の就業やそれに伴う生活に関する支援・助言などを行う「尾張東部障がい者就業・生活支援センターアクト」との連携を強化し、必要な情報を市内事業者へ提供します。</p>	福祉課
<p>⑤ 障がい者の就労等相談体制の整備</p> <p>障がい者の就労等の相談体制を、公共職業安定所と連携して進めていきます。</p>	産業課
<p>⑥ ジョブコーチ制度の周知</p> <p>障がいのある人が職場に適応できるよう就労援助者がきめ細かな支援を行うジョブコーチ制度の周知に努めます。</p>	産業課 福祉課
<p>⑦ 優先調達推進と受注機会の拡大</p> <p>障害者優先調達推進法の趣旨を踏まえ、障がい者就労施設等からの物品の調達や役務の提供について優先的に発注を行い、施設等の仕事を確保することにより、障がいのある人の就労を支援します。</p> <p>また、障がい者就労施設等からの物品等の調達拡大に向け、庁内各課へ働きかけます。</p>	全課
<p>⑧ 共同受注窓口の周知</p> <p>障害福祉サービス事業所が受注機会の拡大を図るために設置した共同受注窓口の周知を図ります。</p>	福祉課

■ 事業活動指標

指 標	現状値		目標値	
	2019(令和元)年度		2023(令和5)年度	
障がいのある人を雇用している市内の企業	27社	▶	30社	
上記企業で働く障がいのある人（実人数）	76.5人	▶	85人	

施策2 文化芸術・スポーツ・レクリエーションの推進

スポーツ・レクリエーションの推進に係る取り組みの成果指標である「障がい者施策のうち「スポーツ・レクリエーション」に満足している人の割合」は5.9%と、第5期の基準値（2016（平成28）年の調査）を若干下回り、目標値の7.0%には及びませんでした。

趣味やスポーツ・レクリエーション、文化活動への参加は、生活を豊かにするうえで重要な意味を持ちます。しかし、障がいがあるため、それらの活動に参加できないことが少なからずあるのが現実です。一人でも多くの障がいのある人が気軽に参加し、その楽しさを享受できるよう参加機会の拡充、参加促進のための配慮・支援を行います。

■ 施策成果指標（施策の達成度を示す指標）

指標	第5期の基準値	第5期の目標値	実績 [2020年]	第6期の目標値 [2023年]
障がい者施策のうち「スポーツ・レクリエーション」に満足している人の割合（障がい者福祉に関する計画策定のための市民意識調査結果）	6.0%	7.0%	5.9%	7.0%

【現状】

<各種講座、イベント等>

- 市民祭、あさひ健康フェスタ、福祉マインドフェアの会場で、障がい者福祉施設等で作られた製品の販売や障がいのある人の作品展を実施しています。
- 社会福祉協議会が開催する講座等では、個々の障がいに対応できるボランティアを確保し、障がいのある人が参加しやすい環境づくりに努めています。
- 社会福祉協議会では、障がい者団体が企画する講座や勉強会、交流会に対して、より多くの当事者やその家族、関係者が参加できるよう、事業費の助成や会場の確保、催し物の広報等を行っています。
- 市役所1階ロビーにおいて、障がい者福祉施設で作られた製品等を障がい者自身が紹介及び販売する「あさひー福祉市場」を定期的（月2回）に開催し、障がいのある人の社会参加機会の拡大を図っています。
- 公民館講座に障がいのある人も参加しやすいよう、「お身体のことなどで配慮が必要な方はご相談ください。」という案内を募集時のチラシに掲載しています。

＜スポーツ活動・大会＞

- 市内の障がい者団体や家族会に委託してスポーツ大会やレクリエーション事業を実施しています。
- 3市（瀬戸市、長久手市及び本市）の障がい者団体や施設の連携を図るため、ウェルフェアボウリング事業を支援しています。

＜文化・スポーツ施設的环境＞

- 文化会館の車いす・ベビーカー用のスペースに、必要な場合は付添の人用の椅子を用意できるようにしました。
- 障がいのある人にも利用しやすい大活字本、CD、DVDなどを購入しています。
- 利用者用図書検索端末及び自動貸出機の各1台を、車いすでも利用できる高さのカウンターに設置しています。
- 点訳ボランティアグループから点字翻訳本の寄贈を受けています。

【施策の展開】

▶文化芸術・スポーツ・レクリエーションの推進	① 各種講座・講演、イベント等の充実
	② 聴覚障がいの人への配慮
	③ 生涯学習講座のオンライン化
	④ スポーツ大会等への参加促進
	⑤ 障がい者スポーツの普及
	⑥ 文化・スポーツ施設等のバリアフリー化
	⑦ 図書館利用の促進

【主な取り組み】

内容	担当課等
<p>① 各種講座・講演、イベント等の充実 重点</p> <p>各種講座やイベントなどについて、障がいのある人の参加に配慮した企画づくりを行うとともに、関係各課に働きかけます。また、社会福祉協議会やボランティア団体など関係団体と連携し、各種障がいに対応できるボランティアを確保するなど障がいのある人が参加しやすい環境づくりに努めます。</p>	全課等
<p>② 聴覚障がいの人への配慮</p> <p>各種講座やイベントなどに手話通訳者・要約筆記者の配置をするなど、障がいのある人が参加しやすい環境づくりを進めます。</p>	全課等
<p>③ 生涯学習講座のオンライン化</p> <p>生涯学習講座をオンラインで実施し、自宅で受講できるようにします。</p>	生涯学習課
<p>④ スポーツ大会等への参加促進 重点</p> <p>障がいのある人に、市内の障がい者団体や家族会が実施しているスポーツ大会やレクリエーション事業への参加を促進します。</p>	福祉課

内容	担当課等
<p>⑤ 障がい者スポーツの普及 重点</p> <p>障がいのある人の健康の維持・増進、仲間づくり、余暇の充実などを目的として、一人でも多くの障がいのある人がスポーツに親しめるよう、関係機関と連携して障がい者スポーツの普及を進めます。</p>	文化スポーツ課 福祉課
<p>⑥ 文化・スポーツ施設等のバリアフリー化</p> <p>段差の解消、車いすトイレや車いす用観客席の整備、電光掲示板の設置、磁気による補聴システムなど障がいのある人が安心して活動ができるよう、スポーツ施設、文化施設等のバリアフリー化を推進します。</p>	各施設所管課等
<p>⑦ 図書館利用の促進 重点</p> <p>障がいのある人にも利用しやすい大活字本、点字本、LLブック※、CD、DVDを購入し、図書館の利用を促進します。</p>	図書館

※LLブック：知的障がいのある人や日本語を母語としていない人など、文字を読んだり、本の内容を理解することが苦手な人でもやさしく読めるよう、図や写真を多く使うなどの工夫がされている本です。

■事業活動指標

指 標	現状値		目標値
	2019(令和元)年度		2023(令和5)年度
障がいのある人に配慮した講座・イベントの開催数	23件		25件

目標 6 健やかに生きるために

施策 1 障がいの早期発見と疾病の予防の充実

障がいの早期発見と疾病の予防の取り組みの成果指標である「「病気」が障がいの主な原因の身体障がいのある人の割合」は59.4%と、第5期の基準値（2016（平成28）年の調査）を2ポイント以上下回りましたが、目標値の55.5%には及びませんでした。

妊産婦や乳幼児を対象とした健康診査や保健指導、生活習慣病予防の健康教育や健康相談など保健事業を充実し、障がいの早期発見・早期治療に努めるとともに、安心して受診できる医療体制の充実に努めます。

また、精神疾患を予防するため、こころの健康に関する相談、カウンセリングを提供できる機会の充実に努めます。

■ 施策成果指標（施策の達成度を示す指標）

指 標	第5期の 基準値	第5期の 目標値	実績 [2020年]	第6期の目標値 [2023年]
「病気」が障がいの主な原因の身体障がいのある人の割合（障がい者福祉に関する計画策定のための市民意識調査結果）	61.8%	55.5%	59.4%	55.0%

【現状】

<乳幼児健康診査等>

- 妊産婦や乳幼児を対象に、医療機関委託健康診査や集団健康診査を実施しています。
乳幼児健康診査・健康相談等で保健師による発達に関する相談を行っています。2歳3か月児歯科健康診査・健康相談では臨床心理士による発達相談も行っています。
- 健康診査時に要フォローとなった子どもの保護者に対し、電話や家庭訪問等によって、必要な支援を実施しています。支援にあたっては、個々のケースの状況により必要な時期を判断し支援を実施しています。
- 健康診査未受診児の追跡を行い、全数把握に努めています。
- 乳幼児健康診査時には、アンケートや面談時の聴き取りを行うなど、ニーズを把握しながら内容の改善を図るよう努めています。

- 2017（平成29）年度から妊娠、出産、育児にわたり、切れ目のない支援をするために「あさぴー子育てコンシェルジュ」を開設し、母子保健コーディネーター（専任助産師・保健師）を配置しています。
- 各種教室等を開催し、保護者に対する知識普及や仲間づくりの支援に努めています。

<生活習慣病予防と健康診査>

- 健康づくり推進員による健康増進普及事業として、「筋力トレーニング」、「ウォーキング」や市民向けの「健康講座」等の活動を実施しています。また、健康づくり推進員は、この活動を通して、地域のなかで健康づくりのリーダーとして、市と協働しながら健康づくりの普及を図っています。
- 生活習慣病等の予防のために、生活習慣改善を目的とした健康度評価事業「元気まる測定」や各種健康づくり教室を実施しています。また、医師、管理栄養士、運動指導員、愛知県健康づくりリーダー、保健師等により、充実した支援を継続しています。また、軽度認知障がいチェックテスト「あたまの元気まる」を実施し、脳の活性化を促すアドバイスを行っています。

<こころの健康づくり>

- こころの健康づくりや精神障がいの予防に向け、精神保健福祉士による「こころの健康相談」を週1回実施しています。
- 市民が相談しやすいように、保健師による健康相談を行っています。
- 啓発物品やリーフレットの配布など、うつ病や自殺予防対策に関する啓発や情報提供を行っています。

<難病患者への支援>

- 指定難病患者に対し、障害福祉サービスや移動支援、日中一時支援事業、日常生活用具給付等事業などの地域生活支援事業、相談支援事業、補装具費支給事業などを実施しています。

<発達障がいの人等への支援>

- 自閉症など発達障がいのある人や高次脳機能障がいの人、自立支援医療（精神通院医療）を受給している人等に対し、居宅介護などの障害福祉サービスや移動支援、日中一時支援事業などの地域生活支援事業を実施しています。

【施策の展開】

▶障がいの早期発見と疾病の 予防の充実	① 保健事業の充実
	② 健康づくり事業の推進
	③ こころの健康相談の充実
	④ 難病の人の状況把握と障害福祉サービスの利用促進
	⑤ 発達障がいの人等の障害福祉サービス利用促進

【主な取り組み】

内容	担当課等
<p>① 保健事業の充実</p> <p>各発達段階に応じ、乳幼児健康診査、健康相談、教室など育児支援・保健指導を行うことで、健やかな親子の育成を促すための保健事業の実施に努めます。また、健康診査未受診児のフォローに努めます。</p>	健康課
<p>② 健康づくり事業の推進</p> <p>内部障がいの原因となる生活習慣病等の予防のため、生活習慣改善を目的とした健康度評価事業「元気まる測定」や各種健康づくり教室等を充実させます。</p> <p>また、地域の中で健康づくりのリーダーとして活動する健康づくり推進員を養成します。</p>	健康課
<p>③ こころの健康相談の充実</p> <p>社会的なストレス要因の増加に対応するため、こころの健康について知識の普及や相談サービス等の情報を提供します。</p>	健康課 福祉課
<p>④ 難病の人の状況把握と障害福祉サービスの利用促進</p> <p>保健所と連携して難病患者の状況把握に努めるとともに、市公式ホームページ、市広報誌、福祉のしおり等を通じて難病患者に障害福祉サービスの周知を図ります。</p>	福祉課

内容	担当課等
<p>⑤ 発達障がいの人等の障害福祉サービス利用促進</p> <p>市公式ホームページ、市広報誌、福祉のしおり等を通じて発達障がいや高次脳機能障がいのある人、自立支援医療（精神通院医療）を受給している人等に障害福祉サービス等の周知を図ります。</p>	福祉課

■ 事業活動指標

指 標	現状値	目標値
	2019(令和元)年度	2023(令和5)年度
乳幼児健康診査受診率	97.4%	98.0%
母子保健サービスの満足度	80.8%	85.0%
こころの健康相談（精神保健福祉相談）	62件	70件

施策2 医療と保健・福祉との連携促進

医療と保健に係る取り組みの成果指標である「障がい者施策のうち「保健・医療」の満足度」は12.4%と、第5期の基準値（2016（平成28）年の調査）を下回り、目標値の20.0%には及びませんでした。

障がいの有無や年齢に関わらず多くの市民が住み慣れた地域、そして自宅で暮らしたいと考えています。障がいのある人が、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、住まいや生活を支える環境を整えるとともに、多職種連携と市民同士の支え合いによる重層的なセーフティネットのもと、住まい・医療・介護・予防・生活支援が包括的に確保される地域づくりをめざします。

■ 施策成果指標（施策の達成度を示す指標）

指標	第5期の基準値	第5期の目標値	実績 [2020年]	第6期の目標値 [2023年]
障がい者施策のうち「保健・医療」の満足度 （障がい者福祉に関する計画策定のための市民意識調査結果）	14.8%	20.0%	12.4%	20.0%

【現状】

<地域包括ケアシステム～医療・保健・福祉の関係機関の連携>

- 本市では、団塊の世代が75歳以上となる2025（令和7）年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を進めています。更に、精神障がいのある人の地域移行を前提とした地域包括ケアシステムの構築に向けた保健・医療・福祉関係者が情報共有や連携を行う協議の場の設置が求められています。
- 2017（平成29）年8月から、輪番制の休日救急当直医に代わり、内科・小児科の救急患者で、症状が比較的軽い場合の応急的な診療を行う「瀬戸旭休日急病診療所」が診療を開始しました。
- 病気やケガの際、受診する医療機関の所在地や電話番号などを探することができる「医療機関マップ」を作成しています。

＜障がいのある人に対する医療費等の支援＞

- 一定の要件を満たす障がいのある人が医療を受けた場合、保険適用分の自己負担額を助成しています。
- 精神障害者保健福祉手帳 1・2 級と自立支援医療受給者証（精神通院）の所持者が医療を受けた場合、保険適用分の入院・通院医療費に係る自己負担額を助成しています。
- 精神障害者医療費として、自立支援医療受給者証（精神通院）所持の人には当該疾患に係る通院医療費の全額助成を、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 5 条に規定する疾患で入院された人には当該疾患に係る入院医療費の 2 分の 1 を助成しています。
- 「特定医療費受給者証（指定難病）」の所持者を対象に、保険適用分の入院医療費に係る自己負担額を助成しています。

【施策の展開】

▶医療と保健・福祉との連携 促進	① 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築
	② 地域の医療提供体制の構築
	③ 医療的ケア児等の支援体制の構築
	④ かかりつけ医の促進
	⑤ 医療費の助成事業の周知
	⑥ 精神疾患や難治性疾患等に関する正しい知識の普及

【主な取り組み】

内容	担当課等
<p>① 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築</p> <p>精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築するため、保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、一般医療機関、相談支援事業者、保健所、市などとの重層的な連携による支援体制の構築をめざし、精神障がいのある人の地域への移行を促進します。</p>	福祉課 長寿課 社会福祉協議会
<p>② 地域の医療提供体制の構築</p> <p>障がいのある人が安心して地域で医療を受けられるよう、医療機関や医師会、歯科医師会、薬剤師会と連携して、地域における医療提供体制の構築をめざします。</p>	健康課 保険医療課 長寿課 福祉課
<p>③ 医療的ケア児等の支援体制の構築 重点</p> <p>医療的ケア児等については、学校においては、2020（令和2）年度から看護師の派遣がはじまりましたが、障害福祉サービスの利用が難しい、緊急時の受け入れ先がないなどの課題があります。地域で必要な支援を受けられるよう、また、緊急時の受け入れができるよう、関係機関が協力して総合的な支援体制の構築をめざします。自立支援協議会において検討を進めるとともに、必要に応じて広域での検討を行います。</p>	福祉課 健康課 保育課 子育て相談課 学校教育課

内容	担当課等
④ かかりつけ医の促進 身近な医療機関で継続して受診できる、かかりつけ医を持つよう働きかけます。	保険医療課 健康課
⑤ 医療費の助成事業の周知 市の福祉医療制度では、一定の要件を満たす人に対し、保険適用医療費の自己負担額の全額又はその所定額を助成しています。受給対象者が制度を利用し安心して医療を受けられるよう、事業の周知を図ります。	保険医療課
⑥ 精神疾患や難治性疾患等に関する正しい知識の普及 障がいの原因となる精神疾患、難治性疾患等の疾病、外傷等の予防や治療について、市民、保健・医療従事者等に対する正しい知識の普及を図るよう、情報提供に努めるなど、これらの疾病等に対する偏見・差別や不安の除去を図っていきます。	福祉課

■ 事業活動指標

指 標	現状値		目標値
	2019(令和元)年度		2023(令和5)年度
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築するため、保健・医療・福祉関係者による協議の場	-		1回

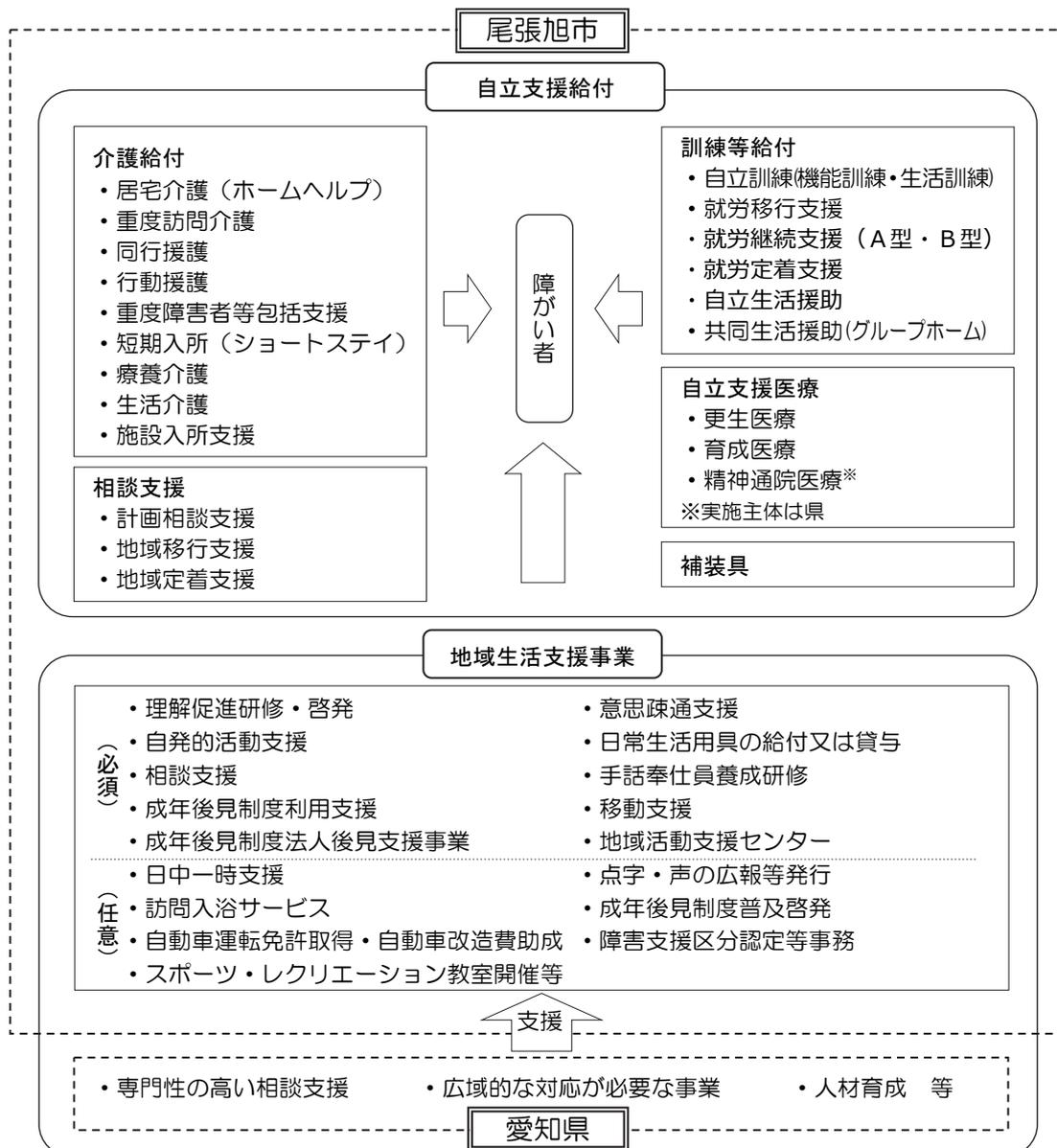
第5章

第6期障がい福祉計画

1 障害者総合支援法に基づくサービスの概要

障害者総合支援法によるサービスは、国や県の義務的経費が伴う個別給付としての「自立支援給付」と、市の創意工夫により、利用者の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。自立支援給付の中の「介護給付」とは、「居宅介護」「重度訪問介護」「同行援護」「行動援護」「重度障害者等包括支援」「短期入所」「療養介護」「生活介護」「施設入所支援」をいい、「訓練等給付」とは、「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」「就労移行支援」「就労継続支援（A型・B型）」「就労定着支援」「自立生活援助」「共同生活援助（グループホーム）」をいいます。「障害福祉サービス」とは、これらのサービスの総称です。

<障害者総合支援法のサービス体系>



2 障がい福祉計画の目標

(1) 国の基本指針に定める目標

国の基本指針においては、障がいのある人の自立支援の観点から、2023（令和5）年度を目標年度として、次の項目について目標の設定を求めています。

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

イ 地域生活移行者の増加

2019（令和元）年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とします。

ロ 施設入所者の削減

2019（令和元）年度末時点の施設入所者数を1.6%以上削減することを基本とします。

（注）1 2020（令和2）年度末において、障がい福祉計画で定めた2020（令和2）年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を2023（令和5）年度末における地域生活に移行する者及び施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とします。

2 地域生活への移行とはグループホーム、一般住宅等への移行をさします。

② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

イ 退院後1年以内の地域における平均生活日数

精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本とします。[都道府県が設定]

ロ 長期入院患者数

2023（令和5）年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）の目標値を国が提示する推計式を用いて設定します。[都道府県が設定]

ハ 退院率

入院後3か月時点の退院率については69%以上、入院後6か月時点の退院率については86%以上および入院後1年時点の退院率については92%以上とすることを基本とします。[都道府県が設定]

③ 地域生活支援拠点等の整備

2023（令和5）年度末までに各市町村又は各圏域に1つ以上確保しつつ、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とします。

④ 福祉施設から一般就労への移行等

イ 福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう）を通じて、2023（令和5）年度中に一般就労に移行する者の目標値は、2019（令和元）年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本とします。

ロ 就労移行支援事業、就労継続支援事業の利用者の一般就労への移行者の増加

就労移行支援事業を通じて、2023（令和5）年度中に一般就労に移行する者の目標値は、2019（令和元）年度の一般就労への移行実績の1.30倍以上とすることを基本とします。

就労継続支援事業については、事業目的等を鑑み、就労継続支援A型事業は、2019（令和元）年度の一般就労への移行実績の概ね1.26倍以上、就労継続支援B型事業は概ね1.23倍以上をめざすこととします。

ハ 就労定着支援事業の利用率と就労定着率

就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち7割が就労定着支援事業を利用することを基本とします。さらに、就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とします。

- （注）1 一般就労とは、一般企業への就職、在宅就労、自ら起業することをいいます。
2 一般就労に移行する者の数及び就労移行支援事業の利用者数に係る目標値の設定に当たり、2020（令和2）年度末において、障がい福祉計画で定めた2020（令和2）年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を2023（令和5）年度末における各々の目標値に加えた割合以上を目標値とします。

⑤ 相談支援体制の充実・強化

2023（令和5）年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とします。

⑥ 障害福祉サービス等の質の向上

2023（令和5）年度末までに、市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とします。

(2) 第6期計画の目標

① 福祉施設入所者の地域生活への移行

入所施設における集団的生活から、障がいのある人それぞれの状態やニーズに合わせた支援を充実させ、障がいのある人の希望と自己決定・自己選択に基づいた地域生活への移行を促進します。

入所・入院から地域生活への移行、地域生活の継続の支援に関するサービス提供体制を整え、障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、住民主体のインフォーマルサービス[※]の提供など、地域の社会資源を最大限に活用した提供体制の整備を進めていきます。

▶2023（令和5）年度末までに、2019（令和元）年度末施設入所者数29人のうち、2人（6.9%）が地域での生活に移行するものとします。

▶2023（令和5）年度末時点の施設入所者数は、2019（令和元）年度末施設入所者29人から1人（3.4%）減少した28人とします。

[※]インフォーマルサービス：近隣や地域社会、ボランティア等が行う非公式的な援助のことです。法律等の制度に基づいた福祉、介護等のサービスをフォーマルサービスと呼び、その対語として使われます。

図表5-1 福祉施設入所者の地域生活への移行数の目標数値

基準値		目標数値	
2019（令和元） 年度末の施設 入所者数	29人	地域生活移行者数（2019（令和元）年度末の全入所者数のうち、施設入所からグループホーム等へ移行した人数）	2人
		2023（令和5）年度末段階での削減見込数	1人

※2020（令和2）年10月1日現在、施設入所者数は29人であり、第5期計画における2020（令和2）年度の施設入所者数目標（31人）を達成しています。

② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムに関する協議の場の設置

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムに関する保健・医療・福祉関係者による協議の場については、精神科医療関係者の参加を得て、2023（令和5）年度末までに設置します。

図表5-2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムに関する協議の場の設置目標

区 分	目標数値			考え方
	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度	
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムに関する協議の場	0か所	0か所	1か所	2023（令和5）年度末までに整備
開催回数	0回	0回	1回	年間開催回数
関係者の参加数	0人	0人	10人	
保健	0人	0人	1人	
医療	0人	0人	1人	
福祉	0人	0人	5人	
介護	0人	0人	1人	
当事者	0人	0人	1人	
家族	0人	0人	1人	
目標設定及び評価	0回	0回	1回	年間実施回数

また、県との調整のもと、2023（令和5）年度末時点の長期入院患者の地域移行に伴う地域における地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）を設定した。

図表5-3 地域移行に伴う基盤整備量（利用者数）

区 分	目標数値
地域移行に伴う基盤整備量（利用者数）	25人
65歳以上利用者数	12人
65歳未満利用者数	13人

③ 地域生活支援拠点等の整備

障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、相談、体験の機会、緊急時の対応等の必要な機能を備えた地域生活支援拠点等については、2020（令和2）年度中に1か所整備し、以降、年1回以上運用状況を検証及び検討します。

図表5-4 地域生活支援拠点等の整備目標

区 分	目標数値	考え方
地域生活支援拠点	1か所	2020（令和2）年度末までに、市内に整備
機能の充実	毎年度1回	運用状況の検証及び検討

④ 福祉施設から一般就労への移行等

イ 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設から一般就労へ移行する人については26人を目標とします。就労移行支援事業などの推進により、障がいのある人の福祉施設から一般就労への移行に努めます。

就労移行支援等を実施しても、その受け皿となる一般就労先がなければ障がいのある人の一般就労は広がりません。障がいのある人の一般就労への移行を支援するため、障がいのある人の就労・雇用の場の確保に努め、雇用機会の拡大を図ります。

図表 5-5 福祉施設から一般就労への移行目標数値

基準値		目標数値	
2019（令和元）年度に福祉施設を退所して一般就労した人数	18人	目標年度の年間一般就労移行者数（2023（令和5）年度に福祉施設を退所して一般就労する人数）	26人 (1.44倍)

ロ 就労移行支援事業、就労継続支援事業の利用者の一般就労への移行者の増加

就労移行支援事業を通じて一般就労へ移行する人について、2023（令和5）年度末までに24人を目標とします。

図表 5-6 就労移行支援事業からの一般就労移行目標者数

基準値		目標数値	
2019（令和元）年度の就労移行支援事業からの一般就労移行者数	18人	2023（令和5）年度末において就労移行支援事業から一般就労した人数	24人 (1.33倍)

就労継続支援事業を通じて一般就労へ移行する人について、2023（令和5）年度末までに、就労継続支援A型及び就労継続支援B型は各1人を目標とします。

図表 5-7 就労継続支援事業からの一般就労移行目標者数

基準値		目標数値		
A型	2019（令和元）年度の就労継続支援A型からの一般就労移行者数	0人	2023（令和5）年度末において就労継続支援A型から一般就労した人数	1人 (-倍)
B型	2019（令和元）年度の就労継続支援B型からの一般就労移行者数	0人	2023（令和5）年度末において就労継続支援B型から一般就労した人数	1人 (-倍)

ハ 就労定着支援事業の利用率と就労定着率

2023（令和5）年度において就労移行支援事業等で一般就労に移行する人のうち、7割が就労定着支援事業を利用することをめざします。また、就労定着支援事業による職場定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることをめざします。

⑤ 相談支援体制の充実・強化

2023（令和5）年度末までに、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保します。

図表5-8 相談支援体制の充実・強化のための取り組み

区 分	目標数値			考え方
	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度	
総合的・専門的な相談支援	有	有	有	障がい者基幹相談センターが中心となり実施
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	5件	5件	5件	
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	5件	5件	5件	
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	6回	6回	6回	障害者地域自立支援連携会議の相談支援部会を活用し実施

⑥ 障害福祉サービス等の質の向上

2023（令和5）年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を確保します。

- 障害者総合支援法の具体的内容の理解
- 障害福祉サービス等の利用状況を把握
- 真に必要とする障害福祉サービス等が提供できているかの検証
- 請求の過誤をなくするための取り組みや適正な運営を行っている事業所を確保

図表5-9 障害福祉サービス等の質を向上させるための体制の構築

区 分	目標数値			考え方
	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度	
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加人数	5人	5人	5人	県が実施する研修への市職員の参加人数
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	年1回	年1回	年1回	圏域内市町との会議を活用して共有

3 障害福祉サービスの見込量と確保策

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスの充実を図り、必要なサービスを提供します。訪問系サービスとは、次の5つのサービスをいいます。

- ① **居宅介護**：障がい者が居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事ならびに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を受けるサービスです。
- ② **重度訪問介護**：重度の肢体不自由・知的障がい・精神障がいのため常時介護を必要とする人が、居宅において長時間にわたる介護と移動中の介護を総合的に受けられるサービスです。
- ③ **同行援護**：視覚障がいにより、移動に著しい困難がある障がい者の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ、食事の介護など必要な援助を行うサービスです。
- ④ **行動援護**：自己判断力が制限されている人（重度の知的障がい者又は重度の精神障がい者であって、危険回避ができない、自傷、異食、徘徊等の行動障がいに対する援護を必要とする人）が行動・外出する際の危険を回避するための援護をいいます。
- ⑤ **重度障害者等包括支援**：常時介護を要する障がい者であって、その介護の必要の程度が著しく高い人に対し、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的に提供します。

【サービス量の見込み】

- 訪問系サービスの量の見込みは、2018（平成30）年度から2019（令和元）年度の利用実績を参考に次のとおりとしました。
- 重度障害者等包括支援については、サービスの利用実績がなく、提供事業所も市内にないため利用者はゼロとしました。

図表 5-10 訪問系サービスの見込量

区 分		実績		見込み	見込み		
		2018 (平成30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度
合計	人/月	161	159	165	169	173	177
	時間/月	3,223	3,123	3,247	3,323	3,416	3,473
居宅介護	人/月	138	137	140	141	143	145
	時間/月	2,735	2,649	2,699	2,731	2,763	2,795
重度訪問介護	人/月	7	6	8	8	9	9
	時間/月	244	195	280	280	315	315
同行援護	人/月	10	10	10	12	13	14
	時間/月	193	195	193	232	251	270
行動援護	人/月	6	7	7	8	9	9
	時間/月	52	84	75	81	87	93
重度障害者等 包括支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0

【サービス量の確保策】

- 障がいのある人の地域移行が進むことや、高齢化の進展と世帯構成の変化により、障がいのあるひとり暮らしの人、障がいのある人と高齢者のみの世帯などが増加し、訪問系サービスのニーズは高まると考えられます。ニーズを的確に把握し、必要なサービスが提供できる体制を整えるよう努めます。また、尾張旭市障害者地域自立支援連携会議（専門部会）を通じ、市内事業者を中心に効果的・効率的なサービスの提供や従事者の確保を要請するとともに、介護保険制度による訪問介護事業所で障がいのある人に対するサービスが提供できるよう障害福祉サービス事業所に共生型サービスの提供を働きかけるなど、柔軟な対応で必要なサービス量の確保に努めます。
- 障がい特性を理解したヘルパーを確保するため、各種研修等に関する情報提供を図るとともに、市内における潜在的な人材の発掘に努めます。

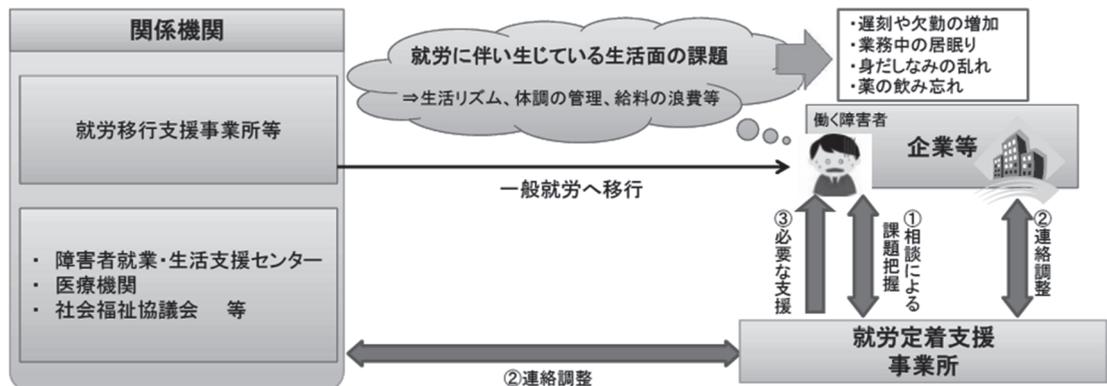
(2) 日中活動系サービス

利用者のニーズに応じて、日中活動系サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護及び短期入所で提供されるサービス)の確保とサービスの向上に努めます。

- ① **生活介護**：常時介護を要する障害支援区分が一定以上の障がいのある人が、主として昼間において、障がい者支援施設やデイサービスセンターで、入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供等を受ける事業です。通所者と施設入所者の多くが日中活動として利用しています。
- ② **自立訓練（機能訓練）**：病院を退院し、身体的リハビリテーションの継続や社会的リハビリテーションの実施が必要な身体障がいのある人や、特別支援学校を卒業し、社会的リハビリテーションの実施が必要な身体障がいのある人が、地域生活を営む上で必要な身体機能の維持・回復等のための訓練を受ける事業です。
- ③ **自立訓練（生活訓練）**：病院や施設を退院・退所した人や、特別支援学校を卒業した人等のうち、社会的リハビリテーションの実施が必要な知的障がいのある人・精神障がいのある人が、地域生活を営む上で必要な生活能力の維持・向上等のための訓練を受ける事業です。
- ④ **宿泊型自立訓練**：知的障がいのある人・精神障がいのある人が、居室その他の設備を利用するとともに、家事等の日常生活能力を向上するための訓練、生活等に関する相談・助言などの必要な支援を受ける事業です。この事業では、障がいのある人の積極的な地域支援の促進を図るために、昼夜を通じた訓練を実施するとともに、地域移行に向けた関係機関との連絡調整を行います。
- ⑤ **就労移行支援**：就労を希望する障がいのある人に、生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識と能力の向上のための訓練等を行う事業です。就労移行支援利用期間は一般型が2年間、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格取得を目的とする場合は3年間又は5年間とされています。
- ⑥ **就労継続支援(A型)**：通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人に、雇用契約等に基づく就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う事業です。
- ⑦ **就労継続支援(B型)**：通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う事業です。

- ⑧ **就労定着支援**：就労移行支援等を利用して一般就労へ移行した人で、就労に伴う環境の変化により生活面に課題が生じている人を対象に、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行う事業です。

図表 5-11 就労定着支援の概要



資料：厚生労働省

- ⑨ **療養介護**：医療を要する障がいのある人であって常時介護を要する人が、主として昼間において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活の支援を医療機関併設の施設で受ける事業です。
- ⑩ **短期入所**：居宅において介護を行う人の疾病その他の理由により、施設への短期間の入所を必要とする障がいのある人が、入浴、排せつ及び食事の介護等を受ける事業です。障がい者支援施設等で実施する福祉型と、医療機関等で実施する医療型があります。

【サービス量の見込み】

- 通所系サービスの量の見込みは、2018（平成30）年度から2019（令和元）年度の利用実績を参考に次のとおりとしました。
- 就労定着支援事業については、2023（令和5）年度において就労移行支援事業等で一般就労に移行する人のうち、7割が就労定着支援事業を利用するという目標を考慮して設定しました。

図表 5-12 日中活動系サービスの見込量

区 分		実績		見込み	見込み		
		2018 (平成30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度
生活介護	人/月	127	125	128	130	132	134
	人日/月	2,409	2,371	2,423	2,461	2,499	2,537
自立訓練 (機能訓練)	人/月	1	1	1	2	2	3
	人日/月	8	6	9	22	22	32
自立訓練 (生活訓練)	人/月	6	8	9	10	12	13
	人日/月	57	94	92	106	120	134
宿泊型 自立訓練	人/月	1	2	2	3	3	4
	人日/月	13	42	55	72	89	106
就労移行支援	人/月	34	30	35	40	45	55
	人日/月	563	486	572	653	735	898
就労継続支援 A型	人/月	49	52	54	57	59	62
	人日/月	955	1,004	1,040	1,089	1,138	1,187
就労継続支援 B型	人/月	86	99	110	122	134	146
	人日/月	1,401	1,683	1,848	2,045	2,242	2,438
就労定着支援	人/月	1	8	11	14	16	19
療養介護	人/月	2	2	3	4	5	6
短期入所 (福祉型)	人/月	22	25	27	30	32	35
	人日/月	110	159	151	164	178	192
短期入所 (医療型)	人/月	2	3	4	5	6	7
	人日/月	10	14	22	22	26	30

【サービス量の確保策】

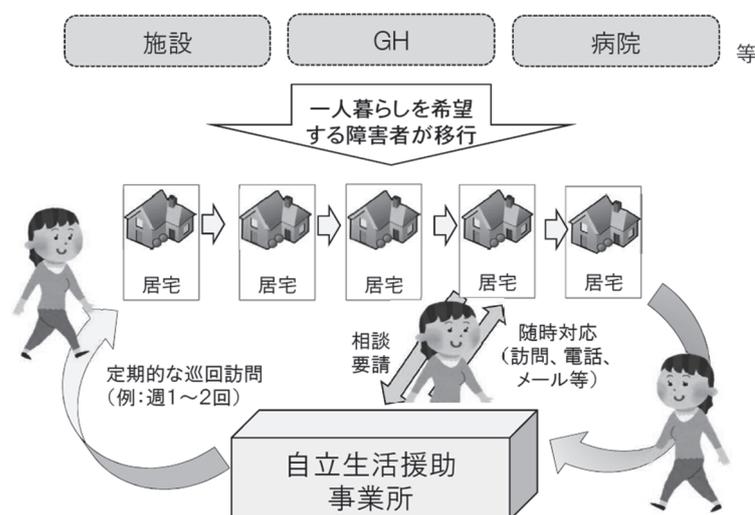
- 各事業とも、既存の事業者等との連携によりサービス量は確保できると考えます。尾張旭市障害者地域自立支援連携会議（専門部会）を通じ、市内事業者を中心に効率的なサービスの提供や従事者の確保を要請するとともに、介護保険制度による通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、短期入所生活介護事業所及び小規模多機能型居宅介護事業で障がいのある人に対するサービスが提供できるよう障害福祉サービス事業所に共生型サービスの提供を働きかけるなど柔軟な対応で必要なサービス量の確保に努めます。
- 就労移行支援、就労継続支援については、特別支援学校をはじめ教育関係者、サービス提供事業所、市で情報を共有し、特別支援学校卒業者の将来における地域での自立を前提に、当該事業が効果的に提供できるよう支援していきます。
- 障がい特性を理解した従業者を確保するため、各種研修等に関する情報提供を図るとともに、市内における潜在的な人材の発掘に努めます。

(3) 居住系サービス

地域における障がい者の居住の場の整備を検討するとともに、自立訓練事業等の推進等により、福祉施設の入所又は病院の入院から地域生活への移行を促進します。

- ① **自立生活援助**:障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がいのある人・精神障がいのある人等について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がいのある人の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行う事業です。

図表 5-13 自立生活援助の概要



資料：厚生労働省

- ② **共同生活援助（グループホーム）**：障がいのある人が共同生活を行う住宅です。平日の日中は、日中活動の事業を利用します。
- ③ **施設入所支援**：施設に入所する障がいのある人が、主として夜間において、入浴、排せつ又は食事の介護等を受ける事業です。障害者自立支援法施行前の療護施設、更生施設、授産施設などの入所者が受ける夜間のサービスのことです。平日の日中は、日中活動の事業を利用します。

【サービス量の見込み】

- 居住系サービス量の見込みは、2018（平成30）年度と2019（令和元）年度の利用実績を考慮し、次のとおりとしました。
- 自立生活援助は、サービスの利用実績はありませんが、地域移行の促進に必要なサービスであること等を考慮し見込みました。
- 共同生活援助については、福祉施設からの移行者、精神科病院退院者をはじめとした新たな入居者等を勘案しました。
- 施設入所支援については、国の基本方針と本市の利用者の実情を勘案し、2023（令和5）年度末時点の利用者数を、2019（令和元）年度末の施設入所者29人から1人減少した28人としました。

図表5-14 居住系サービスの見込量

区 分		実績		見込み	見込み		
		2018 （平成30） 年度	2019 （令和元） 年度	2020 （令和2） 年度	2021 （令和3） 年度	2022 （令和4） 年度	2023 （令和5） 年度
自立生活援助	人／月	0	0	0	0	0	1
うち精神障がいのある人	人／月	0	0	0	0	0	1
共同生活援助 （グループホーム）	人／月	30	35	40	41	42	43
うち精神障がいのある人	人／月	13	13	12	13	13	14
施設入所支援	人／月	31	29	29	29	28	28

【サービス量の確保策】

- 自立生活援助については、尾張旭市障害者地域自立支援連携会議（専門部会）を通じ、サービス提供体制の確保に向けて検討を進め、市内事業者に参加を要請していきます。
- 共同生活援助（グループホーム）については、2020（令和2）年10月現在、市内に4か所（定員43人）整備されていますが、アンケート結果や当事者団体ヒアリング等によると、地域における生活の場としてグループホームを望む声が少ないことから、今後の整備の方針について、開設時期、運営主体等も含め、関係団体等と協議しながら検討していきます。
- 施設入所支援については、広域的な対応により必要なサービスを提供していきます。

(4) 相談支援

相談支援には計画相談支援、地域移行支援及び地域定着支援があります。

- ① **計画相談支援**：障がいのある人の心身の状況、置かれている環境、サービス利用意向等を勘案してサービス等利用計画案を作成します。また、支給決定を受けた障がいのある人が継続して障害福祉サービスや地域相談支援を適切に利用できるよう、サービス等利用計画の見直しを行います。
- ② **地域移行支援**：障がい者支援施設の入所者、精神科病院入院者等に、住宅の確保、その他地域生活への移行のための活動に関する相談等を行います。
- ③ **地域定着支援**：ひとり暮らしの障がいのある人等との常時の連絡体制を確保し、緊急事態の相談等を行います。

【サービス量の見込み】

- 計画相談支援については2018（平成30）年度と2019（令和元）年度の利用実績を考慮するとともに、利用希望者が順次拡大することを想定し見込みました。
- 地域定着支援については実績はありませんが、入所・入院者の地域生活への移行等を勘案して設定しました。

図表 5-15 相談支援の見込量

区 分		実績		見込み	見込み		
		2018 （平成30） 年度	2019 （令和元） 年度	2020 （令和2） 年度	2021 （令和3） 年度	2022 （令和4） 年度	2023 （令和5） 年度
計画相談支援	人／月	55	60	65	70	75	80
地域移行支援	人／月	1	1	1	1	2	2
うち精神障がいのある人	人／月	1	1	1	1	1	1
地域定着支援	人／月	0	0	0	1	1	2
うち精神障がいのある人	人／月	0	0	0	0	0	1

【サービス量の確保策】

- サービス等利用計画の作成とモニタリングを適切に実施していけるよう相談支援体制の充実を図ります。
- 地域移行支援及び地域定着支援については、ニーズが生じた際に、県が指定する一般相談支援事業所との連携のもと、対象となる人が地域生活に移行できるよう支援します。また、できるだけ多くの方が地域生活に移行できるよう、制度の周知を図ります。

4 地域生活支援事業の見込量と確保策

(1) 必須事業

地域生活支援事業は、障がいのある人が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性やサービスを利用する人の状況に応じた柔軟な形態による事業を効果的・効率的に実施することを目的としています。

地域生活支援事業には、必ず実施しなければならない必須事業と、市の判断で実施することができる任意事業があります。本市が地域生活支援事業として実施する事業は次のとおりです。

図表5-16 実施する地域生活支援事業の種類

区 分	実 施 事 業
必 須 事 業	① 理解促進研修・啓発事業
	② 自発的活動支援事業
	③ 相談支援事業
	④ 成年後見制度利用支援事業
	⑤ 成年後見制度法人後見支援事業
	⑥ 意思疎通支援事業
	⑦ 日常生活用具給付等事業
	⑧ 手話奉仕員養成研修事業
	⑨ 移動支援事業
	⑩ 地域活動支援センター事業
任 意 事 業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 訪問入浴サービス事業 ○ 日中一時支援事業 ○ スポーツ・レクリエーション教室開催等事業 ○ 点字・声の広報等発行事業 ○ 自動車運転免許取得・自動車改造費助成事業 ○ 成年後見制度普及啓発事業 ○ 障害支援区分認定等事務事業

① 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人が日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するためイベント等をはじめとする障がいのある人の理解を深めるための研修・啓発を通じて、地域住民への働きかけを強化します。

【確保策】

市広報誌や市公式ホームページを通じた関連情報の提供、講演会の実施等を通じて、「障害者差別解消法」についての市民への理解の浸透を図ります。また、福祉マインドフェアの実施などにより、障がいのある人と障がいのない人がふれあえる場や機会の拡充を図ります。

② 自発的活動支援事業

障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がいのある人、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援します。

【確保策】

ピアサポート※、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動などの活動場所の提供や情報提供を通じ、障がいのある人等が自発的に行う活動に対する支援をします。

※ピアサポート：ピア（peer）は仲間や同僚という意味があり、障がいのある人が自らの体験に基づいて、他の障がいのある人を支援する活動をいいます。

③ 相談支援事業

障がいのある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供・助言、障害福祉サービスの利用支援、権利擁護のために必要な援助などを行う事業であり、次の事業を実施します。

▼一般相談支援事業

障がいのある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援します。

▼基幹相談支援センター等機能強化事業

市町村における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取り組みを実施する基幹相談支援センターに専門的な職員を配置し、相談支援体制の強化を図ります。

▼住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているものの、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がいのある人に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を行う住宅入居等支援事業の実施を検討します。

図表 5-17 相談支援事業の見込量

区 分		実績		見込み	見込み		
		2018 （平成30） 年度	2019 （令和元） 年度	2020 （令和2） 年度	2021 （令和3） 年度	2022 （令和4） 年度	2023 （令和5） 年度
一般相談支援事業	か所	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センターの設置	か所	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無	有	有

【確保策】

- 一般相談支援事業としての相談業務のほか、「尾張東部障がい者就業・生活支援センターアクト」や「尾張東部権利擁護支援センター」など各相談機関と連携し、相談支援体制の充実を図ります。
- 基幹相談支援センターの機能強化を図り、障がいのある人の総合的な相談や市内相談機関等の連携強化などに対応できる体制を整備します。

④ 成年後見制度利用支援事業

知的障がいのある人又は精神障がいのある人に対し、障害福祉サービス利用の際に成年後見制度の利用の必要性があると認められる場合に、制度の利用に必要な経費の一部又は全部の助成を行います。

図表 5-18 成年後見制度利用支援事業の見込量

区 分		実績		見込み	見込み		
		2018 （平成30） 年度	2019 （令和元） 年度	2020 （令和2） 年度	2021 （令和3） 年度	2022 （令和4） 年度	2023 （令和5） 年度
成年後見制度利用支援事業	人	11	9	10	11	12	12

【確保策】

- 判断能力が不十分な障がいのある人の障害福祉サービスの利用契約の締結等が適切に行われ、安心して地域生活を送ることができるよう、事業の普及に努めます。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における市民後見人の活用も含め、法人後見活動を支援するため、実施団体に対する研修や、実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行います。

図表 5-19 成年後見制度法人後見支援事業の見込量

区 分		実績		見込み	見込み		
		2018 (平成30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度
成年後見制度法人 後見支援事業	実施の 有無	有	有	有	有	有	有

【確保策】

- 尾張東部権利擁護支援センター（5市1町共同設置）において各種法人後見事業を実施します。

⑥ 意思疎通支援事業

聴覚、言語・音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障のある人が、他の人との意思疎通を円滑にできるよう、手話通訳者・要約筆記者の派遣を行うとともに、市の相談窓口到手話通訳者を設置します。

図表 5-20 意思疎通支援事業の見込量

区 分		実績		見込み	見込み		
		2018 (平成30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度
手話通訳者設置事業	人	1	1	2	2	2	2
手話通訳者派遣事業	件	38	86	80	80	80	80
要約筆記者派遣事業	件	1	2	2	3	4	5

【確保策】

- 研修等を通じて人材の確保とサービスの質の向上を図るとともに、意思疎通に支援を必要とする人が適切にサービスを利用できるようにサービスの周知に努めます。

⑦ 日常生活用具給付等事業

障がいのある人の日常生活上の便宜を図るため、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付又は貸与を行います。

図表 5-21 日常生活用具給付等事業の見込量

区 分		実績		見込み	見込み		
		2018 (平成30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度
介護・訓練支援用具	件	5	5	5	5	5	5
自立生活支援用具	件	8	5	8	10	10	10
在宅療養等支援用具	件	13	11	13	15	15	15
情報・意思疎通支援用具	件	6	10	10	12	13	14
排泄管理支援用具	件	1,432	1,536	1,544	1,576	1,608	1,640
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	5	1	1	2	4	6

【確保策】

- 障がいのある人が安定した日常生活を送ることができるよう、事業の周知を図るとともに、障がいの特性に合わせた適切な日常生活用具の給付に努めます。

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がいのある人等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、手話奉仕員を養成します。

図表 5-22 手話奉仕員養成研修事業の見込量

区 分		実績		見込み	見込み		
		2018 (平成30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度
手話奉仕員養成研修事業	人	8	6	未実施	8	8	8

【確保策】

- 今後も継続して手話奉仕員養成講座を開催し、コミュニケーション支援者として期待されるボランティア等の技術向上や人材確保に努めます。

⑨ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人に対し、外出のための支援を行うことにより、社会生活上、必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。

図表 5-23 移動支援事業の見込量

区 分		実績		見込み	見込み		
		2018 (平成30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度
移動支援事業	人/月	84	85	90	94	97	101
	時間/月	1,271	1,352	1,382	1,442	1,501	1,560

【確保策】

- 一人ひとりの障がい特性やニーズに対応できるよう、障害福祉サービス事業所との連携を強化し、サービスの提供体制を整備するとともに、新たな障害福祉サービス事業所の参入を働きかけます。
- 障がいのある人の外出、社会参加を促進するため事業の周知に努めます。

⑩ 地域活動支援センター事業

障がいのある人の地域における自立した生活と社会参加を促進するため、通所により、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与します。

図表 5-24 地域活動支援センター事業の見込量

区 分		実績		見込み	見込み		
		2018 (平成30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度
地域活動支援センター事業	人/月	36	39	40	41	42	43
	人日/月	311	323	336	344	352	361
	か所	2	2	2	2	2	2

【確保策】

- 障害福祉サービス事業所との連携を強化し、利用者のニーズに応じた内容のサービスが提供できる体制を整えるとともに、サービス量の確保と質の向上に努めます。

(2) 任意事業

任意事業として、次の事業を実施します。

- ① **訪問入浴サービス事業**:居宅において入浴することができない重度身体障がいのある人の家庭へ訪問入浴車を派遣し、入浴サービスを行います。
- ② **日中一時支援事業**:障がいのある人及び子どもの日中における活動の場を確保します。また、障がいのある人の家族の就労支援、障がいのある人を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的に実施します。
- ③ **スポーツ・レクリエーション教室開催等事業**:障がいのある人の体力増強、交流、余暇等に資するため、スポーツ大会やレクリエーション教室等を開催します。
- ④ **点字・声の広報等発行事業**:文字による情報入手が困難な障がいのある人のために、点訳、音声訳その他障がいのある人にわかりやすい方法により、市広報誌などの情報を定期的又は必要に応じて適宜提供します。
- ⑤ **自動車運転免許取得・自動車改造費助成事業**:障がいのある人の自動車運転免許取得、及び自動車改造に係る費用の一部を助成します。
- ⑥ **成年後見制度普及啓発事業**:成年後見制度の利用を促進するための普及啓発として、研修会や講演会を実施します。
- ⑦ **障害支援区分認定等事務事業**:障害福祉サービスの円滑な利用を促進するため、障害支援区分認定等事務の円滑かつ適切な実施を図ります。

図表 5-25 主な任意事業の見込量

区 分		実績		見込み	見込み		
		2018 (平成30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度
訪問入浴サービス事業	人/月	12	14	15	15	15	15
	時間/月	56	76	81	81	81	81
日中一時支援事業	人/月	105	102	104	105	106	107
	時間/月	696	693	707	714	721	728
自動車運転免許取得・自動車改造費助成事業	人	2	1	2	3	3	3

【確保策】

- 障がいのある人の地域生活への移行状況や、生活実態、ニーズに配慮し、事業内容の充実と必要量の確保に努めます。また、事業を周知し、利用の促進を図ります。

第6章

第2期障がい児福祉計画

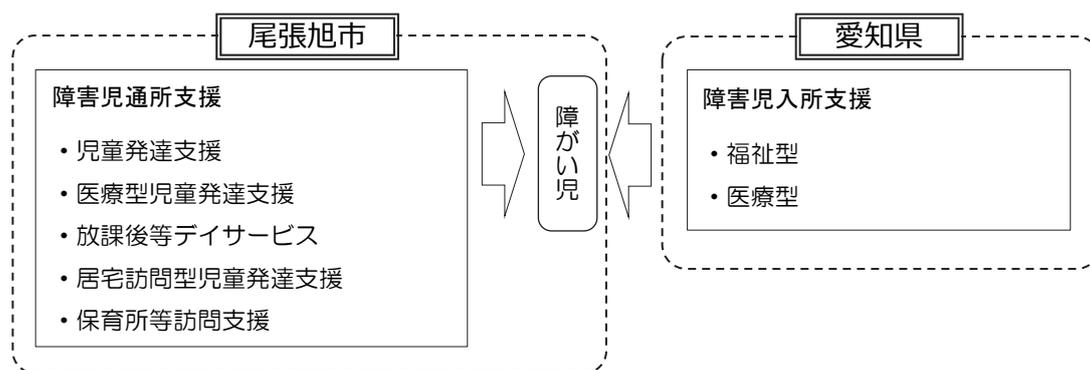
1 障がいのある児童に対する支援施策の動向

2011（平成23）年5月に公布された整備法により児童福祉法等が改正され、2012（平成24）年度以前の知的障害児施設、知的障害児通園施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設等の障がい種別に分かれていた施設体系が、通所による支援は「障害児通所支援（児童発達支援等）」、入所による支援は「障害児入所支援（障害児入所施設）」に一元化されるとともに、18歳以上の障害児施設利用者は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスにより対応することとなりました。

また、2016（平成28）年の児童福祉法の改正により重度の障がい児を対象とした「居宅訪問型児童発達支援」が創設されるとともに、地方公共団体は医療的ケア児が状況に応じた適切な支援を受けられるよう、保健、医療、福祉、その他各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制整備に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととなりました。

さらに同年、発達障害者支援法が改正され、発達障害者に対する障害の定義と発達障害への理解の促進、発達生活全般にわたる支援の促進、関係機関との協力体制の整備等について規定されました。

<児童福祉法に基づく障がい児支援の体系>



2 障がい児福祉計画の目標

(1) 国の基本指針に定める障がい児支援の提供体制の整備等に関する目標

障がいのある児童の健やかな育成の発達支援を図るため、国の基本指針では、2023（令和5）年度を目標年度として、次の項目について目標値を設定することとしています。

① 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

ア 児童発達支援センター

2023（令和5）年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とします。

（注）市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えありません。

イ 保育所等訪問支援

2023（令和5）年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とします。

② 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

2023（令和5）年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とします。

（注）市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えありません。

③ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

2023（令和5）年度末までに、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とします。

（注）市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えありません。

(2) 第2期計画の目標値

① 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

ア 児童発達支援センターの設置

本市には既に、民設民営の児童発達支援センターがあります。今後、当該事業所との更なる連携により、児童発達支援にかかる官民協働による支援体制の構築を推進します。

イ 保育所等訪問支援の充実

2023(令和5)年度末までに、市内障害福祉サービス等事業所との連携により、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築します。

② 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

重症心身障害児が身近な地域で安心して支援を受けられるよう、市内の重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所との連携を強化し、利用者のニーズに対応したサービスが提供できる体制を整えます。

図表6-1 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所

項目	目標数値	考え方
目標年度の重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数	2か所	市内の既存施設で対応

図表6-2 重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所

項目	目標数値	考え方
目標年度の重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数	2か所	市内の既存施設で対応

③ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

医療的ケアを必要とする子どもが適切な支援を受けられるよう、2023(令和5)年度末までに、医療的ケア児支援のための関係機関(保健・医療・福祉・保育・教育等)の協議の場を設置します。

なお、医療的ケア児等に関するコーディネーターについては、本市では、既に配置しており、引き続き必要人数の確保に努めます。

3 障がいのある児童等に対するサービスの見込量と確保策

(1) 障害児通所支援

- ① **児童発達支援**: 集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる就学前の子どもに対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練などを行います。児童発達支援には、児童福祉施設と定義される「児童発達支援センター」と、それ以外の「児童発達支援事業」があります。
- ② **放課後等デイサービス**: 学校（学校教育法第1条に規定する学校。ただし幼稚園及び大学を除く。）通学中の障がいのある児童生徒等に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練、社会との交流の促進等の支援を行います。
- ③ **保育所等訪問支援**: 保育所、幼稚園、小学校等を利用している障がいのある子どもや今後利用予定のある障がいのある子ども等が、当該施設における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び当該施設のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導を行います。
- ④ **医療型児童発達支援**: 就学前の子どもに対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うとともに、身体状況により、治療を行います。県内には愛知県青い鳥医療療育センター等があります。
- ⑤ **居宅訪問型児童発達支援**: 重度の障がい等の状態にある障がいのある子どもであって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な子どもに発達支援が提供できるよう、障がいのある子どもの居宅を訪問して発達支援を行う事業です。

【サービス量の見込み】

- 障害児通所支援の見込みは、2018（平成30）年度と2019（令和元）年度の利用実績を考慮し、次のとおりとしました。
- サービスの利用実績のない医療型児童発達支援及び居宅訪問型児童発達支援は、高度な医療的ケアである人工呼吸器を使用している医療的ケア児を想定し、愛知県の状況を参考に本市の見込みを設定しました。（参考：2019年度愛知県医療的ケア児者の実態報告書2020年3月）

図表 6-3 障害児通所支援の見込量

区 分		実績		見込み	見込み		
		2018 (平成30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度
児童発達支援	人/月	23	24	28	32	35	38
	人日/月	203	230	268	299	331	363
放課後等デイサービス	人/月	127	136	142	149	157	164
	人日/月	1,446	1668	1,750	1,839	1,928	2,016
保育所等訪問支援	人/月	0	0	0	1	1	1
	人日/月	0	0	0	2	2	2
医療型児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0

【サービス量の確保策】

- 利用者のニーズに応じ、各事業に取り組む障害福祉サービス等事業所の参入の促進に努めます。

(2) 障害児相談支援

障がいのある子どもが障害福祉サービス等を利用する際に、サービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行います。

【サービス量の見込み】

- 障害児相談支援の見込みは、2018（平成30）年度と2019（令和元）年度の利用実績を考慮し、次のとおりとしました。

図表 6-4 障害児相談支援の見込量

区 分		実績		見込み	見込み		
		2018 (平成30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度
障害児相談支援	人/月	23	28	30	32	34	36

【サービス量の確保策】

- 相談支援事業所との連携等により、適切なサービス等利用計画が作成される体制を整備します。

(3) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター

医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向け、必要な人数のコーディネーター（相談支援専門員）を確保します。

図表 6-5 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの見込量

区 分		実績		見込み	見込み		
		2018 (平成30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター	人	1	1	1	1	1	1

【サービス量の確保策】

- 相談支援事業所との連携や養成研修への参加により、引き続きコーディネーターの確保に努めます。

(4) 発達障がい児等に対する支援

発達障がい児の支援には、家族等への支援が重要であることから、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう支援します。

図表 6-6 発達障がい児等に対する支援の見込量

区 分		見込み	見込み			
		2020 (令和2) 年度	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度	
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	人	12	12	12	12	
ペアレントメンターの人数	人	8	8	9	10	
ピアサポートの活動への参加人数	人	0	0	0	8	

4 子ども・子育て支援

本市で行っている障がいのある児童等への支援について、以下の項目について見込み量と確保策を設定します。

(1) 保育所における障がい児等の受け入れ

2019（令和元）年度現在、公設公営が8園、公設民営が4園、民設民営が3園あります。障がい児を受け入れているのは12園で、42人を受け入れています。なお、本市には認定こども園はありません。

図表6-7 保育所における障がい児等の受け入れ

区 分		実績		見込み	見込み		
		2018 (平成30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度
3歳未満	人	0	0	0	0	0	0
3歳以上	人	41	42	43	43	43	43

※各年度4月1日現在

【サービス量の確保策】

- 保育士等の追加配置、保育所等訪問支援の実施、施設等の充実を図ることなどにより、保育所における障がい児等の受け入れを促進します。

(2) 放課後児童健全育成事業（児童クラブ・学童クラブ）における障がい児等の受け入れ

2020（令和2）年度現在、市内の児童クラブ・学童クラブは公設公営が9か所、民設民営が6か所あります。2019(令和元)年度は、11か所の児童クラブ・学童クラブで障がい児等の受け入れ実績があり、利用児童は19人でした。

図表6-8 放課後児童健全育成事業における障がい児等の受け入れ

区 分		実績		見込み	見込み		
		2018 (平成30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度
1～3年生	人	20	18	20	20	20	20
4～6年生	人	5	1	5	5	5	5

※各年度4月1日現在

【サービス量の確保策】

- 支援員等の追加配置、保育所等訪問支援の実施、施設等の充実を図ることなどにより、児童クラブ・学童クラブにおける障がい児等の受け入れを促進します。

(3) ピンポンパン教室の利用者数

本市では、いろいろな発達に関する心配や悩みを持った子どもが保護者とともに通園する「ピンポンパン教室」を設置しています。2019（令和元）年度は35人の子どもが保護者とともに利用しました。

図表6-9 ピンポンパン教室の利用者数

区 分		実績		見込み	見込み		
		2018 （平成30） 年度	2019 （令和元） 年度	2020 （令和2） 年度	2021 （令和3） 年度	2022 （令和4） 年度	2023 （令和5） 年度
ピンポンパン教室 利用者数	人	39	35	38	40	40	40

【サービス量の確保策】

- 保育士、看護師等の追加配置、運営方法の工夫などにより、ピンポンパン教室への通園を必要とする子どもの受け入れを行います。

第7章

計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 庁内連携体制の整備

本計画は、生活支援・保健・医療・教育・就労・生活環境など広範囲にわたり、また、市の他分野の施策との調整が必要であることから、福祉課が中心となって庁内関係部署が相互に連携して施策を推進していきます。

(2) 県及び広域的な連携

広域的に取り組む必要のある事項については、県及び障害保健福祉圏内の市町と連携して推進していきます。

(3) 市民と行政の協働による推進

障がいのある人を取り巻く課題は、当事者の努力や行政の支援だけで解決できるものではありません。障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、地域の住民やボランティアによるさまざまな支援が必要不可欠です。そこで、計画の推進にあたっては、市民の協力が得られるよう働きかけ、当事者団体、地域の関連組織等の連携を強化し、市民と行政の協働による施策の展開をめざします。

(4) 団体、事業者等との連携

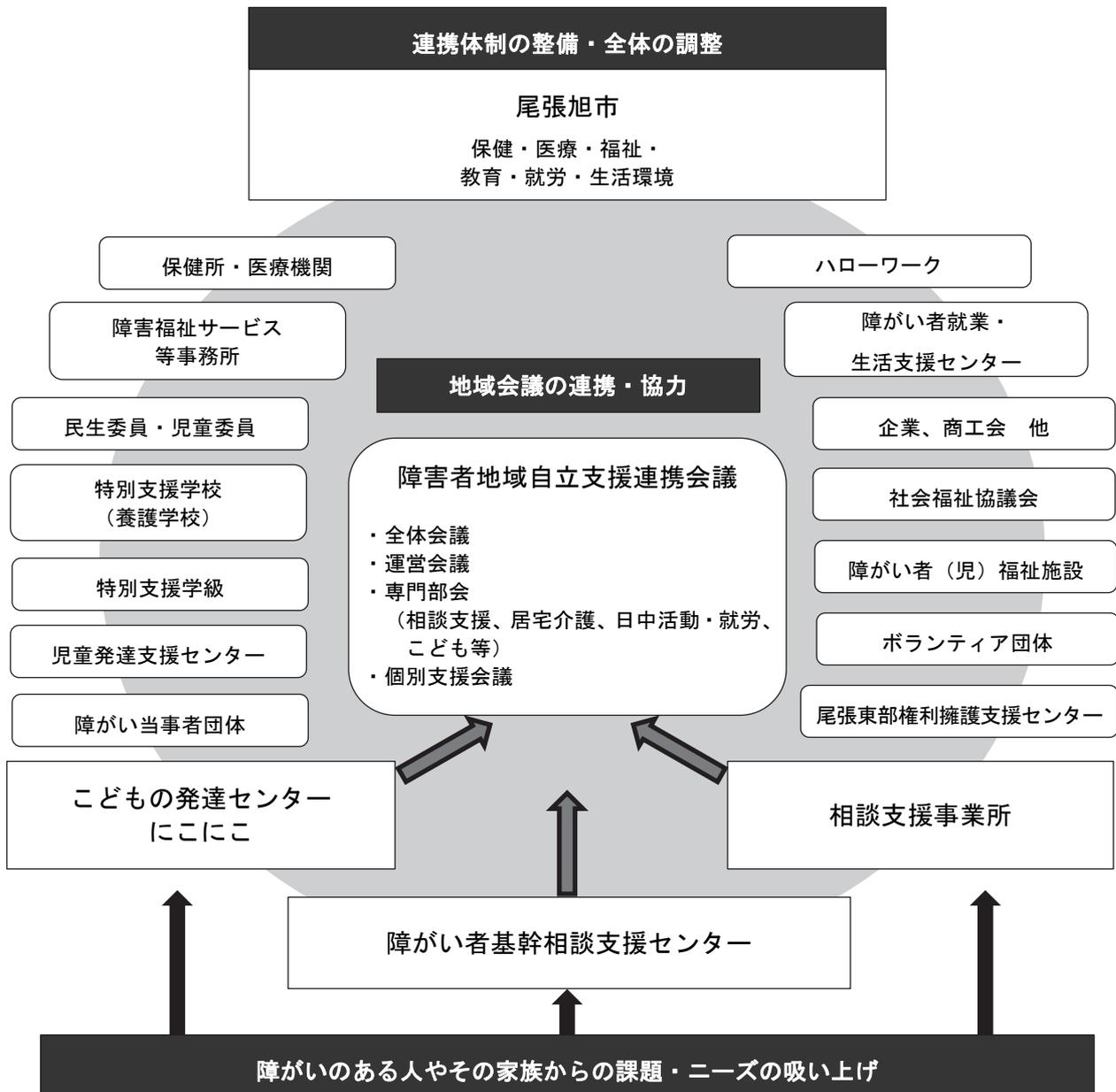
本計画の着実な推進に向け、障がいのある人を対象としたボランティア団体の育成に努めるとともに、尾張旭市障害者地域自立支援連携会議の活動等を通じて当事者団体と行政との連携を強化し、市民と行政の協力体制を築いていきます。

障害福祉サービスの円滑な提供に向けては、障害福祉サービス等事業所へ情報提供等を行い、事業への新規参入を働きかけるとともに、利用者が事業所選択に活用できるよう、事業所情報の提供を行います。さらに、多様な障がい特性に対応できる知識や技術の共有化に向け、障害福祉サービス等事業所間の情報交流などの連携体制を図ります。

<尾張旭市障害者地域自立支援連携会議>

組 織	内 容 等
全体会議	障がい者団体、障害福祉サービス等事業所、保健・医療関係者、相談支援事業所、行政機関などで構成し、情報の共有、障がい者施策の提案、計画の評価などを行います。
運営会議	福祉課、専門部会員等で構成し、全体会議等の開催前に課題の整理や調整を行います。
専門部会	障害福祉サービス等事業所や関係機関の実務者により構成し、各種施策やサービスの問題について調査検討を行います。
個別支援会議	困難ケースごとに関係者により実施し、支援策の検討などを行います。

<尾張旭市障害者地域自立支援連携会議のネットワークのイメージ>



(5) 人材の確保と育成

障害福祉サービス等に携わる人材の育成や確保については、障害福祉サービス等事業所はもとより、地域全体で取り組まなければならない課題です。サービスの質の維持向上を図るため市内でサービスを提供している事業者との連携を強化し、情報共有を行うとともに、意見交換をしながら人材の確保に関する取り組みを推進します。

(6) 災害・感染症対策に係る体制整備

近年の災害の発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、「備え」をすることが求められています。そのため、障害福祉サービス等事業所と連携のもと、非常時を想定した訓練の実施、防災や感染拡大防止策の啓発活動など平時からの事前準備を進めます。

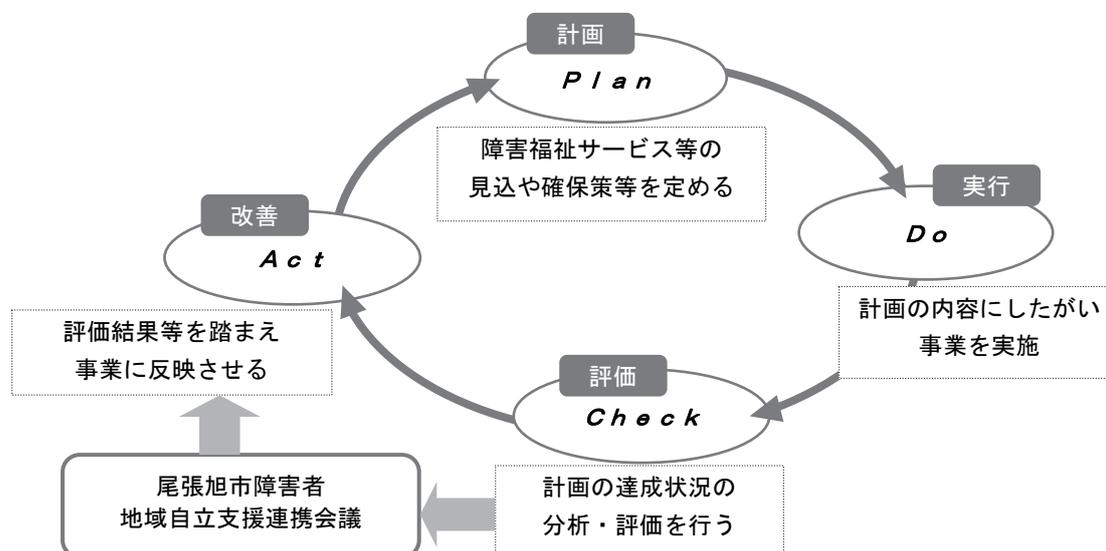
2 計画の進捗状況の点検・評価

計画を着実に実行していくためには、各施策・事業の実施状況について、定期的に点検・評価を行い、その結果を事業実施に反映させていくことが大切です。

「尾張旭市障害者地域自立支援連携会議」を評価機関として位置づけ、当事者のPlan（計画）—Do（実施・実行）—Check（検証・評価）—Act（改善）のプロセスを踏まえた「PDCAサイクル」に基づき、計画の進行管理と事業の改善を行います。

また、計画の進行管理の過程を市の公式ホームページ等で公開します。

<計画の進行管理（PDCAサイクル）>



資料編

1 用語解説

【あ行】

アクセシビリティ

年齢や障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報やサービスに簡単にたどり着け、利用できることです。特に、ホームページなどウェブサイト上で提供されている情報へのアクセシビリティをさして「ウェブアクセシビリティ」といいます。

インクルーシブ教育

障がいのある子どもをはじめ、すべての子どもに対して、一人ひとりの教育的ニーズにあった適切な教育的支援を、地域の通常の学級において行う教育のことをいいます。

インクルージョン

誰もが社会の中で孤立したり、排除されることなく、その構成員として存在価値と役割を持てる社会をめざすという考え方です。

インフォーマルサービス

近隣や地域社会、ボランティア等が行う非公式的な援助のことです。法律等の制度に基づいた福祉、介護等のサービスをフォーマルサービスと呼び、その対語として使われます。

ウェブアクセシビリティ

⇒アクセシビリティ を参照。

LLブック

知的障がいのある人や日本語を母語としていない人など、文字を読んだり、本の内容を理解することが苦手な人でもやさしく読めるよう、図や写真を多く使うなどの工夫がされている本です。

尾張東部権利擁護支援センター（旧：尾張東部成年後見センター）

尾張東部5市1町（瀬戸市、豊明市、日進市、長久手市、東郷町及び本市）が、成年後見制度の利用促進を図るために共同で設置したセンター（所在地：日進市）のことです。成年後見制度についての相談や、申立ての支援などを行います。

【か行】

基幹相談支援センター

地域における、障がい者の相談支援の中核的な役割を担う機関です。本市においては、

2014(平成26)年10月より障がい者基幹相談支援センターを市役所内に設置しており、支援困難事例への対応や相談支援事業者へのスーパービジョン、人材育成、虐待防止に係る支援、地域の関係機関のネットワーク化の推進を図っています。

元気まる測定

個人の生活習慣行動や生活環境などを問診票でチェックし、健康状態や体力(柔軟性・全身持久力・筋力・平衡性)測定の結果と合わせて、生活習慣改善に係る指導を行い健康づくりの処方せんを提案する事業のことです。

高次脳機能障がい

脳の損傷により生じる認知機能の障がいのことで、交通事故等による頭部外傷や脳血管障がい(くも膜下出血等の脳出血、脳梗塞)などによる後遺症のため、記憶障がいや注意障がい、感情障がいなどの様々な症状があらわれます。

合理的配慮

障がいのある人が生活する上で妨げとなる社会的障壁を取り除くため、要望があった時に、重すぎる負担にならない範囲で必要な配慮をすることをいいます。

心のアドバイザー

児童生徒、保護者及び教職員に対し、具体的な悩みや問題に応え、専門的な立場から適切な指導・助言を行う市の教育委員会が選任したアドバイザーです。

コミュニケーションボード

知的障がいのある人、自閉症など発達障がいのある人、聴覚障がいのある人などが、言葉でうまく意思や状況を伝えられない場合に、イラストを指さして相手との意思疎通を図るツールです。

【さ行】

サポート保育(インクルーシブ保育)

特別な支援により集団生活になじむことができる、3、4、5歳児クラスの児童を対象とした保育のことです。

社会的障壁

障がいのある人が受ける制限は機能障害のみに起因するのではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるいわゆる「社会モデル」の考えに基づき、日常生活又は社会生活において障がいのある人が制限を受ける事物、制度などです。

社会モデル

「障がい」は個人の心身機能の障がいと社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務である、という考え方です。

障害者差別解消法

正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」で、「差別の禁止」を基本原則とし、差別的取扱いの禁止や、合理的配慮の不提供の禁止を定めています。

ジョブコーチ制度

障がいのある人が職場に適応でき、定着できるよう、職場適応援助者（ジョブコーチ）が就職の前後を通じて職場等に出向いて直接支援を行うほか、事業主等に対しても必要な助言をする支援制度です。

自立支援医療

心身の障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。

成年後見制度

契約の締結等を代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなど、知的障がい、精神障がい、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度です。

セーフティネット

網の目のように救済策を張り、個人や団体にリスクが発生したとき、最悪の事態から保護する仕組みです。生活や雇用に対して使われることが多くなっています。

【た行】

地域包括ケアシステム

必要な支援を地域の中で包括的に提供し、地域での自立した生活を支援するという考え方です。高齢期のケアを念頭に論じられている考え方ですが、精神障がいのある人のケアにも応用したものであり、精神障がいのある人が、地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、障がい福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」は障がい福祉計画の目標の一つと位置付けられています。

通級指導教室

通常学級に在籍している特別な支援が必要な児童生徒に対して個別指導する制度です。

特別支援学級

小学校や中学校に、教育上特別な支援を必要とする児童生徒のために置かれた学級のことです。

特別支援学校

障がいの程度が比較的重い児童生徒を対象として専門性の高い教育を行う学校のことです。幼稚園から高等学校に相当する年齢段階の教育を、特別支援学校のそれぞれ幼稚部・小学部・中学部・高等部で行います。

特別支援教育コーディネーター

各学校における特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担う教員のことです。

トライアル雇用

障がい者雇用創出事業のひとつで、就業経験のない人や、職業経験が少なく知識や技能が十分ないと考えられる、安定した職業に就くことが難しい求職者を一定期間（原則3か月間）雇い入れ、業務遂行の可能性などを探りながら事業所と求職者の相互理解を促進し、常用雇用への移行をめざす制度です。

【は行】

ピアカウンセリング

ピア（peer）は仲間や同僚という意味があり、障がいのある人が自らの体験に基づいて相談に応じ、問題の解決を図ることです。

ピアサポート

ピア（peer）は仲間や同僚という意味があり、障がいのある人が自らの体験に基づいて、他の障がいのある人を支援する活動をいいます。

福祉マインドフェア

市内で活躍しているボランティア連絡協議会加入グループが中心となり、福祉活動やボランティア活動を紹介し、市民に楽しく体験してもらう催しです。

ペアレントトレーニング

保護者や養育者を対象に、行動理論をベースとして環境調整や子どもへの肯定的な働きかけをロールプレイやホームワークを通して学び、保護者や養育者のかかわり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動を促進し、不適切な行動の改善をめざす家

族支援のアプローチの一つです。地域においては、発達障がい児の支援機関等で実施されることが多いです。

ペアレントプログラム

子育てに難しさを感じる保護者が、子どもの「行動」の客観的な理解の仕方を学び、楽しく子育てに臨む自信をつけることを目的としたプログラムです。「行動で考える」「叱って対応するのではなく、適応行動ができたことを）ほめて対応する」「孤立している保護者が仲間を見つける」という3つの目標に向けて取り組みます。「障がい」という言葉を使用しないで、子育て支援での活用もできます。

ペアレントメンター

発達障がいのある子を育てた経験があり、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親を指します。同じような発達障がいのある子どもの親に対して、共感的なサポートを行い、地域資源についての情報を提供することができます。

ヘルプカード

外見からは分かりにくい障がいや疾患のある人や、コミュニケーションをとることが困難な人等が、周囲に自身の障がいや疾患への理解や必要な支援を求めることができるよう、障がい特性や希望する支援内容を記入し、財布や手帳等に入れたり、透明のケースに入れたり、携帯するものです。

ヘルプマーク

内部障がいや難病をはじめ、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない人が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成したマークです。

【や行】

ユニバーサルデザイン

年齢や性別、障がいの有無に関係なく、誰もが利用しやすいように製品やサービス、環境をデザインすることです。

2 策定会議

(1) 要綱

○尾張旭市第6期障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画策定会議開催要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、尾張旭市第6期障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画（以下「計画」という。）を策定するに当たり、幅広く意見を聴取するための尾張旭市第6期障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画策定会議（以下「策定会議」という。）の開催について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 策定会議は、計画の策定に関し意見交換を行う。

(構成)

第3条 策定会議は、15人以内の構成員をもって組織し、次に掲げる者により構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域福祉関係団体
- (3) 障がい者団体
- (4) 障がい福祉事業所
- (5) 圏域福祉関係者
- (6) 関係行政機関
- (7) 公募者
- (8) その他市長が必要と認める者

(座長)

第4条 策定会議に座長を置き、座長は構成員の互選によってこれを定める。

2 座長は、会務を総理する。

3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名する構成員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 策定会議は、座長が招集する。

2 策定会議は、必要に応じて関係者の意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 策定会議に関する庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、策定会議の運営について必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、令和元年9月6日から施行する。

(2) 構成員名簿

構成	氏名	所属団体等	備考
学識経験者	手嶋 雅史	椋山女学園大学	座長
地域福祉関係団体	星原 淳一	尾張旭市社会福祉協議会	
障がい者団体	谷口 澄夫	尾張旭市身体障害者福祉協議会	
	阪口 かをる	尾張旭市手をつなぐ親の会	
	守屋 美代子	尾張旭市地域精神障がい者家族会 こころねっと	
	山本 優	あさひトコトコの会	令和2年 3月まで
	木下 由起子		令和2年 4月から
障がい福祉事業所	成瀬 史宣	社会福祉法人ひまわり福祉会	
	柴田 康晴	児童発達支援センター 楽田 RAKUDA	
圏域福祉関係者	大谷 真弘	尾張東部圏域相談支援アドバイザー	職務代理者
関係行政機関	西川 恵子	瀬戸保健所	
	大井 智治	瀬戸公共職業安定所	令和2年 9月まで
	陰山 雅史		令和2年 10月から
	村田 健郎	尾張旭市障がい者基幹相談支援センター	
公募者	榎本 圭那	公募者	
	安藤 祐子	公募者	

3 計画の策定経緯

月 日	内 容
2019（令和元）年 11月18日	第1回 尾張旭市第6期障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画策定会議 ・計画策定について ・策定スケジュールについて ・アンケート調査の実施について ・ヒアリング調査について
2019（令和元）年 12月20日～ 2020（令和2）年 1月31日	▶アンケート調査の実施（詳細は20頁参照）
2020（令和2）年 2月19日～ 7月6日	▶ヒアリング調査の実施（詳細は35頁参照）
2020（令和2）年 8月24日～ 9月11日	第2回 尾張旭市第6期障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画策定会議 【新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、書面協議による意見聴取等】 ・第5期障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の進捗状況について ・第6期障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画骨子案について
2020（令和2）年 10月19日	第3回 尾張旭市第6期障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画策定会議 ・第6期障がい者計画について ・第6期障がい福祉計画について ・第2期障がい児福祉計画について
2020（令和2）年 12月10日～ 2021（令和3）年 1月8日	▶パブリックコメントの実施【意見：3人・9件】
2021（令和3）年 2月9日～ 2月19日	第4回 尾張旭市第6期障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画策定会議 【新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、書面協議による意見聴取等】 ・第6期障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画（案）について ・パブリックコメントで出された意見及び市の考え方

尾張旭市
第6期障がい者計画
第6期障がい福祉計画
第2期障がい児福祉計画

.....
2021（令和3）年3月

発行..... 尾張旭市

編集..... ■健康福祉部福祉課

■こども子育て部子育て相談課

〒488-8666

愛知県尾張旭市東大道町原田2600-1
（福祉課）

TEL 0561-76-8142

FAX 0561-52-3749

（子育て相談課）

TEL 0561-53-6103

FAX 0561-52-2299



尾張旭市